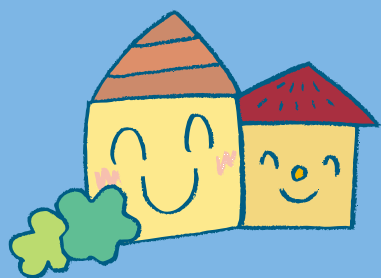
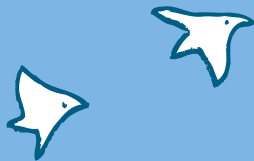


あいしょうちょう

愛莊町



くらしの

ガイドブック



保存版

愛莊町役場

■ 愛知川庁舎 〒529-1380 愛知郡愛莊町愛知川72番地 TEL.0749-42-4111(代)

■ 秦莊庁舎 〒529-1234 愛知郡愛莊町安孫子825番地 TEL.0749-37-2051(代)



## 愛荘町の概要

※人口、世帯数は外国人登録者も含めています。

**人 口**… 19,939 人 （平成17年12月 1日現在）

**世帯数**… 6,368 世帯 （平成17年12月 1日現在）

**面 積**… 37.98 平方キロメートル

## 愛荘町の町章デザイン

愛荘町の「シンボル」として公募し、全国から寄せられた多数の作品の中から選定したものです。



### 町章デザインの趣旨

愛荘町の「あ」をモチーフに「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまち」を目指して発展する「愛荘町」を象徴したものです。人々の未来への躍動と交流、町民の融和を表現。橙色は活力と未来へ輝く太陽、青は人々の生き生きとした活動、緑は自然に恵まれた豊かな暮らしを表します。

平成17年11月21日 第15回 秦荘町・愛知川町合併協議会で選定

### 愛荘町

### 本冊子のご利用にあたって

- ここに記載している内容は、「秦荘町・愛知川町合併協議会」の調整方針に基づき調整された項目について記載しており、原則として平成17年11月30日現在のものです。以後、法改正や条例制定等により変更する場合があります。より詳しい内容については、担当課までお問い合わせください。
- 本冊子で紹介する愛荘町愛知川庁舎および愛荘町秦荘庁舎の各電話番号は、平成18年2月13日からご利用になれます。



# 目次

# 愛荘町

合併後の住所表示	3
町内の主要な公共施設	9
役場施設の案内	19
事務組織・機構	25
届出・証明	33
公共施設の利用	37
各種相談	45
町政情報	47
各種コミュニティ助成	49
税金	53
国保・年金	56
福祉	62
健康	74
保育	77
生活環境	82
建設	86
農林水産	90
消防・防災	98
交通・防犯	102
教育	105
町議会・選挙	108

# 合併後の住所表示

平成18年2月13日から住所表示が変更になります。  
 なお、住民票の住所・本籍地および戸籍簿は合併時に愛荘町において変更しますので、届出をする必要はありません。  
 合併に伴い、愛知郡秦荘町および愛知郡愛知川町が愛知郡愛荘町となります。

- 郵便番号について…………… 合併に伴う郵便番号の変更はありません。
- 電話番号について…………… 合併に伴う電話番号の変更はありません。

## ●新町の名称が、

『<sup>あい しょう ちょう</sup>愛荘町』となり、「<sup>おおあざ</sup>大字」を削除します。

### 住所表示の変更例

#### 秦荘町の場合

合併前 滋賀県愛知郡 秦荘町大字上蚊野 ○○番地

↓合併後

合併後 滋賀県愛知郡 愛荘町上蚊野 ○○番地

#### 愛知川町の場合

合併前 滋賀県愛知郡 愛知川町大字畑田 ○○番地

↓合併後

合併後 滋賀県愛知郡 愛荘町畑田 ○○番地

## ●合併後の住所表示は次のとおりです

	旧住所	新住所	よみがな	旧住所	新住所	よみがな
旧秦荘町	秦荘町大字上蚊野	愛荘町上蚊野	かみがの	秦荘町大字島川	愛荘町島川	しまがわ
	秦荘町大字松尾寺	愛荘町松尾寺	まつおじ	秦荘町大字長塚	愛荘町長塚	ながつか
	秦荘町大字斧磨	愛荘町斧磨	よきとぎ	秦荘町大字栗田	愛荘町栗田	くりた
	秦荘町大字岩倉	愛荘町岩倉	いわくら	秦荘町大字南野々目	愛荘町南野々目	みなみののめ
	秦荘町大字蚊野	愛荘町蚊野	かの	秦荘町大字野々目	愛荘町野々目	ののめ
	秦荘町大字軽野	愛荘町軽野	かるの	秦荘町大字矢守	愛荘町矢守	やもり
	秦荘町大字安孫子	愛荘町安孫子	あびこ			
	秦荘町大字東出	愛荘町東出	ひがしで	旧愛知川町大字畑田	愛荘町畑田	はたけだ
	秦荘町大字竹原	愛荘町竹原	たけはら	愛知川町大字平居	愛荘町平居	ひらい
	秦荘町大字常安寺	愛荘町常安寺	しょうあんじ	愛知川町大字苜間	愛荘町苜間	かりま
	秦荘町大字円城寺	愛荘町円城寺	えんじょうじ	愛知川町大字東円堂	愛荘町東円堂	とうえんどう
	秦荘町大字西出	愛荘町西出	にしで	愛知川町大字豊満	愛荘町豊満	とよみつ
	秦荘町大字深草	愛荘町深草	ふこそ	愛知川町大字愛知川	愛荘町愛知川	えちがわ
	秦荘町大字目加田	愛荘町目加田	めかだ	愛知川町大字中宿	愛荘町中宿	なかじゅく
秦荘町大字蚊野外	愛荘町蚊野外	かのとの	愛知川町大字沓掛	愛荘町沓掛	くつかけ	
秦荘町大字香之庄	愛荘町香之庄	このしょう	愛知川町大字市	愛荘町市	いち	
秦荘町大字元持	愛荘町元持	もともち	愛知川町大字川久保	愛荘町川久保	かわくぼ	
秦荘町大字沖	愛荘町沖	おき	愛知川町大字石橋	愛荘町石橋	いしはし	
秦荘町大字宮後	愛荘町宮後	みやうしろ	愛知川町大字長野	愛荘町長野	ながの	
秦荘町大字北八木	愛荘町北八木	きたやぎ	愛知川町大字川原	愛荘町川原	かわら	
秦荘町大字下八木	愛荘町下八木	しもやぎ	愛知川町大字山川原	愛荘町山川原	やまがわら	

- 住所変更の証明書について… 合併に伴う住所に関する証明書(無料)を、両庁舎の窓口で交付します。住所変更の手続きに際し、証明書が必要な方はお申し出ください。

## 住所変更証明書

合併により平成18年2月13日から下記のように変更したことを証明します。

記

秦荘地区(旧秦荘町)		愛知川地区(旧愛知川町)	
旧	新	旧	新
愛知郡秦荘町大字上蚊野	愛知郡愛荘町上蚊野	愛知郡愛知川町大字畑田	愛知郡愛荘町畑田
愛知郡秦荘町大字松尾寺	愛知郡愛荘町松尾寺	愛知郡愛知川町大字平居	愛知郡愛荘町平居
愛知郡秦荘町大字斧磨	愛知郡愛荘町斧磨	愛知郡愛知川町大字苜間	愛知郡愛荘町苜間
愛知郡秦荘町大字岩倉	愛知郡愛荘町岩倉	愛知郡愛知川町大字東円堂	愛知郡愛荘町東円堂
愛知郡秦荘町大字蚊野	愛知郡愛荘町蚊野	愛知郡愛知川町大字豊満	愛知郡愛荘町豊満
愛知郡秦荘町大字軽野	愛知郡愛荘町軽野	愛知郡愛知川町大字愛知川	愛知郡愛荘町愛知川
愛知郡秦荘町大字安孫子	愛知郡愛荘町安孫子	愛知郡愛知川町大字中宿	愛知郡愛荘町中宿
愛知郡秦荘町大字東出	愛知郡愛荘町東出	愛知郡愛知川町大字沓掛	愛知郡愛荘町沓掛
愛知郡秦荘町大字竹原	愛知郡愛荘町竹原	愛知郡愛知川町大字市	愛知郡愛荘町市
愛知郡秦荘町大字常安寺	愛知郡愛荘町常安寺	愛知郡愛知川町大字川久保	愛知郡愛荘町川久保
愛知郡秦荘町大字円城寺	愛知郡愛荘町円城寺	愛知郡愛知川町大字石橋	愛知郡愛荘町石橋
愛知郡秦荘町大字西出	愛知郡愛荘町西出	愛知郡愛知川町大字長野	愛知郡愛荘町長野
愛知郡秦荘町大字深草	愛知郡愛荘町深草	愛知郡愛知川町大字川原	愛知郡愛荘町川原
愛知郡秦荘町大字目加田	愛知郡愛荘町目加田	愛知郡愛知川町大字山川原	愛知郡愛荘町山川原
愛知郡秦荘町大字蚊野外	愛知郡愛荘町蚊野外		
愛知郡秦荘町大字香之庄	愛知郡愛荘町香之庄		
愛知郡秦荘町大字元持	愛知郡愛荘町元持		
愛知郡秦荘町大字沖	愛知郡愛荘町沖		
愛知郡秦荘町大字宮後	愛知郡愛荘町宮後		
愛知郡秦荘町大字北八木	愛知郡愛荘町北八木		
愛知郡秦荘町大字下八木	愛知郡愛荘町下八木		
愛知郡秦荘町大字島川	愛知郡愛荘町島川		
愛知郡秦荘町大字長塚	愛知郡愛荘町長塚		
愛知郡秦荘町大字栗田	愛知郡愛荘町栗田		
愛知郡秦荘町大字南野々目	愛知郡愛荘町南野々目		
愛知郡秦荘町大字野々目	愛知郡愛荘町野々目		
愛知郡秦荘町大字矢守	愛知郡愛荘町矢守		

平成〇〇年〇〇月〇〇日

滋賀県愛知郡愛荘町長

〇〇〇〇 印

## ●合併による住所変更等の手続きのご案内

### <町役場の業務に関する主なもの>

平成18年2月13日から「愛荘町」が誕生することにより、官公署などで住所の表示変更の手続きなどが必要となる場合があります。皆さんがお持ちの免許証、許可証、証明書などの住所変更手続きの必要性について、その主な内容をお知らせします。

※市外局番 (0749)

件名	対象者等	手続きについて	問合せ先
住民票、戸籍	登録されている方	変更手続きは、必要ありません。	住民課(愛知川庁舎) 42-7692 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050
住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお持ちの方	平成18年2月13日以降、ご来庁の際にカードをご持参いただき、住所変更の手続きをしてください。カードの裏面に変更後の住所を記載します。	
印鑑登録証	印鑑登録をされている方	変更手続きは、必要ありません。平成18年2月13日以降、ご来庁の際に印鑑登録証と運転免許証等本人確認できるものをご持参ください。新しい印鑑登録証と交換します。	
外国人登録証	外国人登録をされている方	平成18年2月13日以降、ご来庁の際にカードをご持参いただき、住所変更の手続きをしてください。カードの裏面に変更後の住所を記載します。	
原動機付き自転車(125CC以下のバイク)・小型特殊自動車の標識	左記の交付を受けている方	変更手続きは、必要ありません。申請により無料で変更することができます。※旧標識を紛失された場合は弁償金200円が必要です。	税務課(愛知川庁舎) 42-7690 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050
法人町民税にかかる法人等の所在地の届出	左記の届出をされている法人	変更手続きは、必要ありません。	
町民税にかかる特別徴収義務者の所在地の届出	左記の届出をされている特別徴収義務者	変更手続きは、必要ありません。	
交通災害共済加入者証	左記の共済に加入している方	変更手続きは、必要ありません。	総務課(愛知川庁舎) 42-7680 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050
国民年金手帳・国民年金証書	左記の被保険者および年金を受給されている方	変更手続きは、必要ありません。	住民課(愛知川庁舎) 42-7692 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050

件名	対象者等	手続きについて	問合せ先
国民健康保険被保険者証等	左記の被保険者証等をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。平成18年3月31日まで現在お持ちの被保険者証等が使用できます。平成18年4月1日からの新しい被保険者証等は、3月末頃郵送します。	住民課(愛知川庁舎) 42-7692 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050
老人保健法医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。平成18年3月31日まで現在お持ちの受給者証が使用できます。平成18年4月1日からの新しい受給者証は、3月末頃郵送します。	
福祉医療費受給券	左記の受給券をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。平成18年3月31日まで現在お持ちの受給券が使用できます。平成18年4月1日からの新しい受給券は、3月末頃郵送します。	
母子健康手帳 母子健康手帳別冊 健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。	秦荘保健センター 37-8062 愛知川保健センター 42-4887
身体障害者手帳・療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。	健康福祉課(秦荘庁舎) 37-8053 愛知川サービス室 (愛知川庁舎) 42-7693
支援費の居宅受給者証・施設受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。	
戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。	
精神保健福祉手帳 通院医療費公費負担 患者票	左記の手帳をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。	
介護保険被保険者証等	左記の被保険者証等をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。平成18年2月28日まで現在お持ちの被保険者証等が使用できます。平成18年3月1日からの新しい被保険者証等は、2月末頃郵送します。	

件名	対象者等	手続きについて	問合せ先
児童扶養手当、特別児童扶養手当証書	左記の手当証書をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。	社会福祉課(秦荘庁舎) 37-8052 健康福祉課(秦荘庁舎) 37-8053 愛知川サービス室 (愛知川庁舎) 42-7693
飼い犬の登録	左記の登録をされている方	変更手続きは、必要ありません。	住民課(愛知川庁舎) 42-7692 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050
道路占用許可書	左記の許可を受けている方	変更手続きは、必要ありません。	建設課(愛知川庁舎) 42-7694 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050
指定給水装置工事事業者指定通知書	左記の通知書をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。	愛知郡広域行政組合 水道事務所 46-0168
下水道排水設備指定工事店証の住所	左記の登録証をお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。 次回更新日（平成18年5月31日）に変更します。	下水道課(愛知川庁舎) 42-7691 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) 37-8050
図書館利用カード	左記の利用カードをお持ちの方	変更手続きは、必要ありません。 合併後、来館時に秦荘図書館、愛知川図書館の共通カードを発行しますので、新しいカードと交換します。	秦荘図書館 37-4345 愛知川図書館 42-4114

＜町役場の業務以外に関する主なもの＞

件名	対象者等	手続きについて	問合せ先
旅券（パスポート）	所持している方	変更手続きは、必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所等はご自身で訂正いただいで結構です。ただし、他のページ等へ書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。	滋賀県 パスポートセンター 077-527-3323
自動車運転免許証	免許を受けている方	変更手続きは、必要ありません。 次回の更新の際、住所変更等を併せて行います。	東近江警察署 0748-24-0110 滋賀県免許センター 077-585-1255

件名	対象者等	手続きについて	問合せ先
厚生年金手帳または 厚生年金証書	左記の年金の加入者	変更手続きは、必要ありません。	滋賀社会保険事務所 彦根事務所 0749-23-1111
共済組合、その他の年金 手帳または証書	左記年金等の加入 者および受給者	年金証書等発行先に確認してく ださい。	各共済組合、 その他の年金証書 等発行先
土地・建物登記簿 (不動産の所在)	土地・建物など不 動産を持っている 方および法人	所在地の変更手続きは、必要あ りません。合併前の町名字名を 合併後の町名字名として取り扱 う「みなし規定」があります。 なお、法務局の職権において、 合併後随時書き換えが行われま すが、書き換え前に謄本等が交 付される際には「愛荘町」に変 更した旨が付記されます。	大津地方法務局 彦根支局 0749-22-0291
土地・建物登記簿 (不動産所有者・抵当 権・仮登記権利者な どの住所)		住所の変更手続きは、必要あり ません。合併前の町名字名は新 町名字名に変更登記されとみな す「みなし規定」があります。 なお、住所変更をしないと不都 合が生じる場合は、新町で発行 する住所変更の証明書を登記申 請書に添付して登記することが できます。 ※住所変更証明書が添付されて いるときは、登記免許税は無料 です。	
商業・法人登記簿 (会社・法人の本店や 主たる事務所の所在)	会社・法人等を経営 している方および役 員の方	所在地の変更手続きは、必要あ りません。法務局において職権 で変更します。	
商業・法人登記簿 (会社・法人の代表者・ 役員等の住所)		住所の変更手続きは、必要あり ません。	
普通預金通帳、定期 預金証書、キャッシュ カード、ローン等	通帳等をお持ちの 方	一般的には、住所変更の手続き は必要ありません。ただし、当 座預金やローン、融資取引のあ る方については、金融機関によ って取扱いが異なります。詳しく は各金融機関の窓口にお問い合わせ ください。	お取引の金融機関窓口

## 町内の主要な公共施設

※市外局番 (0749)

### 役 場 庁 舎



**愛荘町役場 愛知川庁舎**

〒529-1380  
愛知郡愛荘町愛知川72番地  
TEL 42-4111(代表)  
FAX 42-6090



**愛荘町役場 秦荘庁舎**

〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子825番地  
TEL 37-2051(代表)  
FAX 37-4444

### 保 健 セ ン タ ー



**愛荘町立 愛知川保健センター**

〒529-1380  
愛知郡愛荘町愛知川72番地  
TEL 42-4887  
FAX 42-7687



**愛荘町立 秦荘保健センター**

〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子811番地1  
TEL 37-8062  
FAX 37-8950

### 地 域 総 合 セ ン タ ー



**愛荘町立  
長塚地域総合センター**

長塚会館  
長塚教育集会所  
長塚老人憩の家

〒529-1224  
愛知郡愛荘町長塚159番地  
TEL 37-3279  
FAX 37-3979



**愛荘町立  
川久保地域総合センター**

川久保愛館  
川久保教育集会所  
川久保老人憩の家

〒529-1312  
愛知郡愛荘町川久保164番地1  
TEL 42-2003  
FAX 42-2055



**愛荘町立  
山川原地域総合センター**

山川原会館  
山川原教育集会所  
山川原老人憩の家

〒529-1301  
愛知郡愛荘町山川原126番 1  
TEL 42-2478  
FAX 43-2487

# 福祉施設

## 愛荘町立 福祉センター ラポール秦荘



### いきいきセンター

愛荘町社会福祉協議会 はたしょう事務所  
〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子1216番地1  
TEL 37-8063  
FAX 37-4343



### はつらつドーム



### けんこうプール

TEL 37-4777  
FAX 37-4778



### ふれあい広場



### いきがいセンター

(仮称)愛荘町老人クラブ連合会秦荘老人クラブ連絡協議会  
TEL 37-4104  
FAX 37-8278  
(愛荘町シルバー人材センター秦荘事業所)  
TEL 37-8277  
FAX 37-8278



## 愛荘町立 福祉センター愛の郷

### 愛荘町社会福祉協議会 えちがわ事務所

〒529-1313  
愛知郡愛荘町市731番地  
TEL 42-7170  
FAX 42-7178

(仮称)愛荘町老人クラブ連合会愛知川老人クラブ連絡協議会  
TEL 42-7757  
FAX 42-7178



### 愛荘町立 デイサービスセンター やすらぎ

〒529-1331  
愛知郡愛荘町愛知川1749番地1  
TEL 42-7039  
FAX 42-7056  
(愛荘町シルバー人材センター愛知川事業所)  
TEL 42-7039  
FAX 42-7056



### 愛荘町立 ふれあい共同作業所

〒529-1331  
愛知郡愛荘町愛知川1749番地1  
TEL・FAX 42-2264



### 愛荘町立 つくし保育園

〒529-1302  
愛知郡愛荘町愛知川702番地1  
TEL 42-5475  
FAX 42-5769



### 愛知川東小学校区学童保育所

〒529-1321  
愛知郡愛荘町豊満573番地  
TEL・FAX 42-7223



### 愛知川小学校区学童保育所

〒529-1315  
愛知郡愛荘町沓掛480番地  
TEL・FAX 42-6469

## 図書館



**愛荘町立秦荘図書館**

〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子822番地  
TEL 37-4345  
FAX 37-4309



**愛荘町立愛知川図書館**

〒529-1313  
愛知郡愛荘町市1673番地  
TEL 42-4114  
FAX 42-8484

## 文化施設



**愛荘町立  
パーティーセンター秦荘**

〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子822番地  
TEL 37-4110  
FAX 37-4113



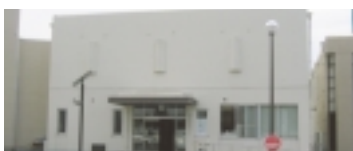
**愛荘町立  
愛知川公民館**

〒529-1331  
愛知郡愛荘町愛知川13番地2  
TEL 42-5141  
FAX 42-6390



**愛荘町立  
秦荘公民館**

〒529-1206  
愛知郡愛荘町蚊野1725番地  
TEL 37-2160  
FAX 37-4021



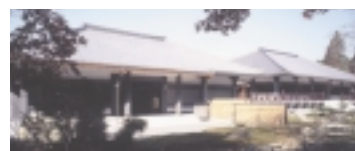
**愛荘町立  
町民センター愛知川**

〒529-1331  
愛知郡愛荘町愛知川13番2



**愛荘町立  
愛知川びんてまりの館**

〒529-1313  
愛知郡愛荘町市1673番地  
TEL 42-4114  
FAX 42-8484



**愛荘町立  
歴史文化博物館**

〒529-1202  
愛知郡愛荘町松尾寺878番地  
TEL 37-4500  
FAX 37-4520



**愛知川駅  
コミュニティハウス**

〒529-1313  
愛知郡愛荘町市895番地3  
TEL 42-8444  
FAX 42-8448



**近江上布伝統産業会館**

〒529-1331  
愛知郡愛荘町愛知川13番地7  
TEL 42-3246  
FAX 42-6488



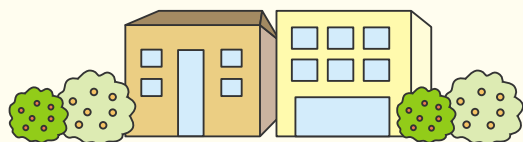
**郷土の偉人館・西澤眞藏記念館**

〒529-1227  
愛知郡愛荘町野々目72番地3  
TEL・FAX 42-7233



**依智秦氏の里古墳公園**

愛知郡愛荘町上蚊野72番地3



# スポーツ施設

## 愛荘町スポーツセンター

〒529-1205  
愛知郡愛荘町軽野甲100番地  
TEL 37-3383  
FAX 37-3506

### 秦荘体育館



### 秦荘武道館



## 秦荘グラウンド



### 愛荘町ふれ愛スポーツ公園

愛知郡愛荘町長野1973番地



### 愛荘町愛知川武道館

愛知郡愛荘町愛知川13番地7



### 愛荘町愛知川体育館

愛知郡愛荘町愛知川13番地7



### 愛荘町秦荘テニスコート

愛知郡愛荘町松尾寺968番地14



### 愛荘町愛知川テニスコート

愛知郡愛荘町愛知川13番地2



### みゆき公園

愛知郡愛荘町愛知川1771番地1  
1778番地



### 豊国運動公園

愛知郡愛荘町東円堂1484番地



### 宇曽川グラウンドゴルフ場

愛知郡愛荘町沖地先



### 滋賀県立 アーチェリー場

愛知郡愛荘町松尾寺968番地

# 教育施設



**愛荘町立秦荘中学校**

〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子730番地  
TEL 37-2005  
FAX 37-2272



**秦荘中学校セミナーハウス**

〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子730番地



**愛荘町立愛知中学校**

〒529-1313  
愛知郡愛荘町市779番地  
TEL 42-2162  
FAX 42-6280



**愛荘町立秦荘東小学校**

〒529-1233  
愛知郡愛荘町東出25番地  
TEL 37-2004  
FAX 37-2104



**愛荘町立秦荘西小学校**

〒529-1223  
愛知郡愛荘町島川1162番地  
TEL 42-2244  
FAX 42-2344



**愛荘町立愛知川小学校**

〒529-1315  
愛知郡愛荘町沓掛480番地  
TEL 42-2037  
FAX 42-2421



**愛荘町立愛知川東小学校**

〒529-1321  
愛知郡愛荘町豊満573番地  
TEL 42-2307  
FAX 42-2653



**愛荘町立  
秦荘幼稚園**

〒529-1234  
愛知郡愛荘町安孫子642番地  
TEL 37-3696  
FAX 37-8010



**愛荘町立  
愛知川幼稚園**

〒529-1313  
愛知郡愛荘町市1736番地  
TEL 42-2110  
FAX 42-5103



**愛知川学校給食センター**

〒529-1313  
愛知郡愛荘町市1733番地  
TEL 42-2644  
FAX 42-7522

## その他の施設



### 国民宿舎金剛輪寺荘

〒529-1202  
愛知郡愛荘町松尾寺968番地14  
TEL 37-3521  
FAX 37-3919



### 東近江警察署愛知川警部交番

〒529-1331  
愛知郡愛荘町愛知川39番地1  
TEL・FAX 42-2025



### 東近江警察署秦荘東警察官駐在所

〒529-1206  
愛知郡愛荘町蚊野1275番地  
TEL・FAX 37-2061



### 東近江警察署秦荘西警察官駐在所

〒529-1233  
愛知郡愛荘町鳥川1361番地11  
TEL・FAX 42-4121



### 愛知郡広域行政組合

〒527-0108  
東近江市小八木町16番地  
総務課 TEL 45-1416  
FAX 45-1418  
消防本部 TEL 45-4119  
FAX 45-4112



### 愛知郡広域斎場

〒529-1303  
愛知郡愛荘町長野960番地



### 愛知郡広域行政組合 水道事務所

〒527-0172  
東近江市鯉江町1676番地  
TEL 46-0168  
FAX 46-8020



### 湖東広域衛生管理組合 リバーセンター

〒527-0102  
東近江市平柳町3番地1  
TEL 45-0366  
FAX 45-0368

# 施設マップ

## 役場庁舎

- ① 愛荘町役場 愛知川庁舎
- ② 愛荘町役場 秦荘庁舎

## 保健センター

- ① 愛荘町立 愛知川保健センター
- ② 愛荘町立 秦荘保健センター

## 地域総合センター

- ① 長塚地域総合センター
- ② 川久保地域総合センター
- ③ 山川原地域総合センター

## 福祉施設

- ① 愛荘町立福祉センター  
ラポール秦荘
  - ・いきいきセンター  
(愛荘町社会福祉協議会はたしょう事務所)
  - ・はつらつドーム
  - ・けんこうプール
  - ・ふれあい広場
  - ・いきがいセンター  
〈仮称〉(愛荘町老人クラブ連合会秦荘  
老人クラブ連絡協議会)  
(愛荘町シルバー人材センター秦荘事業所)
- ② 愛荘町立福祉センター愛の郷  
(愛荘町社会福祉協議会えちがわ事務所)  
〈仮称〉(愛荘町老人クラブ連合会愛知  
川老人クラブ連絡協議会)
- ③ 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎ  
(愛荘町シルバー人材センター愛知川事業所)
- ④ 愛荘町立ふれあい共同作業所
- ⑤ 愛荘町立つくし保育園
- ⑥ 愛知川東小学校区学童保育所
- ⑦ 愛知川小学校区学童保育所

## 図書館

- ① 愛荘町立秦荘図書館
- ② 愛荘町立愛知川図書館

## スポーツ施設

- ① 愛荘町スポーツセンター
- ② 愛荘町ふれ愛スポーツ公園
- ③ 愛荘町愛知川武道館
- ④ 愛荘町愛知川体育館
- ⑤ 愛荘町秦荘テニスコート



## 文化施設

- ① 愛荘町立ハーティーセンター秦荘
- ② 愛荘町立愛知川公民館
- ③ 愛荘町立秦荘公民館
- ④ 愛荘町立町民センター愛知川
- ⑤ 愛荘町立愛知川びんてまりの館
- ⑥ 愛荘町愛知川テニスコート
- ⑦ 宇曾川グラウンドゴルフ場
- ⑧ みゆき公園
- ⑨ 豊国運動公園
- ⑩ 滋賀県立アーチェリー場

### 学校施設

- ① 愛荘町立秦荘中学校
- ② 愛荘町立愛知中学校
- ③ 愛荘町立秦荘東小学校
- ④ 愛荘町立秦荘西小学校
- ⑤ 愛荘町立愛知川小学校
- ⑥ 愛荘町立愛知川東小学校
- ⑦ 愛荘町立秦荘幼稚園
- ⑧ 愛荘町立愛知川幼稚園
- ⑨ 愛知川学校給食センター



湖国バス (蚊野線) ---

湖国バス (角能線) ---

バス停留所 ●

### その他

- ⑥ 愛荘町立歴史文化博物館
- ⑦ 愛知川駅コミュニティハウス
- ⑧ 近江上布伝統産業会館
- ⑨ 郷土の偉人館・西澤真藏記念館
- ⑩ 依智秦氏の里古墳公園
- ① 国民宿舎金剛輪寺荘
- ② 東近江警察署愛知川警部交番
- ③ 東近江警察署秦荘東警察官駐在所
- ④ 東近江警察署秦荘西警察官駐在所
- ⑤ 愛知郡広域行政組合消防本部
- ⑥ 愛知郡広域斎場
- ⑦ 湖東広域衛生管理組合リバースセンター

# 観光マップ・バス路線図

## 1 藤居本家



藤居本家の酒蔵は総けやきの造り。宮中献上の栄をたまる新嘗祭の御神酒をはじめ全国各地酒百選に選ばれた「旭日」の醸造元。醸造工程を見学でき、試飲も楽しめます。

## 2 竹平楼



明治天皇がお小休されたことで有名な竹平楼。御座所を当時のまま保存され、一見の価値があり、間取りや建て方が特徴的で、建築後約120年たってもくろいがないほど素材の良さが生きています。

## 3 八幡神社



聖徳太子が物部守屋との戦の際、神託によりこの神社に身を潜めたところ、無事難を逃れることができたため、報賽に田園を奉納。それ以来皇室の崇敬が篤かったと伝えられています。本殿は県の有形文化財に指定されています。

## 4 豊満神社



四脚門は入母屋造り・檜皮こけら鎧葺きで国の重要文化財。神社内の竹を軍旗の棹に使うと戦勝があるとして、源頼朝ら多くの武将が珍重したと伝えられています。「御旗さん」という呼び名で親しまれています。

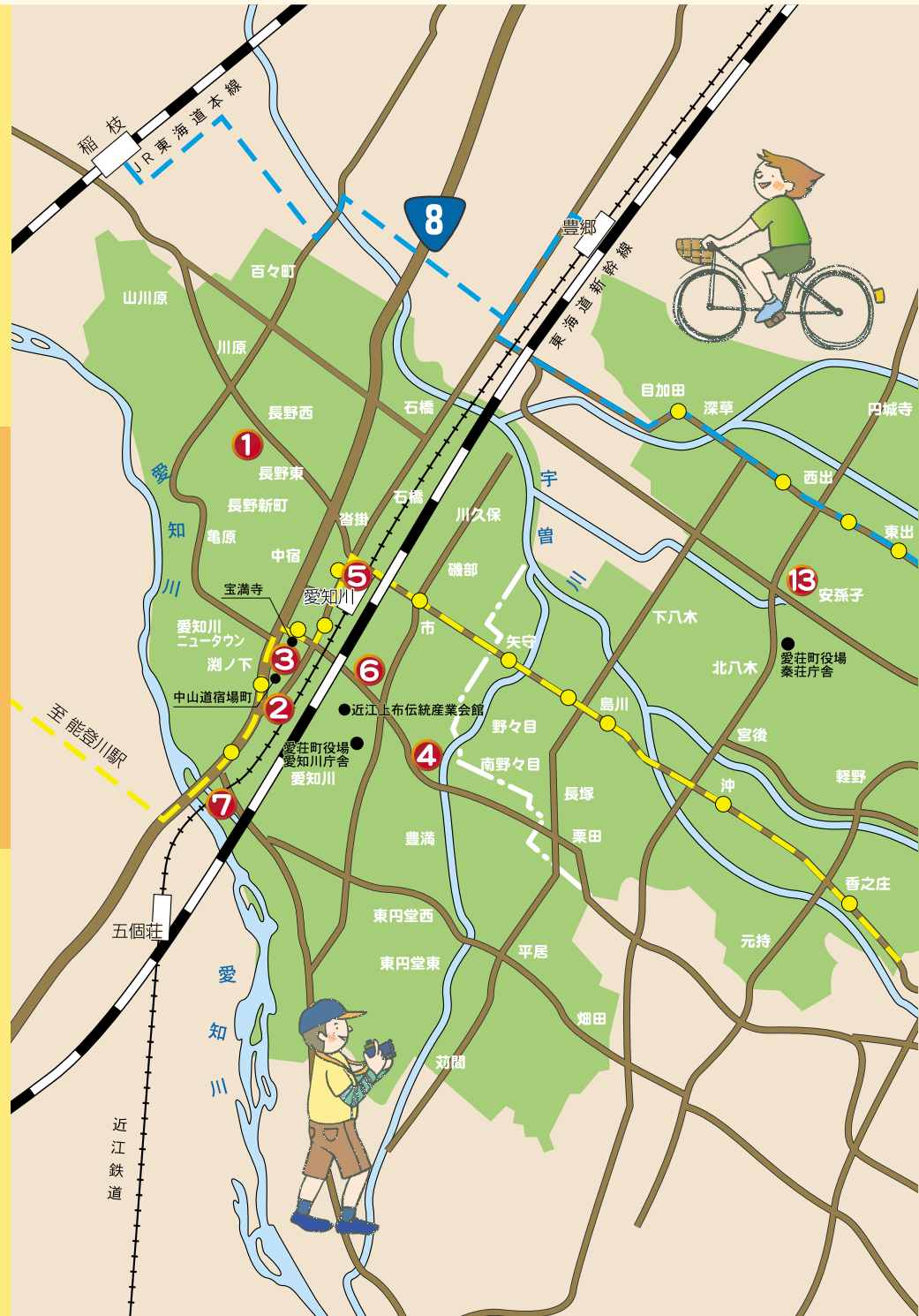
## 5 愛知川駅コミュニティハウス

「愛知川駅」の新駅舎。伝統工芸品・観光情報・郷土物産など、愛知川の風情・風土が集まっています。構内のギャラリー展は三週間ごとに作品が変わります。



## 6 愛知川びんて

全国でも数か所ではか作られていないびん細工手まり。心ある人にはまるく（家庭円満）中がよく（仲良く）見えるなどと、新築祝いや嫁入り道具などに喜ばれています。愛知川地域に古くから伝わるこの不思議で美しい工芸品の魅力を紹介しています。



### 13 近江特産 やまいもの里

旧秦荘町のやまいもは、今から約300年前、伊勢神宮参りのおみやげとして持ち帰り、長年にわたり選別を続けたのち、現在のテコ状のいもになりました。原産地は中国の雲南地方で、紀元前2000年、神農皇帝の時に薬用として栽培されたという記録が残っており、現在でも「山薬」という名で栽培されています。



### 12 手おりの里 金剛苑



伝統的工芸品、近江上布・秦荘紬の資料保存および展示ならびに家蚕・天蚕の飼育など技術技法の伝承活動を行っています。また、訪れた人々に正藍染や絣織りの体験を提供し、伝統の温かみを感じてもらえます。

### 11 歴史文化博物館



金剛輪寺を中心にした仏教美術、この地域の開発の基礎を築いた渡来系古代豪族「依智秦氏」、そして当地方の歴史文化などを分かりやすく紹介しています。

### 10 国民宿舎 金剛輪寺荘



金剛輪寺、西明寺、百済寺から近く、それぞれの趣の違う庭園・国宝巡りの休憩、食事、宿泊などに最適です。ゲートボール場・テニスコート・県立アーチェリー場などもご利用いただけ、四季折々の名物料理も魅力の一つです。

### 9 宇曾川ダム



小石から段階的に大きな岩を積み上げるロックフィル型式で、自然の景観と調和する工法です。雄大なダムと自然が織り成す風景は、訪れる人を優しく包みます。



湖国バス 凡 (蚊野線) 例 (角能線) バス停留所

### まりの館



### 7 愛知川祇園納涼祭

その昔、無賃橋創設のころこの地に移った祇園社は、無賃橋の神、中山道交通安全、河川愛知川の保護の神として奉られています。祇園納涼祭の花火大会は、神々への感謝の気持ちを捧げる行事で、江戸時代から続いています。



### 8 天台宗 金剛輪寺

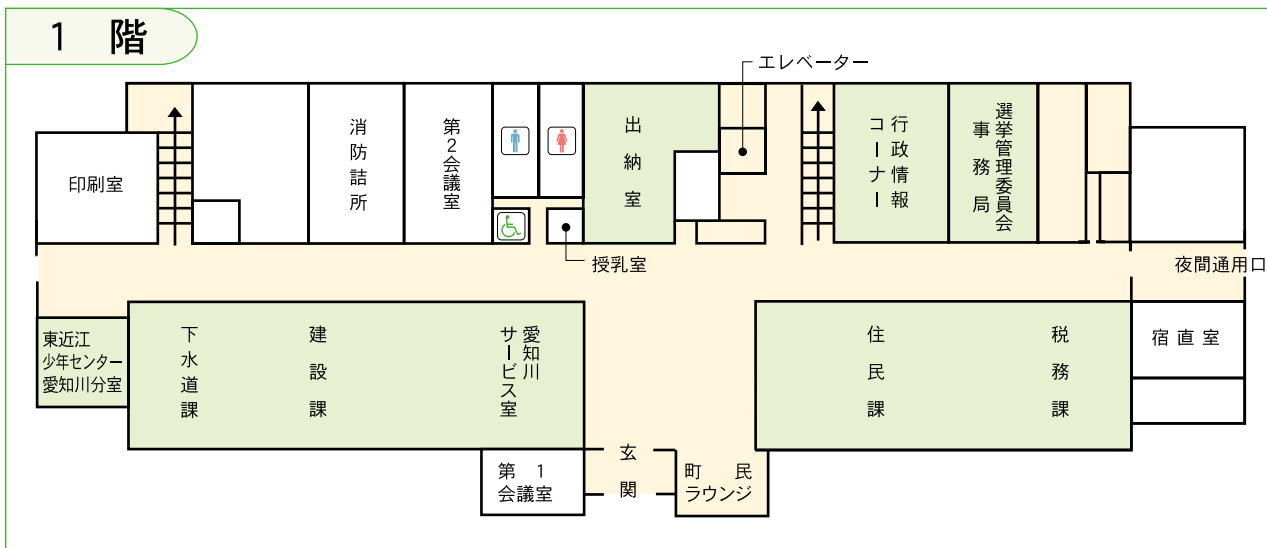


本堂の大悲閣は国宝に、三重塔や木造十一面観音像など13の文化財は国の重文に指定されています。春はシャクナゲが咲き乱れ、秋には深紅の紅葉が境内一面に錦を広げます。

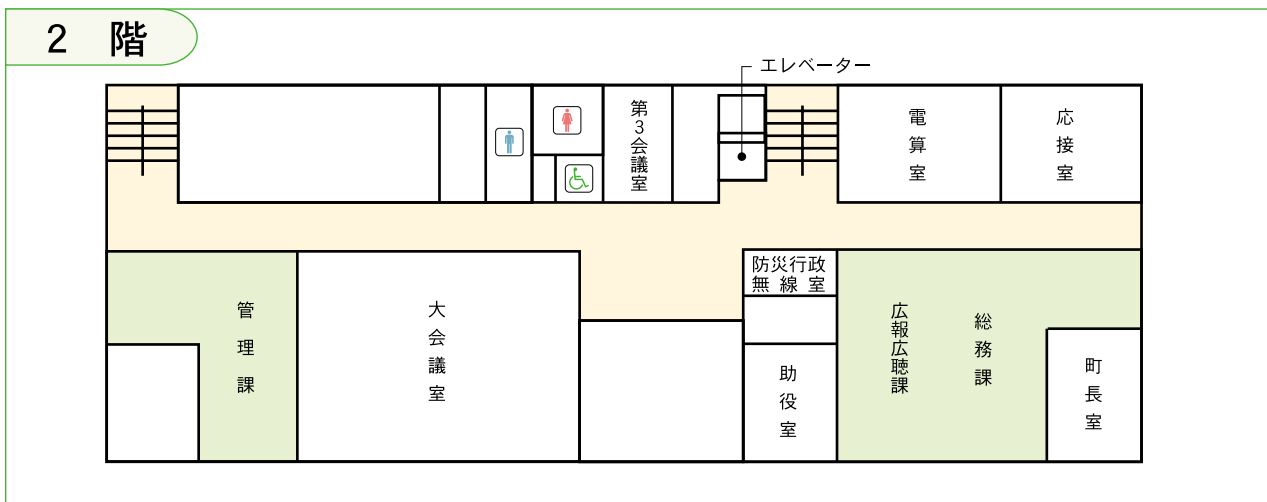


# 愛荘町役場愛知川庁舎 平面図

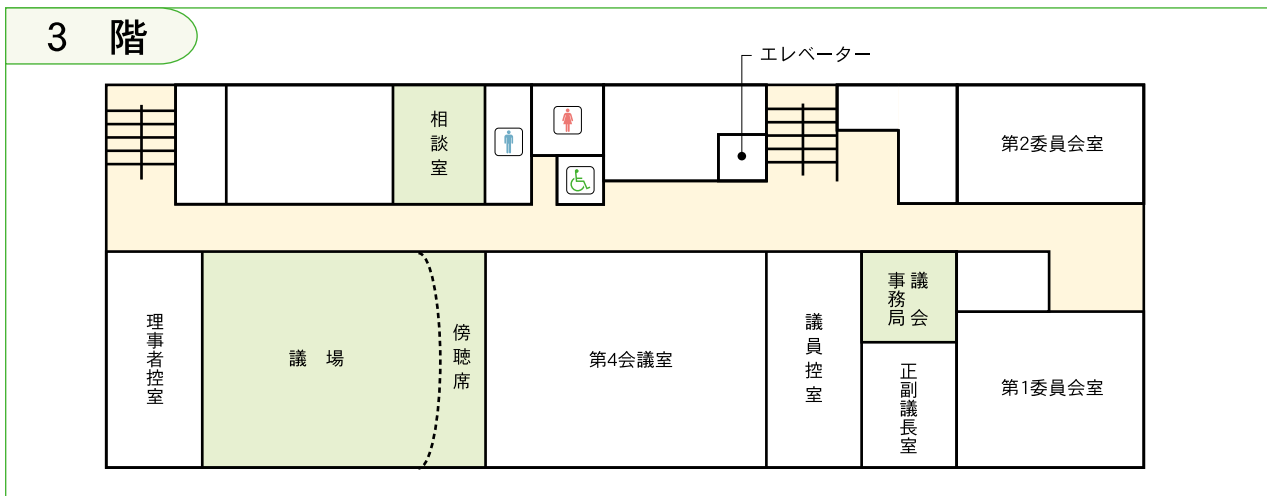
## 1 階



## 2 階



## 3 階



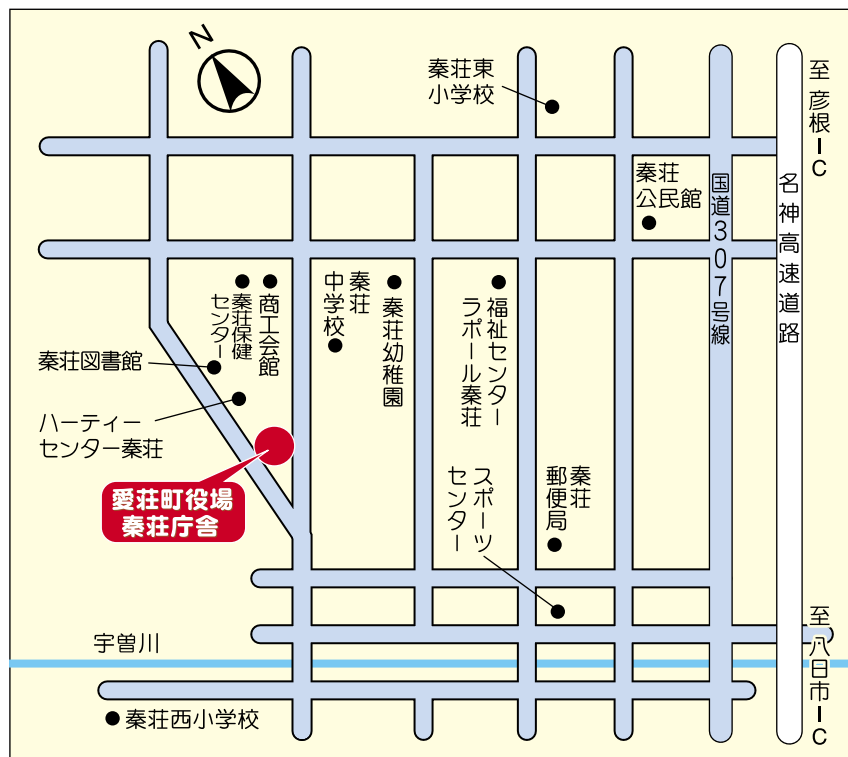
## 愛荘町役場 秦荘庁舎



愛荘町役場 秦荘庁舎

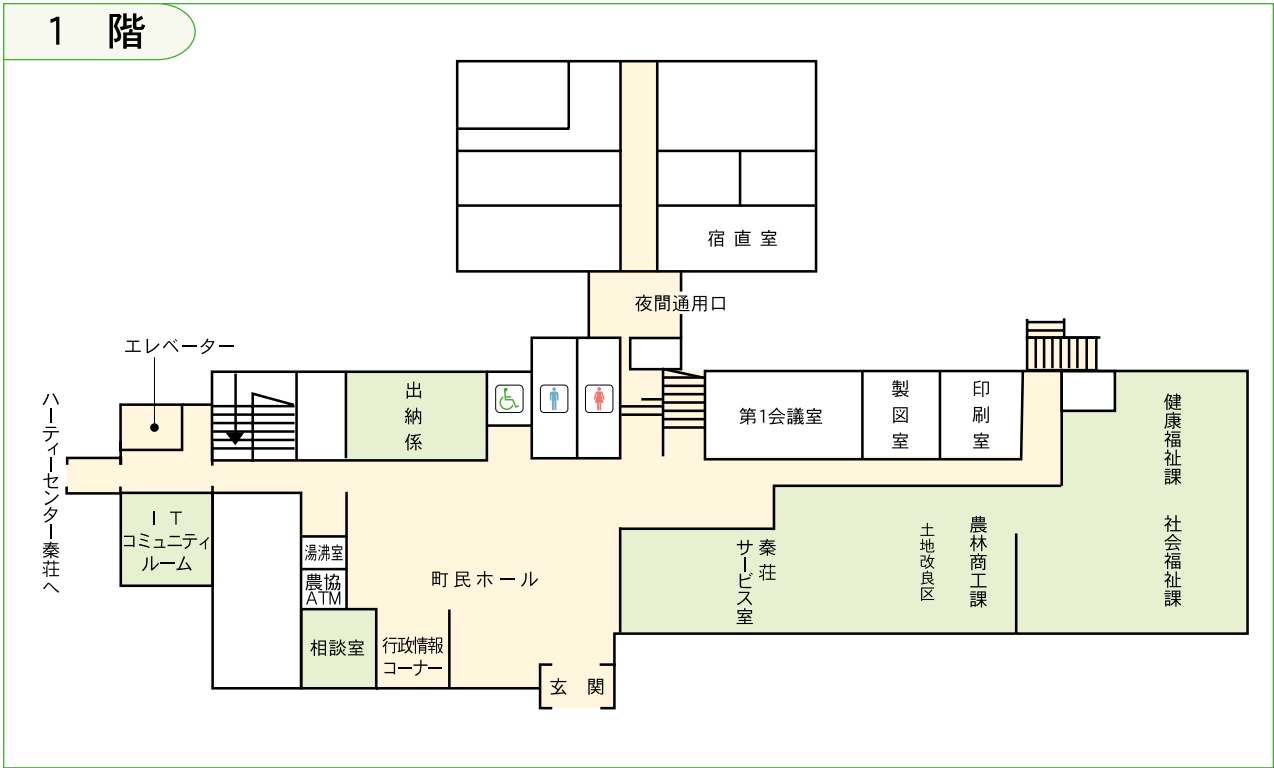
## 愛荘町役場 秦荘庁舎

〒529-1234 愛知郡愛荘町安孫子825番地  
TEL 0749-37-2051 (代表) 秦荘サービス室  
FAX 0749-37-4444 秦荘サービス室

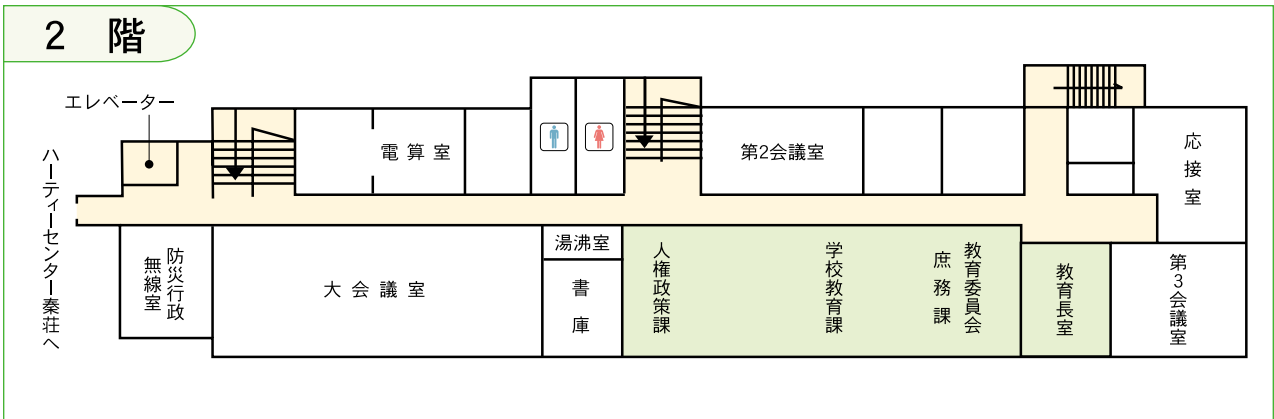


# 愛荘町役場秦荘庁舎 平面図

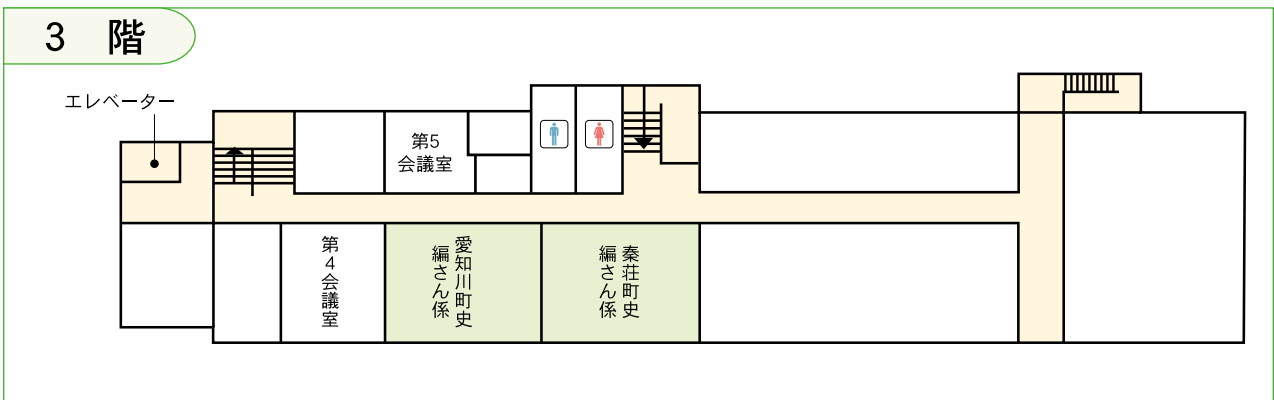
## 1 階



## 2 階

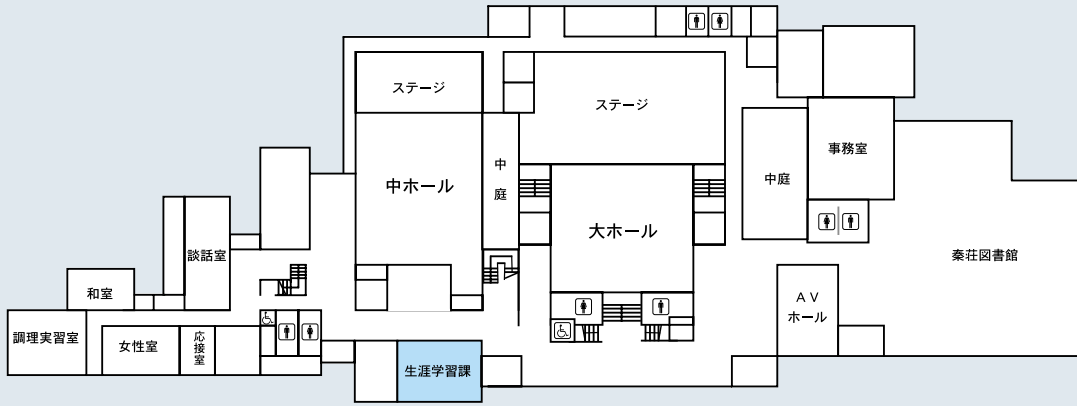


## 3 階

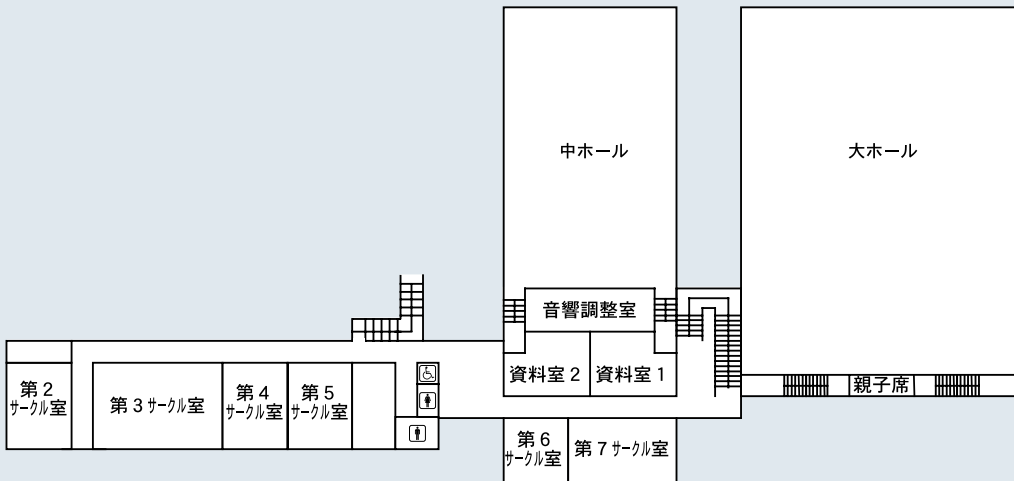


# 愛荘町立ハーティーセンター秦荘

## 1 階

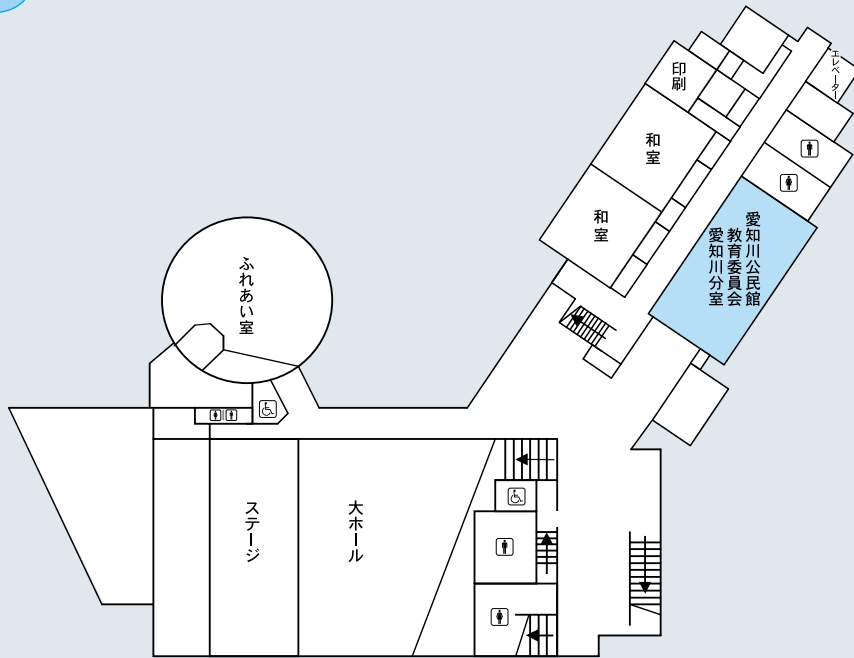


## 2 階

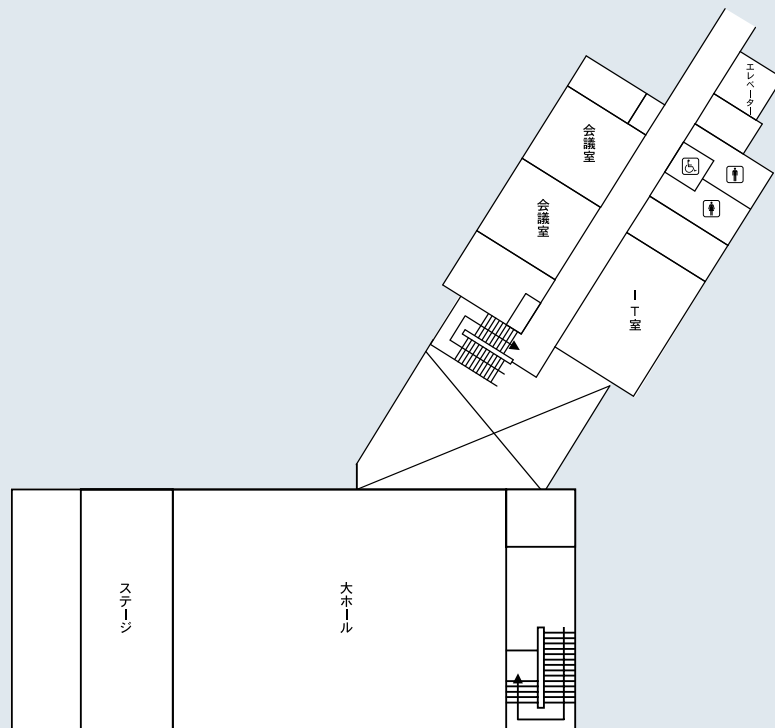


# 愛荘町立愛知川公民館

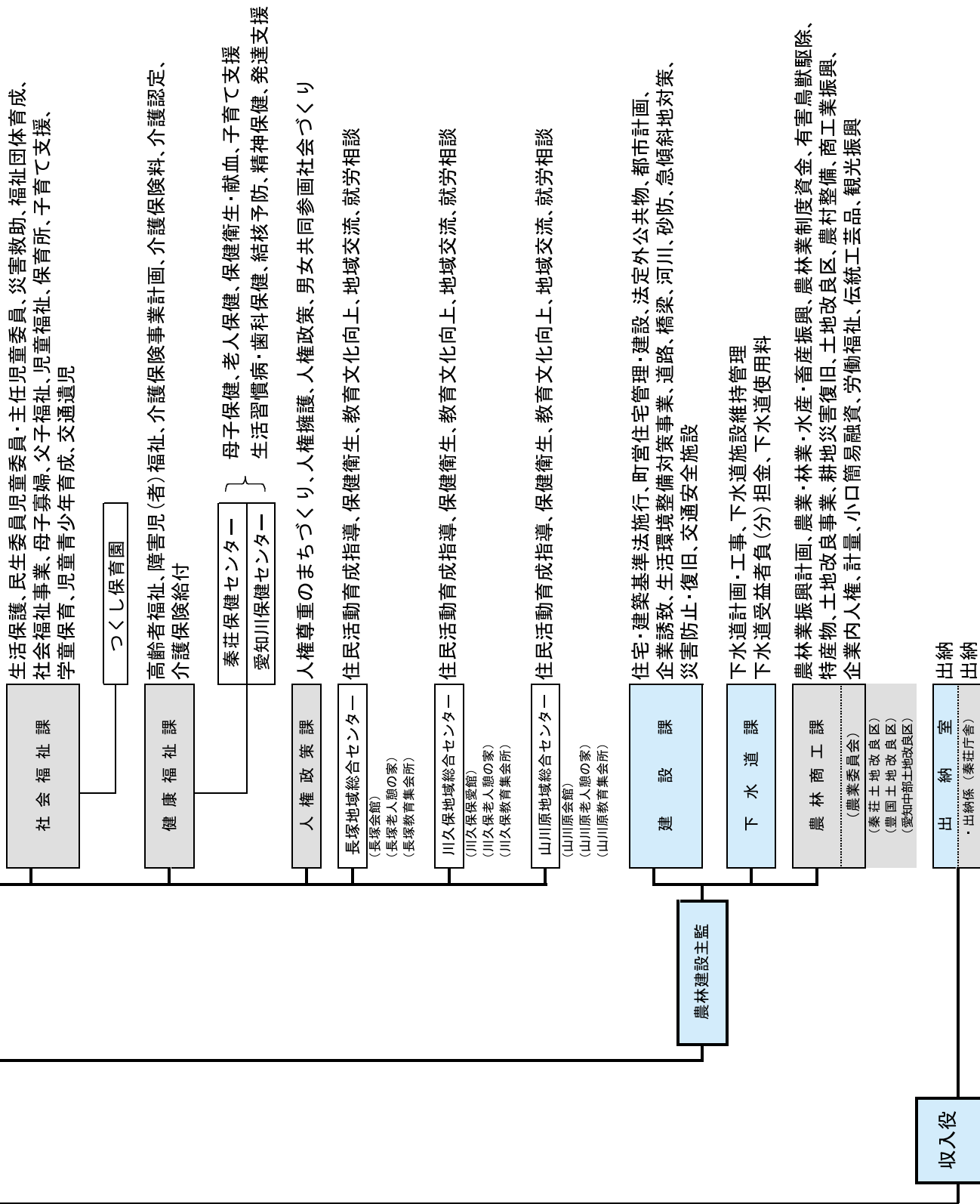
## 1 階



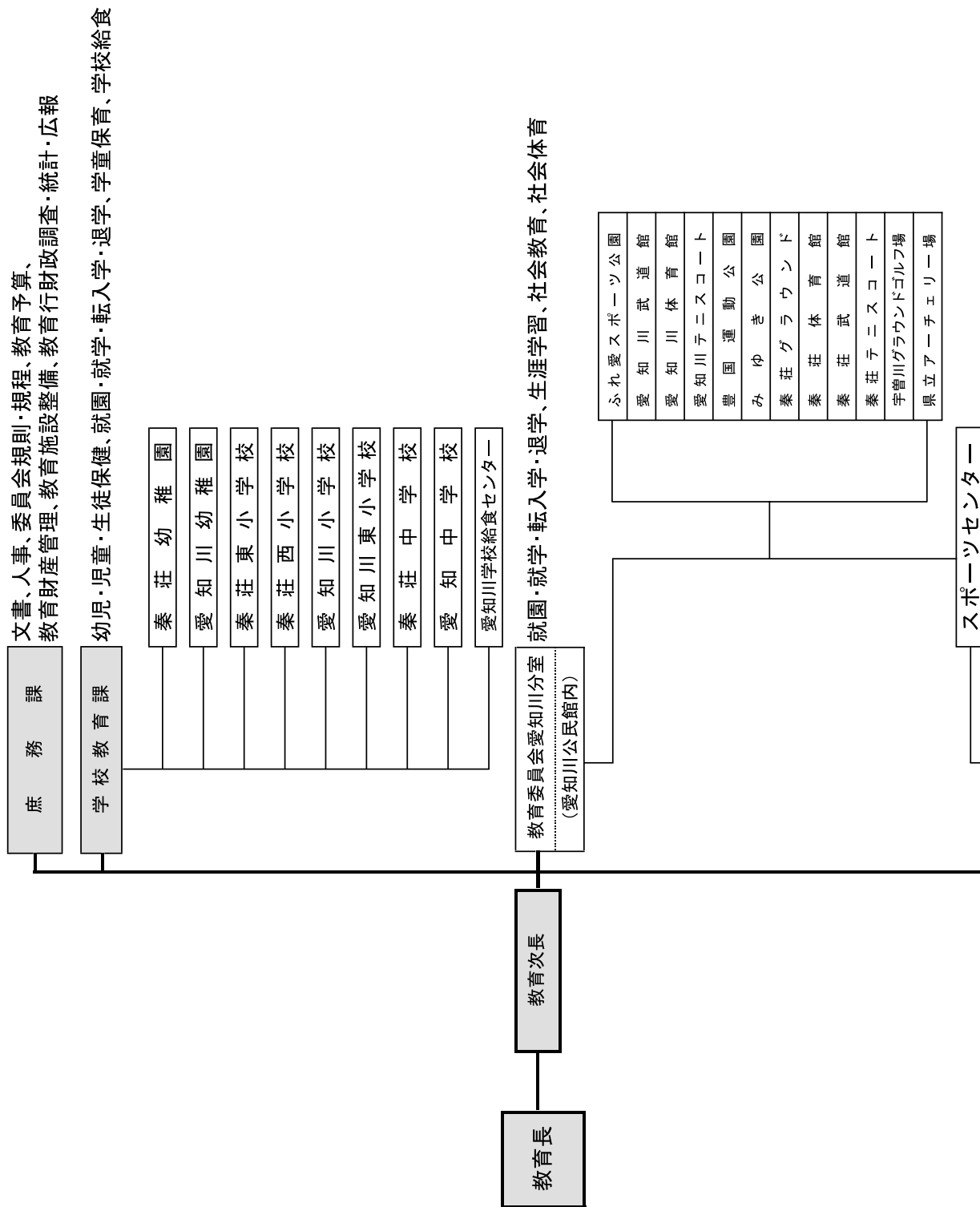
## 2 階



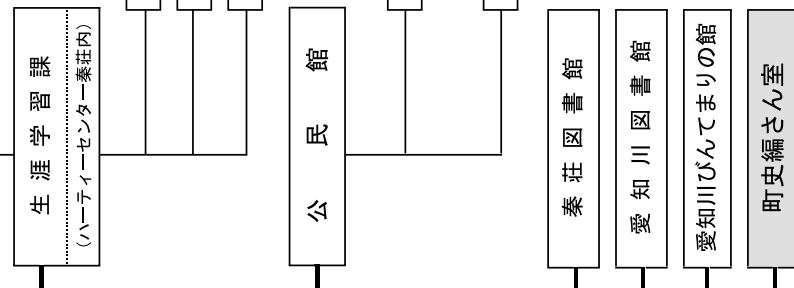




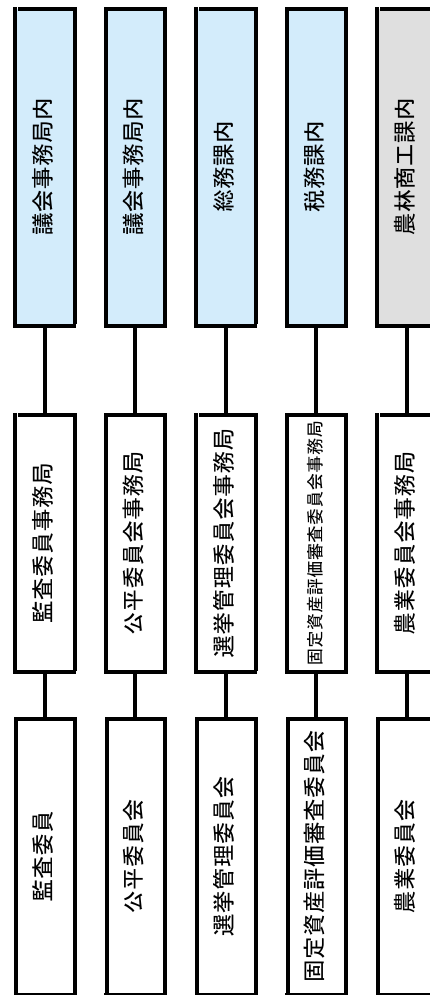
◎教育委員会部局の組織



生涯学習、青少年・女性・成人教育、文化芸術、人権教育、社会教育施設整備・管理、  
 社会教育団体指導・育成、生涯スポーツ振興、社会体育施設整備・管理、  
 体育関連団体指導・育成、指定文化財保護、未指定文化財調査・研究、埋蔵文化財



### ◎行政委員会の組織



●問合せ先一覧

愛荘町役場 <http://www.town.aisho.shiga.jp/> mail: info@town.aisho.shiga.jp  
 愛知川庁舎 (総務課) 代表 TEL 0749-42-4111 / FAX 0749-42-6090  
 秦荘庁舎 (秦荘サービス室) 代表 TEL 0749-37-2051 / FAX 0749-37-4444

※市外局番 (0749)

部局名	室・課名	係名	問合せ先等	場	所	
議会 部局	議会事務局 (監査委員事務局、公平委員会事務局)		TEL 42-7670 / FAX 42-7698 E-mail: gikai@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 3階		
	広報広聴課	秘書係、広報広聴係、情報管理係	TEL 42-7681 / FAX 42-6090 E-mail: koho@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 2階		
	総務課 (選挙管理委員会事務局)	庶務係、行政選挙係、地域安全係 政策調整係、財政係	TEL 42-7680 / FAX 42-6090 E-mail: somu@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 2階		
	管理課	管理係、契約審査係	TEL 42-7682 / FAX 42-7377 E-mail: kanri@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 2階		
	税務課 (固定資産評価審査委員会事務局)	住民税係、資産税係、納税管理係	TEL 42-7690 / FAX 42-7117 E-mail: zeimu@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 1階		
	愛知川サービス室	福祉係、環境改善係、産業振興係	TEL 42-7693 / FAX 42-5887 E-mail: eservice@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 1階		
	秦荘サービス室	総務係、税務係、住民係、建設下水道係	TEL 37-8050 / FAX 37-4444 E-mail: hservice@town.aisho.shiga.jp	秦荘庁舎 1階		
	町	福祉センターラポール秦荘けんこうプール		TEL 37-4777 / FAX 37-4778	福祉センターラポール秦荘 けんこうプール	
		福祉センターラポール秦荘はつらつドーム			福祉センターラポール秦荘 はつらつドーム	
		福祉センターラポール秦荘ふれあい広場		秦荘サービス室にお問い合わせください。	福祉センターラポール秦荘 ふれあい広場	
住民課		戸籍住民係、保険年金係、生活環境係	TEL 42-7692 / FAX 42-7117 E-mail: jumin@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 1階		
	社会福祉課	社会福祉係、児童福祉係	TEL 37-8052 / FAX 37-4444 E-mail: shakai@town.aisho.shiga.jp	秦荘庁舎 1階		
長	つくし保育園		TEL 42-5475 / FAX 42-5769	つくし保育園		
	健康福祉課	高齢・障害福祉係、介護保険係、保健衛生係	TEL 37-8053 / FAX 37-4444 E-mail: kenko@town.aisho.shiga.jp	秦荘庁舎 1階		
	秦荘保健センター		TEL 37-8062 / FAX 37-8950 E-mail: hhoken@town.aisho.shiga.jp	秦荘保健センター		
	愛知川保健センター		TEL 42-4887 / FAX 42-7687 E-mail: ehoken@town.aisho.shiga.jp	愛知川保健センター		
部	人権政策課	人権政策係	TEL 37-8055 / FAX 37-4192 E-mail: jinken@town.aisho.shiga.jp	秦荘庁舎 2階		
	長塚地域総合センター	長塚会館、長塚老人憩の家、長塚教育集会所	TEL 37-3279 / FAX 37-3979 E-mail: nchiiki@town.aisho.shiga.jp	長塚地域総合センター		
	川久保地域総合センター	川久保愛館、川久保老人憩の家、川久保教育集会所	TEL 42-2003 / FAX 42-2055 E-mail: kchiiki@town.aisho.shiga.jp	川久保地域総合センター		

局	山川原地域総合センター	山川原会館、山川原老人憩の家、山川原教育集会所	TEL 42-2478 / FAX 43-2487 E-mail : ychiiki@town.aisho.shiga.jp	山川原地域総合センター
	農林商工課 (農業委員会事務局)	農林振興係、土地改良係 商工振興係、観光振興係	TEL 37-8051 / FAX 37-4444 E-mail : norin@town.aisho.shiga.jp	秦荘庁舎 1階
		農林商工課にお問い合わせください。		
		秦荘土地改良区	TEL 42-7656	
	建設課	豊国土地改良区	TEL 42-7657	
		愛知中部土地改良区		
		管理係、都市計画係、建設係	TEL 42-7694 / FAX 42-5887 E-mail : kensetsu@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 1階
	下水道課	下水道係、施設管理係	TEL 42-7691 / FAX 42-5887 E-mail : gesuido@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 1階
		出納係 (愛知川庁舎)	TEL 42-7697 E-mail : suito@town.aisho.shiga.jp	愛知川庁舎 1階
	出納室	出納係 (秦荘庁舎)	TEL 37-8054	秦荘庁舎 1階
教育局	庶務課 (教育委員会事務局)	庶務係、施設管理係	TEL 37-8056 / FAX 37-4192 E-mail : shomu@town.aisho.shiga.jp	秦荘庁舎 2階
	学校教育課	学校教育係	TEL 37-8057 / FAX 37-4192 E-mail : gakukyo@town.aisho.shiga.jp	秦荘庁舎 2階
	秦荘幼稚園		TEL 37-3696 / FAX 37-8010	秦荘幼稚園
	愛知川幼稚園		TEL 42-2110 / FAX 42-5103	愛知川幼稚園
	秦荘東小学校		TEL 37-2004 / FAX 37-2104	秦荘東小学校
	秦荘西小学校		TEL 42-2244 / FAX 42-2344	秦荘西小学校
	愛知川小学校		TEL 42-2037 / FAX 42-2421	愛知川小学校
	愛知川小学校区学童保育所		TEL・FAX 42-6469	愛知川小学校区学童保育所
	愛知川東小学校		TEL 42-2307 / FAX 42-2653	愛知川東小学校
	愛知川東小学校区学童保育所		TEL・FAX 42-7223	愛知川東小学校区学童保育所
	秦荘中学校		TEL 37-2005 / FAX 37-2272	秦荘中学校
	秦荘中学校セミナーハウス		秦荘中学校にお問い合わせください。	秦荘中学校セミナーハウス
	愛知中学校		TEL 42-2162 / FAX 42-6280	愛知中学校
	愛知川学校給食センター		TEL 42-2644 / FAX 42-7522 E-mail : kyushoku@town.aisho.shiga.jp	愛知川学校給食センター

部局名	室・課名	係名	問合せ先等	場 所
教 育 委 員 会 部 局	教育委員会愛知川分室	教育係	TEL 42-7683 / FAX 42-6390 E-mail : kyobun@town.aisho.shiga.jp	愛知川公民館1階
	ふれ愛スポーツ公園・愛知川武道館・愛知川体育館・愛知川テニスコート・豊国運動公園・みゆき公園		教育委員会愛知川分室にお問い合わせください。	ふれ愛スポーツ公園他
	生涯学習課	生涯学習係、人権教育係	TEL 37-4110 / FAX 37-4113 E-mail : hearty@town.aisho.shiga.jp	ハーティセンター-秦荘1階
	ハーティセンター-秦荘		生涯学習課にお問い合わせください。	ハーティセンター-秦荘1階
	歴史文化博物館	文化財保護係	TEL 37-4500 / FAX 37-4520 E-mail : rekibun@town.aisho.shiga.jp	歴史文化博物館
	郷土の偉人館・西澤真藏記念館		TEL 42-7233	郷土の偉人館・西澤真藏記念館
	依智秦氏の里古墳公園、目賀田城跡公園		歴史文化博物館にお問い合わせください。	依智秦氏の里古墳公園・ 目賀田城跡公園
	スポーツセンター (秦荘グラウンド・秦荘体育館・秦荘武道館・ 秦荘テニスコート・宇曽川グラウンドゴルフ場・ 県立アーチェリー場)		TEL 37-3383 / FAX 37-3506 E-mail : spocen@town.aisho.shiga.jp	スポーツセンター他
	秦荘図書館	社会体育係		
	愛知川図書館	図書係	TEL 37-4345 / FAX 37-4309 E-mail : htoshoto@town.aisho.shiga.jp	秦荘図書館
	愛知川びんてまりの館	図書係	TEL 42-4114 / FAX 42-8484 E-mail : etoshoto@town.aisho.shiga.jp	愛知川図書館
	愛知川公民館	庶務係、学芸係	愛知川図書館にお問い合わせください。	愛知川びんてまりの館
町民センター-愛知川	愛知川公民館係	TEL 42-5141 / FAX 42-6390 E-mail : ekomin@town.aisho.shiga.jp	愛知川公民館1階	
秦荘公民館	秦荘公民館係	愛知川公民館にお問い合わせください。	愛知川公民館1階	
町史編さん室	秦荘公民館係 秦荘町史編さん係 愛知川町史編さん係	TEL 37-2160 / FAX 37-4021 E-mail : hkomin@town.aisho.shiga.jp TEL 37-8058 / FAX 37-8951 E-mail : choshi@town.aisho.shiga.jp TEL 37-8059 / FAX 37-8951 E-mail : choshi@town.aisho.shiga.jp	秦荘公民館1階 秦荘庁舎3階	

種 別	施 設 名	問合せ先	場 所
	国民宿舎金剛輪寺荘	TEL 37-3521 / FAX 37-3919	国民宿舎金剛輪寺荘
	福祉センターラポール秦荘いきいきセンター (秦荘町社会福祉協議会はたしよ事務所)	TEL 37-8063 / FAX 37-4343	福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター

そ の 他 施 設	福祉センターラポール秦荘いきがいセンター 〈仮称〉(愛荘町老人クラブ連合会秦荘老人クラブ連絡協議会)	TEL 37-4104 / FAX 37-8278	福祉センターラポール秦荘いきがいセンター
	福祉センターラポール秦荘いきがいセンター (愛荘町シルバー人材センター秦荘事業所)	TEL 37-8277 / FAX 37-8278	福祉センターラポール秦荘いきがいセンター
	福祉センター愛の郷 (愛荘町社会福祉協議会えちかわ事務所)	TEL 42-7170 / FAX 42-7178	福祉センター愛の郷
	福祉センター愛の郷 〈仮称〉(愛荘町老人クラブ連合会愛知川老人クラブ連絡協議会)	TEL 42-7757 / FAX 42-7178	福祉センター愛の郷
	デイサービスセンターやすらぎ (愛荘町シルバー人材センター愛知川事業所)	TEL 42-7039 / FAX 42-7056	デイサービスセンター やすらぎ
	ふれあい共同作業所	TEL・FAX 42-2264	ふれあい共同作業所
	東近江警察署	TEL 0748-24-0110 / FAX 0748-24-0143	東近江警察署
	東近江警察署愛知川警部交番	TEL・FAX 42-2025	東近江警察署警部交番
	東近江警察署秦荘東警察官駐在所	TEL・FAX 37-2061	東近江警察署秦荘東警察官駐在所
	東近江警察署秦荘西警察官駐在所	TEL・FAX 42-4121	東近江警察署秦荘西警察官駐在所
	愛知郡広域行政組合 総務課・消防本部	総務課 TEL 45-1416 / FAX 45-1418 消防本部 TEL 45-4119 / FAX 45-4112	愛知郡広域行政組合 消防本部
	水道事務所	水道事務所 TEL 46-0168 / FAX 46-8020	愛知郡広域行政組合 水道事務所
	広域斎場	愛知郡広域行政組合総務課または 消防本部にお問い合わせください。	愛知郡広域行政組合 広域斎場
	清掃センター	清掃センター TEL 45-1123	愛知郡広域行政組合 清掃センター
	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	TEL 45-0366 / FAX 45-0368	リバースセンター
愛知川駅コミュニティハウス	TEL 42-8444 / FAX 42-8448	愛知川駅コミュニティハウス	
愛知川東部地区農業集落多目的集会所	愛知川サービス室にお問い合わせください。	愛知川東部地区農業集落多目的集会所	
近江上布伝統産業会館	TEL 42-3246 / FAX 42-6488	近江上布伝統産業会館	

## 1. 戸籍に関する主な届出

このような時	届出の種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から14日以内（14日目が休日の場合はその翌日まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届1通</li> <li>出生証明書（出生届についています。医師か助産師の記入者印が必要）</li> <li>届出人の印鑑（スタンプ印不可）</li> <li>母子健康手帳</li> </ul>
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内（7日目が休日の場合はその翌日まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届1通</li> <li>死亡診断書（死亡届についています。医師の記入者印が必要）</li> <li>届出人の印鑑（スタンプ印不可）</li> </ul>
結婚するとき	婚姻届	届け出た日に効力を生ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届1通（20歳以上の証人2人の署名押印が必要）</li> <li>戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）：夫・妻各1通（届け出先が本籍地の場合は不要）</li> <li>届出人の印鑑（スタンプ印不可）</li> <li>未成年者が婚姻届をする場合は、父母の同意が必要</li> </ul>
離婚するとき	離婚届	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議離婚の場合は届出により効力を生ずる</li> <li>調停離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届1通（20歳以上の証人2人の署名押印が必要）</li> <li>※ただし、調停・裁判離婚の場合は申立人だけの届出で証人はいらぬ。</li> <li>戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）：1通（届出先が本籍地の場合は不要）</li> <li>届出人の印鑑（スタンプ印不可）</li> <li>調停離婚のときは調停調書の謄本、審判または裁判離婚のときはその謄本と確定証明書</li> <li>未成年の子がいるときは、父、母いずれかが親権者になることを決めて届出。子の戸籍は、変動なし</li> </ul>
離婚時の氏を引きつづき使用するとき	離婚のときの氏を称す届（戸籍法77条の2の届）	届け出た日に効力を生ずる離婚の日から3カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚の際に称していた氏を称する届1通</li> <li>戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）1通（離婚届と同日または、届出地が本籍地の場合は不要）</li> </ul>
本籍地を変更するとき	転籍届	届け出た日に効力を生ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>転籍届1通</li> <li>戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）1通（町内で転籍の場合は不要）</li> <li>届出人の印鑑（スタンプ印不可）</li> </ul>
子が父または母と氏が違う場合に父または母の戸籍に入るとき	入籍届	届け出た日に効力を生ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所の許可書の謄本</li> <li>戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）1通</li> <li>入籍する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）1通</li> <li>新たに入籍する戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）1通（届出先が本籍地の場合は不要）</li> <li>届出人の印鑑（スタンプ印不可）</li> </ul>

※ 養子縁組、養子離縁については、直接住民課窓口または秦荘サービス室までお問い合わせください。

※ 国民健康保険被保険者証・国民年金手帳・介護保険被保険者証（受給資格証明書）等加入者のみ手続きが必要な場合がありますので、各担当までお問い合わせください。

※ 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届を提出する場合は、可能な限り運転免許証、パスポートなど写真付の本人確認の出来る書類の提示をお願いします。

## 2. 住民登録に関する主な届出

このような時	届出の種類	届出期間	必要なもの
他の市町村から引っ越してきたとき	転入届	新しく住み始めた日から14日以内	・転出証明書 ・印鑑（スタンプ印不可）
国外から転入したとき	国外からの転入届	帰国した日から14日以内	・パスポート ・戸籍抄本（個人事項証明書）・戸籍の附票（5年以内の再転入の方は不要）
他の市町村または国外へ引越しするとき	転出届	転出する前または転出後14日以内	・印鑑登録証
町内で住所が変わったとき	転居届	転居した日から14日以内	
世帯主の変更、世帯の分離・合併をするとき	世帯変更届	変更があった日から14日以内	

※ 国民健康保険被保険者証・国民年金手帳・介護保険被保険者証（受給資格証明書）等加入者のみ手続きが必要な場合がありますので、各担当までお問い合わせください。

※ 住民登録に関する届出をする場合は、可能な限り運転免許証、パスポートなど写真付の本人確認の出来る書類の提示をお願いします。

## 3. 外国人登録に関する主な届出

このような時	届出期間	必要なもの
入国してきたとき	90日以内	・パスポート※ ・写真2枚※
子供が生まれたとき	60日以内	・出生届 ・出生証明書（出生届についています。医師か助産師の記入者印が必要）
日本国籍を離脱したとき	60日以内	・離脱証明書 ・写真2枚※
外国人登録証明書をき損・汚損したとき	申し出のとき	・外国人登録証明書 ・パスポート※ ・写真2枚※
氏名・生年月日・性別・国籍の変更又は、訂正をしたとき	変更または訂正したとき	・外国人登録証明書 ・パスポート※ ・写真2枚※
外国人登録証明書の記載欄に余白がなくなったとき	申し出のとき	・外国人登録証明書 ・パスポート※ ・写真2枚※
外国人登録証明書を失ったとき	14日以内	・遺失・盗難証明書 ・パスポート※ ・写真2枚※
登録等を受けた後の5回目の誕生日ごと（永住者・特別永住者は7回目）	誕生日から30日以内	・外国人登録証明書 ・パスポート※ ・写真2枚※
1年以上5年未満で指定された確認日がきたとき	確認日から30日以内	・外国人登録証明書 ・パスポート※ ・写真2枚※
16歳以上の誕生日がきたとき	誕生日から30日以内	・外国人登録証明書 ・パスポート※ ・写真2枚※
居住地を変更したとき	14日以内	外国人登録証明書
居住地以外の変更登録（氏名・国籍・在留期間・旅券番号・勤務先など）	14日以内	外国人登録証明書 事実を証明する文書

※ パスポートは持っている人のみ持参してください。

※ 写真サイズは3.5cm×4.5cm（16歳未満は不要）

※ 国民健康保険被保険者証・国民年金手帳・介護保険被保険者証（受給資格証明書）等加入者のみ手続きが必要な場合がありますので、各担当までお問い合わせください。

## 印鑑登録

### ●登録できる人

満15歳以上(成年被後見人を除く)で、愛荘町に住民登録(外国人の方は、外国人登録原票に登録)をしている人です。

### ●本人が申請する場合

#### ◎必要なもの…登録する印鑑

外国人の方で通称名の印鑑を継続する場合、通称名の登録が必要です。

注) 通称名登録の際には、給与明細書、手紙、在職証明書等日常使っていることが証明できる書類および外国人登録証明書を持参してください。

#### ◎即日登録を完了させたい場合は次のいずれかを持参してください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付きで有効期間内の公的機関発行の身分証明書(住基カード等)・外国人登録証明書
- ・保証書(用紙は住民課窓口または秦荘サービス室にあり、愛荘町で印鑑登録をしている人の署名と実印の押印および登録番号の記入が必要です。)

※上記のものを持参されない場合は、本人が申請しても即日登録できません。申請受付後、本人確認のため照会文書を郵送しますので、届いたら回答書に署名・押印のうえ、申請人の本人確認できるもの(健康保険証等)と登録する印鑑を持って住民課窓口または秦荘サービス室へお越しください。回答書の提出後、印鑑登録証が交付されます。

### ●代理人が申請する場合

#### ◎必要なもの…登録する印鑑、代理人の印鑑、委任状

代理人による申請の場合、即日登録はできません。登録の意志を確認するため本人あてに照会文書を郵送しますので、届いたら本人が回答書に署名・押印をし、健康保険証等本人確認できるものを持参のうえ住民課窓口または秦荘サービス室へお越しください(回答書の提出も代理人に委任する場合は、同封された代理人選任届に記入・押印してください)。

※登録できない印鑑

- ・住民基本台帳(外国人登録原票)に登録されている氏名または氏、名(外国人登録については、通称名を含む)を表していないもの
- ・ゴム印等変形しやすいもの
- ・印影が一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または25mmの正方形に収まらないもの
- ・欠けたり、減って印影の出ないもの
- ・屋号や住所が入ったもの
- ・同一世帯の人がすでに登録しているもの
- ・その他、登録印として適当でないもの(指輪印など)

### ●印鑑登録証・登録印をなくしたら

印鑑登録証をなくしたときは登録印を、登録印をなくしたときは印鑑登録証および認印を持参して、印鑑登録廃止届けをしてください。

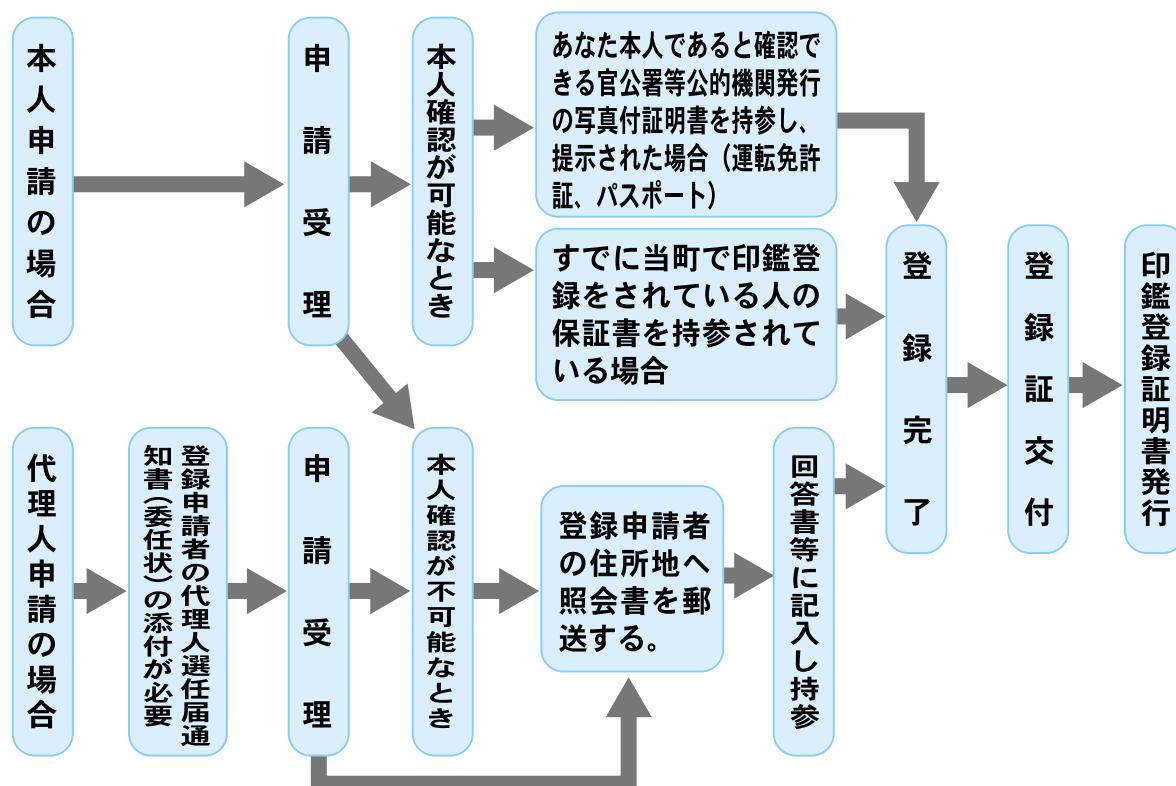
※印鑑登録申請時と同様の本人確認書類をご持参ください。

### ●印鑑登録を廃止したいとき

印鑑登録証と登録印鑑を持参して印鑑登録廃止届けをしてください。改印する場合は、改めて登録手続きが必要です。

※印鑑登録申請時と同様の本人確認書類をご持参ください。

## ●印鑑登録の流れ



## 各種証明

戸籍関係／住民基本台帳など／印鑑／その他

証明の種類	手数料	摘要
住民票の写し	1通 200円	
戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) ※ 抄本(戸籍個人事項証明書)	1通 450円	謄本は全員分、抄本は一部
除籍謄本・抄本、改製原戸籍 ※	1通 750円	戸籍に記載されている全員が除籍となったもの
戸籍の附票 ※	1通 200円	住所の履歴が記載されたもの
身分証明書 ※	1通 200円	
登録原票記載事項証明書	1通 200円	外国人の居住関係・身分関係を証明するもの
印鑑登録証明書	1通 200円	
印鑑登録証	1件 200円	

◆ 戸籍関係(※印)の証明は本籍地の市区町村へ申請ください。

## ●窓口延長業務

## ◎窓口延長業務

- 各庁舎ごとに月2回実施  
 秦荘庁舎:第1、第3木曜日  
 愛知川庁舎:第2、第4木曜日  
 ・午後5時15分から午後7時まで

## ◎取扱事務

- 戸籍事務
- 住民登録事務(他の市町村に確認が必要なものは除く)
- 印鑑登録業務
- 外国人登録事務(他の市町村に確認が必要なものは除く)
- 証明書交付事務(戸籍、除籍、住民票の写し、戸籍の附票、印鑑証明書)
- 国民健康保険、国民年金、福祉医療、老人保健に関する事務

# 公共施設の利用

(年末年始は12月29日～1月3日まで)

※市外局番 (0749)

## 図書館

問合せ先 愛荘町立秦荘図書館 ☎37-4345 愛荘町立愛知川図書館 ☎42-4114

区 分	内 容
図書を借りるとき	町内在住の方、町内に通勤・通学の方なら、どなたでも無料で借りられます。 旧秦荘町および旧愛知川町の貸出カードをお持ちの方は、その貸出カードをお持ちいただければすぐにカウンターで新しい貸出カードをお作りします。 初めて利用される方は、ご本人であることが証明できるもの（免許証等、通勤・通学の方は、保険証・学生手帳等）をご提示のうえ、「貸出カード申込書」に必要事項をご記入のうえ提出してください。 *新しい貸出カードはどちらの図書館でも使えます。
貸出期間と冊数	図書の貸出期間は3週間です。読める範囲で、冊数に制限はありません。 ※図書の他に、ビデオソフト・DVD・CD・カセットテープ・録音図書なども貸出しています。 図書館によっては所蔵していない種類の資料もありますので、カウンターでお問い合わせください。
町内の図書館の利用	どちらの図書館でも借りることができます。 平成18年2月13日から借りた本はどちらの図書館でも返却できます。
開館時間・休館日	開館時間：午前10時から午後6時まで 休館日：【秦荘図書館】毎週木曜日・金曜日、毎月第1水曜日 【愛知川図書館】毎週月曜日・火曜日、毎月末水曜日 【2館共通】国民の祝日、年末年始 ※ほかに、年一回、特別整理期間（10日以内で、2館重ならない）
ホームページ	平成18年2月13日から、愛荘町立図書館（両図書館）の蔵書検索および予約ができます。 URL <a href="http://www.town.aisho.shiga.jp/lib/">http://www.town.aisho.shiga.jp/lib/</a>

## 愛荘町立愛知川びんてまりの館

問合せ先 愛荘町立愛知川図書館 ☎42-4114

区 分	内 容
施設の特徴	伝承工芸品愛知川びん細工手まりと手しごとの文化を育んだ愛知川地域の風土と歴史について紹介します。 常設展示では、実物のほかパネルや映像によってその歴史や製作工程を解説しています。企画展示室では、芸術を中心に、手仕事、郷土に関するさまざまな分野の企画展を実施しています。公園・図書館との複合施設。
入館料	無料
開館時間	午前10時から午後6時まで
休館日	毎週月曜日・火曜日、国民の祝日、年末年始 毎月末水曜日（企画展開催中は開館の場合あり）

## 愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドーム

問合せ先 秦荘サービス室 ☎37-8050

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町役場秦荘庁舎秦荘サービス室で手続きをしてください。</li> <li>利用日の9カ月前から前日まで受付できます。ただし、決定は6カ月前となります。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（土・日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前6時から午後10時まで		
休館日	年末年始		
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に在住・在勤の方は、照明料のみとし、使用料を無料とします。</li> <li>町内外の方が合同で利用する場合は、その割合に応じて使用料が必要です。</li> <li>営利目的の利用は、使用料の2倍に相当する額を徴収します。</li> </ul>		
	A・Bコート各々	6：00～8：30	1回あたり 2,000円
		9：00～12：00	1回あたり 2,000円
		13：00～17：00	1回あたり 2,000円
		18：00～22：00	1回あたり 2,000円
照 明 料（A・Bコート各々）		1時間あたり 400円	

## 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール

問合せ先 けんこうプール ☎37-4777

区 分	内 容		
施設の利用について	施設を利用される方は、利用券を購入し、会員カードもしくは利用届に必要な事項を記入のうえ受付に提出してください。		
プールの利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以下の利用料は無料です。ただし、小学2年生以下は保護者同伴でなければ入場できません（保護者も水着を着用し、1人に同伴できる小学2年生以下は2人までです。）</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳その他条例で定める利用者およびその必要な介助者1人（高校生以上）については使用料は半額とします。</li> <li>・入場者は水着、水泳用の帽子を必ず着用してください。</li> <li>・日常、おむつを必要としている乳幼児等の入場はご遠慮ください。</li> </ul>		
トレーニングの利用について	運動のできる服装（トレーニングウェア、上履きシューズ）を必ず着用してください。中学生以下の利用はできません。		
利用時間	プールゾーン	午後1時から午後8時30分まで 日曜日は、午前10時から午後6時まで 夏季（日・水曜日を除く）午前10時から午後8時30分まで	
	トレーニングゾーン	午後1時から午後8時30分まで 日曜日は、午前10時から午後6時まで	
休 館 日	毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は開館し、翌日木曜日が休館となります。） 年末年始（プールのみ定期清掃・点検日には1週間程度利用できないときがあります。）		
使 用 料	プ ー ル ゾ ー ン	65歳以上	1回あたり 300円
		一 般	1回あたり 500円
		4歳～中学生	1回あたり 300円
トレーニングゾーン	65歳以上	1回あたり 300円	
	一 般	1回あたり 500円	
プールゾーンおよび トレーニングゾーン	65歳以上	1回あたり 500円	
	一 般	1回あたり 800円	

※各区分使用料の10倍で回数券（11枚綴り）および1カ月定期券があります。

※プールで行う各種教室は、月会費が必要です。

※各種エアロ教室はその都度利用料金のみで受講できます。

※会員カード発行は、1枚200円です。

## 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター

問合せ先 愛荘町社会福祉協議会  
はたしょう事務所 ☎37-8063

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を利用される方は、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターで手続きをしてください。</li> <li>・利用日の9カ月前から前日まで受付できます。ただし、決定は6カ月前となります。</li> <li>・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	年末年始		
使 用 料	教 養 娛 楽 室	8：30～12：00	1,000円
		13：00～17：00	1,000円
		18：00～22：00	1,000円
	ボ ラ ン テ ィ ア 室	8：30～12：00	1,000円
		13：00～17：00	1,000円
		18：00～22：00	1,000円
	研 修 室 1・2	8：30～12：00	2,000円
		13：00～17：00	2,000円
		18：00～22：00	2,000円
	ふ れ あ い ラ ウ ン ジ	8：30～12：00	2,000円
13：00～17：00		2,000円	
18：00～22：00		2,000円	
冷暖房設備使用料		使用料の5割増	
付帯設備使用料		実費相当分	

## 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター

問合せ先 (仮称)愛荘町老人クラブ連合会秦荘老人クラブ連絡協議会 ☎37-4104 愛荘町シルバー人材センター秦荘事務所 ☎37-8277

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターで手続きをしてください。</li> <li>利用日の9カ月前から前日まで受付できます。ただし、決定は6カ月前となります。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	年末年始		
使 用 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に準じて利用する場合は、使用料は無料です。</li> <li>施設の設置目的以外に利用する場合は、下表による。</li> </ul>		
	の び の び 交 流 室	8 : 30 ~ 12 : 00	1,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	1,000 円
		18 : 00 ~ 22 : 00	1,000 円
	い き が い 調 理 室	8 : 30 ~ 12 : 00	1,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	1,000 円
		18 : 00 ~ 22 : 00	1,000 円
	き ね づ か 伝 承 室	8 : 30 ~ 12 : 00	1,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	1,000 円
		18 : 00 ~ 22 : 00	1,000 円
冷暖房設備使用料		使用料の5割増	
付帯設備使用料		実費相当分	

## 愛荘町立福祉センター愛の郷

問合せ先 愛荘町社会福祉協議会えちがわ事務所 ☎42-7170

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町立福祉センター愛の郷で手続きをしてください。</li> <li>利用日の1カ月前から5日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後10時まで（土・日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	日曜日、年末年始		
使 用 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に準じて利用する場合は、使用料は無料です。</li> <li>施設の設置目的以外に利用する場合は、下表による。</li> </ul>		
	教 養 娛 楽 室	8 : 30 ~ 12 : 00	2,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	2,000 円
		18 : 00 ~ 22 : 00	2,000 円
	多 目 的 広 場	8 : 30 ~ 12 : 00	2,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	2,000 円
		18 : 00 ~ 22 : 00	2,000 円
	研 修 室 1 ・ 2	8 : 30 ~ 12 : 00	1,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	1,000 円
		18 : 00 ~ 22 : 00	1,000 円
	作 業 室	8 : 30 ~ 12 : 00	1,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	1,000 円
		18 : 00 ~ 22 : 00	1,000 円
	調 理 室	8 : 30 ~ 12 : 00	1,000 円
		13 : 00 ~ 17 : 00	1,000 円
18 : 00 ~ 22 : 00		1,000 円	
冷暖房設備使用料		使用料の5割増	
付帯設備使用料		実費相当分	

## 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎ

問合せ先 愛荘町シルバー人材センター  
愛知川事務所 ☎42-7039

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町立デイサービスセンターやすらぎで手続きをしてください。</li> <li>利用日の1カ月前から5日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）</li> </ul>		
利 用 時 間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日		
使 用 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に準じて利用する場合は、使用料は無料です。</li> <li>施設の設置目的以外に利用する場合は、下表による。</li> </ul>		
	デ イ ル ー ム	8：30～12：00	1,000円
		13：00～17：00	1,000円
		18：00～22：00	1,000円
	会 議 室・ 相 談 室	8：30～12：00	1,000円
		13：00～17：00	1,000円
		18：00～22：00	1,000円
	ボ ラ ン テ ィ ア 室	8：30～12：00	1,000円
		13：00～17：00	1,000円
		18：00～22：00	1,000円
調 理 室	8：30～12：00	1,000円	
	13：00～17：00	1,000円	
	18：00～22：00	1,000円	
冷暖房設備使用料		使用料の5割増	
付帯設備使用料		実費相当分	

公共施設の利用

## 愛荘町立ハーティーセンター秦荘

問合せ先 生涯学習課 ☎37-4110

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町立ハーティーセンター秦荘(生涯学習課)で手続きをしてください。</li> <li>大ホール・中ホールについては利用日の6カ月前から15日前まで受付できます。(その他の部屋は、利用日の6カ月前から利用日の7日前まで)</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（休館日を除く）</li> </ul>		
利 用 時 間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	月曜日・国民の祝日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	営利目的の利用、または、1人当たり1,000円以上の入場料を徴収する場合は、使用料の2倍に相当する額を徴収します。		
	大 ホ ー ル	8：30～12：00	1回あたり 6,000円
		13：00～17：00	1回あたり 8,000円
		18：00～22：00	1回あたり 8,000円
	冷暖房設備使用料		1時間あたり 2,000円
	中 ホ ー ル	8：30～12：00	1回あたり 4,000円
		13：00～17：00	1回あたり 6,000円
		18：00～22：00	1回あたり 6,000円
	冷暖房設備使用料		1時間あたり 1,000円
	そ の 他 の 室	8：30～12：00	1回あたり 1,000円
13：00～17：00		1回あたり 1,000円	
18：00～22：00		1回あたり 1,000円	
冷暖房設備使用料		1区分あたり 500円	
付帯設備使用料	1,000円～3,000円 詳細については、お問い合わせください。		

## 愛荘町立町民センター愛知川

問合せ先 愛知川公民館 ☎42-5141

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町立愛知川公民館で手続きをしてください。</li> <li>利用日の7日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（休館日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	月曜日・国民の祝日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	営利目的の利用は、使用料の2倍に相当する額を徴収します。		
		利用時間	1時間あたり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修室 A</li> <li>研修室 B</li> <li>会議室</li> <li>調理室</li> </ul>	8:30~12:00	500円
		13:00~17:00	1,000円
18:00~22:00		1,500円	

## 愛荘町立秦荘公民館

問合せ先 秦荘公民館 ☎37-2160

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町立秦荘公民館で手続きをしてください。</li> <li>利用日の7日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（休館日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	月曜日・国民の祝日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	大ホール	8:30~12:00	1回あたり 2,000円
		13:00~17:00	1回あたり 2,000円
		18:00~22:00	1回あたり 2,000円
	各室（1室）	8:30~12:00	1回あたり 1,000円
		13:00~17:00	1回あたり 1,000円
		18:00~22:00	1回あたり 1,000円
	冷暖房設備使用料		使用料の5割増

## 愛荘町立愛知川公民館

問合せ先 愛知川公民館 ☎42-5141

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町立愛知川公民館で手続きをしてください。</li> <li>利用日の7日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（休館日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	月曜日・国民の祝日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	大ホール	8:30~12:00	1回あたり 5,000円
		13:00~17:00	1回あたり 7,000円
		18:00~22:00	1回あたり 7,000円
	各室（1室）	8:30~12:00	1回あたり 1,000円
		13:00~17:00	1回あたり 1,000円
		18:00~22:00	1回あたり 1,000円
冷暖房設備使用料		使用料の5割増	
付帯設備使用料	2,000円~3,000円 詳細については、お問い合わせください。		

## 愛荘町スポーツセンター

問合せ先 愛荘町スポーツセンター ☎37-3383

区 分	内 容			
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町スポーツセンターで手続きをしてください。</li> <li>利用日の属する前月の初日から利用しようとする日の10日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（休館日を除く）</li> </ul>			
利用時間	午前8時30分から午後10時まで			
休業日	月曜日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。			
使 用 料	町内に在住・在勤の方は、照明料のみとし、使用料を無料とします。			
	秦荘グラウンド 1コート	照明料	8：30～22：00	1時間あたり 500円
			南コート全照明	30分あたり 1,300円
			南コート半照明	30分あたり 650円
			北コート全照明	30分あたり 650円
	秦荘体育館 アリーナ1コート 卓球場・トレーニング室	照明料	8：30～22：00	1時間あたり 500円 1時間あたり 200円
			8：30～22：00	1時間あたり 100円
8：30～22：00			1時間あたり 500円 1時間あたり 100円	
秦荘武道館 1室	照明料	8：30～22：00	1時間あたり 500円 1時間あたり 100円	

公共施設の利用

## 愛荘町ふれ愛スポーツ公園

問合せ先 愛知川分室 ☎42-7683

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、教育委員会愛知川分室で手続きをしてください。</li> <li>利用日の属する前月の初日から利用しようとする日の10日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（休館日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後5時まで		
休業日	月曜日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	町内に在住・在勤の方は、スコアボード使用料のみとし、使用料を無料とします。		
	野 球 場	8：30～17：00	1時間あたり 1,500円
	スコアボード料		1時間あたり 500円
	多目的グラウンド		無 料

## 愛荘町愛知川武道館・愛荘町愛知川体育館

問合せ先 愛知川分室 ☎42-7683

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、教育委員会愛知川分室で手続きをしてください。</li> <li>利用日の属する前月の初日から利用しようとする日の10日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（休館日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休業日	月曜日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	町内に在住・在勤の方は、照明料のみとし、使用料を無料とします。		
	半 面	8：30～22：00	1時間あたり 500円
	照明料		1時間あたり 200円

## みゆき公園

問合せ先 愛知川分室 ☎42-7683

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、教育委員会愛知川分室で手続きをしてください。</li> <li>利用日の3日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（愛知川公民館 休館日を除く）</li> </ul>		
利 用 時 間	午前8時30分から午後6時まで	使 用 料	使用料は無料とします。

## 近江上布伝統産業会館

問合せ先 近江上布伝統産業会館 ☎42-3246

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、近江上布伝統産業会館で手続きをしてください。</li> <li>使用日の前日まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時（近江上布伝統産業会館 休館日を除く）</li> </ul>		
利 用 時 間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	日曜日・国民の祝日・年末年始		
使 用 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部屋共通</li> </ul>	使用時間 8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	1回あたり 2,000円 2,000円 2,000円

※町および滋賀県麻織物工業協同組合主催行事は減免

※冷暖房の使用時は、使用料の5割相当額を加算

## 勤労者余暇利用施設簡易運動場（保愛運動場・山川原運動場）

問合せ先 川久保地域総合センター ☎42-2003 山川原地域総合センター ☎42-2478

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、川久保地域総合センターまたは、山川原地域総合センターで手続きをしてください。</li> <li>使用日の3日まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（土日休日を除く）</li> </ul>		
利 用 時 間	午前8時から午後6時まで	使 用 料	使用料は無料とします

## 宇曾川グラウンドゴルフ場

問合せ先 愛荘町スポーツセンター ☎37-3383

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町スポーツセンターで手続きをしてください。</li> <li>利用日の属する前月の初日から利用しようとする10日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（スポーツセンター休館日を除く）</li> </ul>		
利 用 時 間	午前8時30分から午後5時まで		
休 業 日	月曜日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	町内に在住・在勤の方は、使用料を無料とします。		
	使用時間 8:30～12:00 13:00～17:00	半日あたり 300円 300円	

## 豊国運動公園

問合せ先 愛知川分室 ☎42-7683

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、教育委員会愛知川分室で手続きをしてください。</li> <li>利用日の属する前月の初日から利用しようとする10日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（愛知川公民館 休館日を除く）</li> </ul>		
利 用 時 間	午前8時30分から午後10時まで		
休 館 日	月曜日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使 用 料	町内に在住・在勤の方は、照明料のみとし、使用料を無料とします。		
	グラウンド 照 明 料	8:30～22:00	1時間あたり 500円 1時間あたり 200円

## 愛荘町秦荘テニスコート・愛荘町愛知川テニスコート

問合せ先 愛荘町スポーツセンター ☎37-3383  
愛知川分室 ☎42-7683

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、愛荘町スポーツセンターまたは教育委員会愛知川分室で手続きをしてください。</li> <li>利用日の属する 前月の初日から利用しようとする10日前まで受付できます。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（スポーツセンター休館日、愛知川公民館休館日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休業日	月曜日および年末年始。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		
使用料	町内に在住・在勤の方は、照明料のみとし、使用料を無料とします。		
	使用料（1コート）	8：30～22：00	1時間あたり 1,000円
	照明料（1コート）		1時間あたり 300円

## 愛荘町立歴史文化博物館

問合せ先 歴史文化博物館 ☎37-4500

区 分	内 容		
施設の特徴	愛荘町立歴史文化博物館は、湖東三山を中心にした宗教文化、この地域の農業土木の進展に大きく貢献した古代豪族「依智秦氏」、そして当地方の歴史文化などを映像機器や模型などを用いコーナーごとにわかりやすく紹介しています。		
入館料	町内に在住の方は、入館料を無料とします。 大人／町外個人 300円、町外団体 250円 小人／町外個人 150円、町外団体 100円		
開館時間	午前10時から午後5時まで（入館受付は午後4時30分まで）		
休館日	年末年始・月曜日・火曜日・祝日の翌日。ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		

## 郷土の偉人館・西澤眞藏記念館

問合せ先 郷土の偉人館 ☎42-7233

区 分	内 容		
施設の特徴	西澤眞藏は、弘化元年に愛知郡野々目村に生まれ、商人として各種の事業を手がけ大きな成功をおさめました。その後、水不足に悩む愛知県の高岡地区や猿投地区（現在の豊田市）で進められていた枝下用水の開鑿工事にに関わり、全財産を投げ打ち、膨大な借金を背負い、人生をかけて枝下用水を完成させました。「郷土の偉人館・西澤眞藏記念館」は眞藏の生家を子孫より譲り受け、新築復元したものです。西澤眞藏をはじめとする郷土の偉人に関する展示、民具展示などを随時展示しています。また、明治期の民家を復元していますので、館全体も見所の1つとなっています。		
入館料	町内に在住の方は、入館料を無料とします。 町外個人 150円、町外団体 100円、小人 無料		
開館時間	午前10時から午後5時まで（入館受付は午後4時30分まで）		
休館日	年末年始・月曜日・火曜日・祝日。 ただし、特に必要があるときは臨時に開館または休館することがあります。		

## 町立学校体育施設の利用

問合せ先 各学校体育施設のある学校にお問い合わせ下さい。

区 分	内 容		
施設の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用される方は、各学校体育施設のある学校で手続きをしてください。</li> <li>利用日の属する前月の初日から利用しようとする10日前まで受付できますが、学校行事を優先します。</li> <li>受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（土・日を除く）</li> </ul>		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで		
休館日	年末年始		
使用料	照明料のみとし、使用料を無料とします。		
	屋内運動場 2面のうち1面	8：30～22：00	照明料1面 1時間あたり 200円
	運動場	8：30～17：00	

※ 屋内運動場は、小中学校のみ利用可能

## 各種相談

※詳細は町広報紙などに掲載

相談の名称	相談内容	回数等	開催場所	時間	相談員(職名)	予約	問合せ先
人権相談	人権に関わる相談	月2回	秦荘庁舎および福祉センター愛の郷で各1回	13:00 } 15:00	人権擁護委員 他	無	人権政策課 (秦荘庁舎) ☎37-8055
行政相談	国・特殊団体自治体等の行政全般に関する意見および要望、苦情などの相談	月2回	愛知川・秦荘庁舎で各1回	13:00 } 16:00	行政相談員 他	無	総務課 (愛知川庁舎) ☎42-7680
弁護士による 町民無料法律相談	日常における民事法律的な相談	月2回	ハーティーセンター秦荘第6サークル室 愛知川庁舎相談室	13:00 } 16:00	顧問弁護士	有	
女性の悩み相談	夫婦・親子などの人間関係、自立、生き方、夫からの暴力、ひきこもりなどの相談	月2回 第3・4火	第3火 ハーティーセンター秦荘第6サークル室 第4火 愛知川庁舎相談室	15:00 } 18:00	臨床心理士	有	人権政策課 (秦荘庁舎) ☎37-8055
心の教育相談	いじめ、不登校などの相談	月2回 第3・4火	第3火 ハーティーセンター秦荘第6サークル室 第4火 福祉センター愛の郷	10:00 } 15:00	臨床心理士	有	学校教育課 (秦荘庁舎) ☎37-8057
就労相談	就労に関わる相談	随時	長塚地域総合センター 川久保地域総合センター 山川原地域総合センター	8:30 } 17:15	就労相談員 センター職員	無	長塚地域総合センター ☎37-3279 川久保地域総合センター ☎42-2003 山川原地域総合センター ☎42-2478
心配ごと相談	日常における心配ごと相談	月4回 第1~4水	第1・3水 福祉センター愛の郷 第2・4水 福祉センターラポール秦荘いきいきセンター	13:30 } 15:30	専門相談員 民生委員 児童委員 他	無	社会福祉協議会 えちがわ事務所 ☎42-7170 はたしょう事務所 ☎37-8063

相談の名称	相談内容	回数等	開催場所	時間	相談員(職名)	種別	問合せ先
子育て相談 「ひなたぼっこ」	乳児から中学生までの保護者を対象にした育児・子育てについての不安や悩み相談	月2回	秦荘保健センター 愛知川保健センター	13:00 } 17:00	助産師 他	有	社会福祉課 (秦荘庁舎) ☎37-8052
子育て相談 「だいすき!」	言葉や成長発達についての子育て相談	月6回	秦荘保健センター 愛知川保健センター	9:00 } 12:00 } 13:00 } 17:00	発達相談員	有	秦荘保健センター ☎37-8062 愛知川保健センター ☎42-4887
妊婦相談	妊娠、出産、栄養、生活についての相談	随時	秦荘保健センター 愛知川保健センター	9:00 } 12:00 } 13:00 } 17:00	保健師	無	
乳幼児健康相談	乳幼児の発育・発達、育児についての相談	毎週木	秦荘保健センター	9:00 } 12:00	保健師	有	
		毎週月	愛知川保健センター	13:00 } 17:00			
健康相談	生活習慣病予防についての相談	第1・3木	秦荘保健センター	9:00 } 12:00	保健師	無	
		第2・4月	愛知川保健センター	13:00 } 17:00			
歯科相談	歯についての相談	第4木	秦荘保健センター	9:00 } 12:00	歯科衛生士	有	
		第4月	愛知川保健センター	13:00 } 17:00			
栄養相談	栄養についての相談	第2木	秦荘保健センター	9:00 } 12:00	管理栄養士	有	
		第4月	愛知川保健センター	13:00 } 17:00			
総合健康相談	健康全般についての相談	随時	秦荘保健センター 愛知川保健センター	9:00 } 12:00 } 13:00 } 17:00	保健師	無	

## 情報公開制度

この制度は、「公文書の公開」の実施や「情報の提供」をとおして、町が保有する情報を積極的に公開しようとするものです。この制度の実施により、町民の皆さんに町の仕組みや仕事の内容を理解していただき、町民参加による開かれた町政を一層すすめることを目指します。

請求できる方	どなたでも請求できます。
公文書の公開を実施する機関	町のすべての機関が実施します。 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員 農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 ※これらの機関を実施機関といいます。
請求の対象となる公文書の範囲	実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面および電磁的記録（フロッピーディスク等）で実施機関が組織的に保有しているものです。（合併前の各町の情報公開については、旧町の従前の情報公開の制度の例によります。）
請求の方法	「公文書公開請求書」に必要な事項を記入して提出してください。 詳しくは窓口職員がご相談に応じますのでお尋ねください。

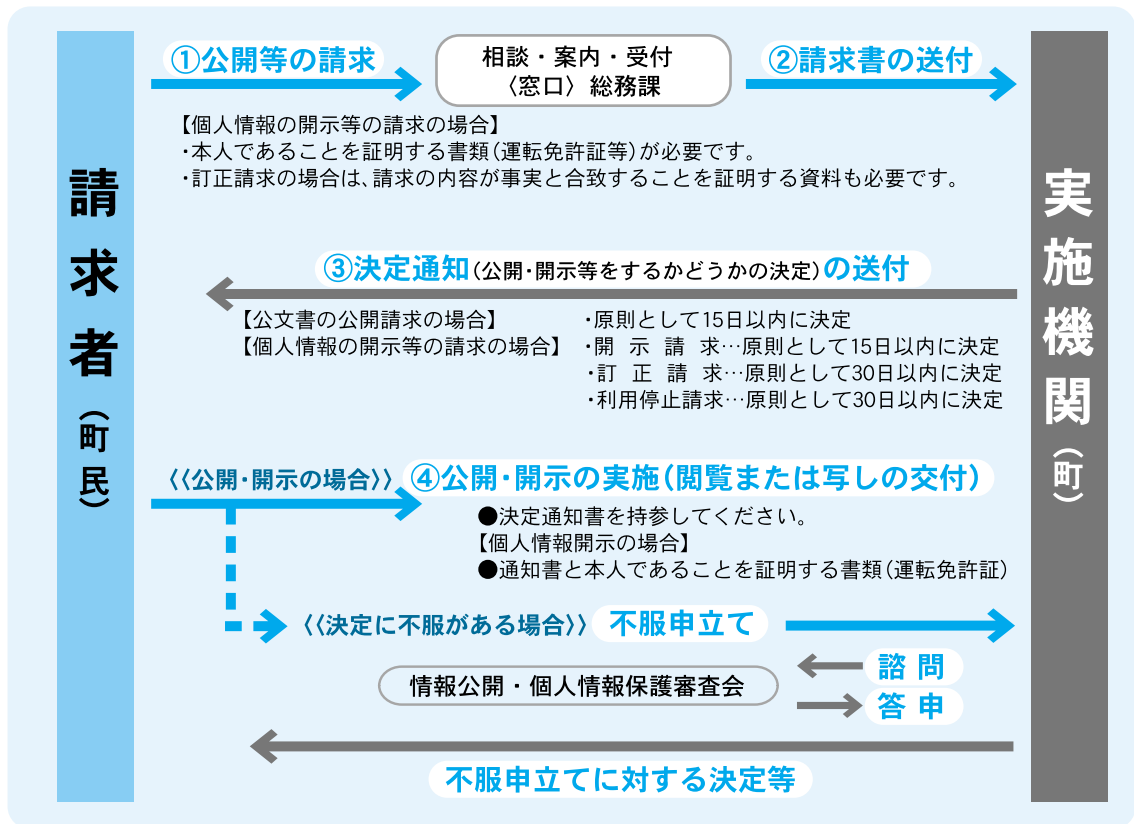
## 個人情報保護制度

この制度は、町が保有する個人情報の適正な取扱いを確保することによって、個人の権利利益を保護しようとするものです。この制度の実施により、これまで以上に安心・信頼される町政の推進を図ります。

制度の必要性	情報化社会の進展により利便性は向上していますが、その反面、大量の個人情報本人の知らないうちに利用されたり漏れたりするおそれなど、プライバシーの侵害に対する不安感が高まっています。このため、プライバシーなどの個人の権利利益を保護するためのルールが求められています。
制度を実施する機関	町のすべての機関が実施します。（情報公開制度と同様です。） 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 ※これらの機関を実施機関といいます。
個人情報とは	個人に関する情報で、特定の個人がわかるものです。具体的には、氏名・性別・生年月日・住所等はもちろん、次のような情報が該当します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 心身の状況に関する情報（健康状態、病歴、身体的特徴など）</li> <li>├ 思想や信教に関する情報（人生観、主義主張、政治的信条、宗派など）</li> <li>├ 生活・家庭に関する情報（家族関係、婚姻歴、居住状況など）</li> <li>├ 経歴、社会活動に関する情報（職業、学歴、資格、賞罰、所属団体など）</li> <li>└ 財産、収入、取引金融機関等に関する情報</li> </ul>
個人情報を保護するための適正なルールの徹底	収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限、個人情報取扱事務登録簿の作成・閲覧、職員義務、職員・受託者・受託業務従事者に対する罰則
請求できる方	どなたでも請求できます。 自分の個人情報を見たいとき（開示請求） 自分の個人情報が誤っていたとき（訂正請求） 自分の個人情報が不適切な取扱いを受けているとき（利用停止請求）

町民の皆さんの責務	自分の個人情報の不用意な取扱いによって、権利利益の侵害の危険を招くことのないように自分の個人情報の適正な管理に努める必要があります。また、他人の個人情報の取扱いについても、権利利益を侵害しないように心がける必要があります。
事業者の皆さんの責務	個人情報の収集、管理、利用・提供を行うにあたっては、自主的に個人情報の保護のために必要な措置を講ずる必要があります。また、町の個人情報の保護に対する施策に協力しなければなりません

## 情報公開の流れ 公文書の公開や個人情報の開示等の流れ



## 広 報

問合せ先 広報広聴課 ☎42-7681

### ●広 報 紙

毎月2回発行します。発行日は、毎月7日と20日です。(発行日が休祝日の場合は、その前の平日とします。)配布方法は自治会を通じて配布します。

### ●ホームページ

町の概要をはじめ生活に役立つ情報、観光、イベント情報などをお知らせしています。申請書・届出様式のダウンロードもできます。

ホームページアドレス <http://www.town.aisho.shiga.jp/>

## 統 計

問合せ先 広報広聴課 ☎42-7681

統計に関するお問い合わせは、広報広聴課までお願いします。統計資料の閲覧も行っています。

# 各種コミュニティ助成

## 自治会活動に対する補助

### ●平成18年2月13日から実施予定

項目	内容	問合せ先												
自治会活動傷害等 保険事業	<p>自治会の活動に伴う様々な損害をワイドにカバーする保険です。</p> <p>補償内容</p> <table border="1"> <tr> <td>賠償責任保険</td> <td>◎1事故限度額：1億円</td> </tr> <tr> <td>傷害保険 死亡・後遺傷害</td> <td>◎1,000万円</td> </tr> <tr> <td>入院（180日限度）</td> <td>◎1日：6,000円</td> </tr> <tr> <td>通院（90日限度）</td> <td>◎1日：3,000円</td> </tr> <tr> <td>傷害見舞費用</td> <td>◎限度額：10万円</td> </tr> <tr> <td>費用損害保険（損害額の70%）</td> <td>◎限度額：50万円</td> </tr> </table> <p>（農業・営農・森林・商工業組合等の活動については対象外です）</p>	賠償責任保険	◎1事故限度額：1億円	傷害保険 死亡・後遺傷害	◎1,000万円	入院（180日限度）	◎1日：6,000円	通院（90日限度）	◎1日：3,000円	傷害見舞費用	◎限度額：10万円	費用損害保険（損害額の70%）	◎限度額：50万円	<p>総務課（愛知川庁舎） ☎ 42-7680</p> <p>秦荘サービス室 （秦荘庁舎） ☎ 37-8050</p>
賠償責任保険	◎1事故限度額：1億円													
傷害保険 死亡・後遺傷害	◎1,000万円													
入院（180日限度）	◎1日：6,000円													
通院（90日限度）	◎1日：3,000円													
傷害見舞費用	◎限度額：10万円													
費用損害保険（損害額の70%）	◎限度額：50万円													

### ●平成18年4月1日から実施予定

項目	内容	問合せ先										
行政推進費交付金 （まちづくり交付金）	<p>◎配付件数×@2,000円（年間）</p> <p>◎世帯数割（下表）＋人口割（@500円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100世帯以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>101～200世帯</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>201～300世帯</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>301世帯以上</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の通り実施します。 ただし、合併後3年を目処に交付の内容を見直します。</p>	世帯数	交付額	100世帯以下	10万円	101～200世帯	15万円	201～300世帯	20万円	301世帯以上	25万円	
世帯数	交付額											
100世帯以下	10万円											
101～200世帯	15万円											
201～300世帯	20万円											
301世帯以上	25万円											
自治ハウス整備事業 （新築、自治会施設の 老朽化・人口増に伴 う建替えを含む）	<p>1. 建築等 集会所の建築または購入に要する経費 （ただし、既存施設の増築、改修に要する経費は、対象としない。 また、外構工事費、既存建物除去費、備品整備費等も対象としない。）</p> <p>◎補助金限度額：1,000万円 ◎補助率：1/2</p> <p>2. 用地 集会所の建築等に供する用地取得に要する経費 （ただし、補助対象となる面積は、集会所の建築面積を建築基準法に規定する建築面積の敷地面積に対する割合で割り戻した面積を限度とする。）</p> <p>◎補助金限度額：800万円 ◎補助率：2/3</p> <p>補助金の交付を受けることができるのは、上記の1および2について一の自治会等につきそれぞれ1回限りとします。 また、建築と用地取得は、同一年度とします。</p>	<p>総務課（愛知川庁舎） ☎ 42-7680</p> <p>秦荘サービス室 （秦荘庁舎） ☎ 37-8050</p>										

項目	内容	問合せ先										
自治ハウス整備 (増改築)	<p>自治会施設の老朽化等による耐震補強工事や人口増等による増改築工事に要する経費</p> <p>1. 増改築の場合 既存の集会所施設の床面積を増加し、または集会所施設の柱、壁、屋根その他の主要な構造部分もしくは電気設備、給排水工事等建物施設と一体となって効用を果たす設備を取り替え、もしくは取り付けの経費</p> <p>2. 改修の場合 既存の集会所施設の一部を改修し、または改築する経費 ◎補助金限度額：500万円 ◎補助率：1/2</p> <p>補助金の交付を受けることができるのは、上記の1および2について一の自治会等につきそれぞれ1回限りとします。</p>											
新規自治会設立 支援事業	<p>円滑なコミュニティ活動ができるよう新規自治会を設立するにあたって、必要な備品等の整備に要する経費(自治会設立後2年以内の自治会)</p> <p>◎補助金限度額：30万円 ◎補助率：2/3</p>											
笑顔あふれる元気な まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の拠点である自治会施設をバリアフリー化するための改造費</li> <li>・公共下水道の接続に伴う自治会施設の給排水設備工事費</li> </ul> <p>*1施設2回までとする。 *事業実施期間は、平成25年度までとする。</p> <p>◎補助金限度額：500万円(総額) ◎補助率：2/3</p>	<p>総務課(愛知川庁舎) ☎42-7680 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) ☎37-8050</p>										
自主防災育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災用資機材の整備化</li> </ul> <p>◎補助金限度額：80万円 ◎補助率：2/3</p>											
元気なまちづくり支援 資金貸付事業	<p>◎貸付限度額：1自治会あたり2,000万円 貸付条件：貸付利子 年利率0.5% 無担保 貸付期間：10年以内 償還方法：年賦 元利均等償還</p>											
わがまち夢プラン 事業 (元気なまち夢現事業)	<p>「地域のまちづくり計画」に基づいて実施されるまちづくり事業(ハード事業) 6年間の継続事業</p> <p>◎補助基本額：600万円 ◎補助率：1/2 ◎補助金限度額：300万円 (ただし、300世帯以上 補助金限度額 500万円)</p> <table border="1" data-bbox="507 1637 1161 2063"> <thead> <tr> <th>事業の区分</th> <th>施設または設備の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安心・安全・やすらぎ環境のまちづくり事業</td> <td>防犯灯、カーブミラー、自転車駐輪場、草刈機、花壇、ごみ集積所、除雪機、フラワーポットなど</td> </tr> <tr> <td>みんなで築く生涯学習のまちづくり事業</td> <td>テント、視聴覚機器、スポーツコート・グラウンド整備、遊具、スポーツ用品、イス、テーブル、印刷機、パソコン、映写機、ビデオなど</td> </tr> <tr> <td>安心すこやか健康福祉のまちづくり事業</td> <td>トレーニング用具、健康管理器具など</td> </tr> <tr> <td>共に築く協働のまちづくり事業</td> <td>掲示板、案内板、冷暖房器具、自治会のシンボルづくり、伝統文化の継承、地域文化の発信事業など</td> </tr> </tbody> </table>	事業の区分	施設または設備の例	安心・安全・やすらぎ環境のまちづくり事業	防犯灯、カーブミラー、自転車駐輪場、草刈機、花壇、ごみ集積所、除雪機、フラワーポットなど	みんなで築く生涯学習のまちづくり事業	テント、視聴覚機器、スポーツコート・グラウンド整備、遊具、スポーツ用品、イス、テーブル、印刷機、パソコン、映写機、ビデオなど	安心すこやか健康福祉のまちづくり事業	トレーニング用具、健康管理器具など	共に築く協働のまちづくり事業	掲示板、案内板、冷暖房器具、自治会のシンボルづくり、伝統文化の継承、地域文化の発信事業など	
事業の区分	施設または設備の例											
安心・安全・やすらぎ環境のまちづくり事業	防犯灯、カーブミラー、自転車駐輪場、草刈機、花壇、ごみ集積所、除雪機、フラワーポットなど											
みんなで築く生涯学習のまちづくり事業	テント、視聴覚機器、スポーツコート・グラウンド整備、遊具、スポーツ用品、イス、テーブル、印刷機、パソコン、映写機、ビデオなど											
安心すこやか健康福祉のまちづくり事業	トレーニング用具、健康管理器具など											
共に築く協働のまちづくり事業	掲示板、案内板、冷暖房器具、自治会のシンボルづくり、伝統文化の継承、地域文化の発信事業など											

項 目		内 容	問合せ先
消防施設整備事業	防火水槽の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火水槽設置事業 (防火水槽(有蓋)40t級にかかる新設工事費、改修工事費) ◎地元寄付金:事業費の1/6</li> </ul>	総務課(愛知川庁舎) ☎42-7680 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) ☎37-8050
	消火栓の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火栓整備事業(新たに設置する消火栓整備費) ◎補 助 率:5/6</li> </ul>	
	消防詰所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防詰所整備事業 ◎補 助 率:1/2(500万円限度)</li> </ul>	
消防設備整備事業	小型動力ポンプ・積載車の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型動力ポンプ・積載車整備事業 ◎地元寄付金:事業費の1/6</li> </ul>	
	消火栓器具整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火栓器具整備事業 ◎補 助 率:2/3</li> </ul>	
	消防備品等整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防器具等整備事業 (ヘルメット、法被、アポロキャップ、消防備品等) ◎補 助 率:2/3</li> </ul>	

## 生活環境整備対策事業に対する補助

各集落内の里道・水路の整備に対する補助金です。

### ●平成18年4月1日から実施予定

項 目	内 容	問合せ先
生活環境整備対策事業 補 助 金	集落内の里道、水路の整備 事業主体 各集落 ◎補 助 率:80% ◎事業に要する金額:50万円以上 ◎補助金限度額:1件 650万円 (1集落2件を限度とする。)	建設課(愛知川庁舎) ☎42-7694 秦荘サービス室 (秦荘庁舎) ☎37-8050

## 自治会活動に対する支援

各自治会および町内の団体が、取り組むコミュニティ事業のためにコミュニティバスの貸出をします。

### ●平成18年2月13日から実施予定

項目	内容	問合せ先
コミュニティバスの貸出	◎コミュニティバス 4台 (28人乗り3台、40人乗り1台) 町の関係事業、団体の研修や活動を目的として使用する場合で、町長が適当と認めたもの ※使用できる団体、使用の範囲、使用できる時間等詳細については、総務課および秦荘サービス室までお問い合わせください。	総務課(愛知川庁舎) ☎ 42-7680 秦荘サービス室(秦荘庁舎) ☎ 37-8050

### ●平成18年4月1日から実施予定

項目	内容	問合せ先	
みんなで築く生涯学習のまちづくり事業	敬老助成事業	高齢者の長年にわたる貢献に感謝し、人員割りと均等割により助成する。	生涯学習課 (ハーティセンター秦荘) ☎ 37-4110 教育委員会 愛知川分室 (愛知川公民館) ☎ 42-7683
	子ども会育成事業	集落子ども会活動を助成し、子どもの地域活動を支援する。 助成は、会員数(@250円)+均等割(10,000円)	
	青少年育成事業	集落の青少年育成事業の活性化を図る。 助成は、世帯割と均等割とする。	
	人権尊重のまちづくり事業	集落が人権尊重のまちづくりをめざして行なう同和問題などの研修会等の事業に助成する。助成は、世帯割と均等割とする。	
	その他のまちづくり事業 次の活動に対し、助成する。 助成は、世帯割と均等割とする。		
	安心・安全・やすらぎ環境のまちづくり事業	美化清掃事業、交通安全教室、救命救助教室など	
	みんなで築く生涯学習のまちづくり事業	男女共同参画社会推進事業、世代間交流事業、文化祭、夏祭りなど	
安心すこやか健康福祉のまちづくり事業	自治会運動会・球技大会等スポーツ大会、歩こう会、健康教室、料理教室、高齢者世帯や子どもを地域ぐるみ見守り育てる地域福祉活動など		
共に築く協働のまちづくり事業	年間を通じて自治会の特色ある活動		
集落内公共施設等雑草類処分費用補助	業者委託による処分 ◎2t車 1台 23,000円 ◎軽トラック 1台 10,000円 ※詳細については、住民課および秦荘サービス室までお問い合わせください。	住民課(愛知川庁舎) ☎ 42-7692 秦荘サービス室(秦荘庁舎) ☎ 37-8050	

# 税金

## 税金の種類

問合せ先 税務課 ☎42-7690 秦荘サービス室 ☎37-8050

町が仕事をすすめていくには、財源が必要となります。この財源には、みなさんが町に納めていただく“町税”と、国や県に納めていただいた税金が各市町村に配分される“地方交付税”などがあります。町税は、町の財源の大きな柱となっています。

### ●一般的な税金

税金の種類	納税義務者	税率																										
個人町民税	1月1日現在で町内に住所があるか、事務所などを持っている人	◎均等割 3,000円／年・人 ◎所得割 標準税率 採用 課税所得の段階で ▶ 200万円以下の金額…… 3 % ▶ 200万円を超え 700万円以下の金額…… 8 % (速算控除額 10万円) ▶ 700万円を超える金額… 10 % (速算控除額 24万円)																										
法人町民税	町内に事務所や事業所などがある法人と、人格のない社団など	◎均等割 標準税率 採用 資本等の金額と従業員数に応じて 5万円～300万円の間で9段階 ◎法人税割 14.5 %																										
固定資産税	1月1日現在で町内に土地、家屋、償却資産を持っている人	◎標準税率採用 1.4 %																										
軽自動車税	毎年4月1日現在で軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車)を持っている人	◎標準税率採用 ▶ 原動機付自転車 <table border="1"> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>51～90cc</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>91cc～</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>3輪以上</td><td>2,500円</td></tr> </table> ▶ 軽自動車 <table border="1"> <tr><td>2輪</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>3輪</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>4輪 乗用 営業用</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>          自家用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>          貨物 営業用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>          自家用</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>          専ら雪上を走行するもの</td><td>2,400円</td></tr> </table> ▶ 小型特殊自動車 <table border="1"> <tr><td>農耕作業用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,700円</td></tr> </table> ▶ 2輪小型自動車 4,000円	50cc以下	1,000円	51～90cc	1,200円	91cc～	1,600円	3輪以上	2,500円	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪 乗用 営業用	5,500円	自家用	7,200円	貨物 営業用	3,000円	自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	農耕作業用	1,600円	その他	4,700円
50cc以下	1,000円																											
51～90cc	1,200円																											
91cc～	1,600円																											
3輪以上	2,500円																											
2輪	2,400円																											
3輪	3,100円																											
4輪 乗用 営業用	5,500円																											
自家用	7,200円																											
貨物 営業用	3,000円																											
自家用	4,000円																											
専ら雪上を走行するもの	2,400円																											
農耕作業用	1,600円																											
その他	4,700円																											
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯の世帯主 (世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主になります。)	平成17年度は旧2町のそれぞれの税率とします。平成18年度から統一して実施します。																										

## ●納 期

各税の納期は、各月1日から末日までです。

税金の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人町民税			1期		2期		3期			4期		
法人町民税	事業決算後2カ月以内											
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		1期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

## ●口座振替が便利です

町税、国民健康保険税などは、金融機関などにあるあなたの口座から自動振替の方法で納めることができます。口座振替を利用されますと、納期ごとに金融機関などに出かけなくても、納税を済ませることができます。

### ◎利用申し込み手続き

#### 【対 象】

個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町営住宅使用料、介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負(分)担金

#### 【取扱い金融機関など】

(株)滋賀銀行、(株)びわこ銀行、滋賀中央信用金庫、東びわこ農業協同組合、日本郵政公社

#### 【申し込み方法】

あなたの預金口座のある取扱い金融機関または担当課窓口で申し込みをしてください。

- ※必要なもの ・ 申込用紙(役場および町内各金融機関などに備え付けてあります)
- ・ 預金通帳、通帳の届出印

※預金残高が不足しますと振替ができませんので、納期限前までに通帳を確認してください。

## ●各種証明書の発行

証明の種類	手 数 料	
所得(課税)証明書	1 件	200円
非課税証明書	1 件	200円
納税証明書	1 税目につき	200円
軽自動車税完納証明書	1 件(納付領収書にも添付されます)	無 料
固定資産課税台帳記載事項証明書 (評価証明書)	土地は5筆につき・家屋は5棟につき	200円
住宅用家屋証明書	1 件	1,300円
事業所証明書	1 件	200円

## ●標識(町のナンバープレート)の取扱いについて

原動機付自転車および小型特殊自動車を取得したとき、住所を変更したとき、または廃車したときは、早めに役場税務課で手続きをしてください。

### ◎手続きに必要なもの

車種	事由	印鑑	標識交付証明書	ナンバープレート	車体番号等わかるもの	廃車証明	
・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車	新規取得	○			○		
	譲渡 ※1	未廃車	○	○(旧所有者)	○		
		廃車済	○				○
	転入 ※2	○	○			○	
	廃車・転出	○	○	○			

※1 譲渡の場合は、譲渡証明書が必要です。(前所有者が記入し、印鑑が押してあるもの)

※2 転入後に登録される場合、廃車されている場合は廃車証明、廃車していない場合は標識交付証明が必要です。

◆代理申告の場合は、代行者の印鑑も必要です。

### ◎手数料

手数料は、無料です。

ただし、廃車および標識再交付の際、お手持ちのナンバープレートが故意または過失に基づく亡失やき損のときは弁償金200円が必要となります。

## ●申告相談

※平成18年2月の申告相談より実施します。

### ◎巡回申告相談

期間、場所、時間については、町広報紙・防災行政無線・町ホームページなどでお知らせします。

### ◎夜間および休日申告相談

#### 【夜間申告相談】

開催日	町広報紙・防災行政無線・町ホームページなどでお知らせします。 (期間中 各庁舎2回)
場所	愛知川庁舎、秦荘庁舎
時間	午後6時から午後8時まで

#### 【休日申告相談】

開催日	町広報紙・防災行政無線・町ホームページなどでお知らせします。 (期間中 各庁舎1回)
場所	愛知川庁舎、秦荘庁舎
時間	午前9時から午後5時まで

# 国民健康保険・年金

## 国民健康保険

問合せ先 住民課 ☎ 42-7692 秦荘サービス室 ☎ 37-8050

国民健康保険(国保)を運営するのは、わたしたちの住む町(保険者)です。  
 国保はわたしたち加入者(被保険者)が、納める保険税や国などの補助金によって運営されています。  
 国保は職場などの健康保険に加入していない人が加入する保険です。職場の健康保険などに加入している人とその扶養者、生活保護を受けている人を除き、すべての人が加入しなければなりません。

### ●加入対象者 職場の健康保険などに加入していない方

- 加入者の例
  - ・自営業の人
  - ・農業 漁業に従事している人
  - ・退職などで職場の健康保険を脱退した人
  - ・パート、アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人
  - ・外国人登録を行っていて日本に1年以上滞在する人

このようなとき		必要な書類(別に印鑑が必要)
加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人が加入するとき	外国人登録証明書
やめるとき	他市区町村へ転出したとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
そのほか	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証、身分を証明するもの
	長期旅行などで別の保険証が必要なとき	保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書もしくは学生証
	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証

※社会保険の被扶養者ではなくなった場合、(扶養の)資格喪失証明書を持参してください。

### ●届け出が遅れると

項目	内容
加入の届けの場合	加入資格が発生した時点(届け出日でない)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間は保険証がないため医療費は全額自己負担となります。
喪失の届けの場合	保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けてしまう方がいます。この場合、国保が負担した医療費は、後で返していただくこととなります。新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険税を二重で納めてしまうことがあります。

## ●主な給付・貸付

項 目	内 容
出産育児一時金支給	国民健康保険に加入している方が出産したとき、30万円を支給します。
葬 祭 費 支 給	国民健康保険に加入している方が死亡したとき、葬儀を執り行った方に対し3万円を支給します。
高額療養費資金貸付	高額療養費支給見込額の90%まで貸付します。
高 額 療 養 費	医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた金額について国保が負担します。支給される額は、世帯の状況により計算式が異なります。
療 養 費	次の場合には療養費の給付（あとから払い戻しを受けられる場合）を受けることができます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険の取扱いをしていない医療機関でみてもらったときや、やむを得ない理由で被保険者証を持たずに治療を受けたとき</li> <li>2. 医師の同意書または診断書を得て、あんま・はり・灸・マッサージの施術を受けたとき</li> <li>3. コルセット、ギプスなどの治療用装具代がかかったとき</li> <li>4. 海外滞在中に医療機関でみてもらったとき</li> </ol>
人 間 ド ッ ク	指定の医療機関により人間ドック検診を受けた場合（年齢制限あり）、基本健診料が申請により助成されます。

## ●そ の 他

項 目	内 容
第 三 者 行 為	交通事故等、他人の行為が原因でケガなどをこうむり被保険者証を使って治療を受けるときは、すぐに警察に届けると同時に、町役場の国保窓口への届け出が必要となります。
退職者医療制度	会社や役所等を退職し、国保に加入して年金を受けている75歳未満の人は、退職被保険者として、その家族と一緒に「退職者医療制度」で受診することになります。対象となる方は、次の3つの条件に当てはまる人となります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年金受給権のある方</li> <li>2. 厚生年金等被保険者期間が20年以上あるか、40歳以降の厚生年金等被保険者期間が10年以上ある方</li> <li>3. 老人医療受給者証をお持ちでない方</li> </ol>

わが国の公的年金制度は、大きく分類すると国民年金、厚生年金保険、共済組合の3つのグループに分けられますが、国民年金は、全国民が加入する制度として基礎年金という基礎的な年金給付を行うものです。

- **加入対象者** 日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

<b>新規加入 (第1号被保険者)</b>	20歳になったら国民年金に加入しなければなりません。ただし、すでに厚生年金や共済年金に加入されている方は届出の必要はありません。
<b>会社等に就職したら (第2号被保険者)</b>	会社等に就職して厚生年金や共済年金に加入し、第2号被保険者になると国民年金(第1号被保険者)の資格は喪失となります。国民年金(第1号被保険者)の資格喪失届出を役場にしなければなりませんので早めに手続きをしてください。 ☆届出に必要なもの 就職された会社等の保険証
<b>会社等を退職したとき (第1号被保険者)</b>	会社等を退職したときに60歳未満であれば、国民年金に加入しなければなりません。14日以内に役場へ届け出るようになっていきますので早めに手続きをしてください。 ☆届出に必要なもの 退職された会社等が発行した脱退連絡票、年金手帳
<b>サラリーマン配偶者 (第3号被保険者)</b>	厚生年金や共済年金に加入している方の配偶者で20歳以上60歳未満の方が扶養になったら、加入者の勤務先の事業主または共済組合を経由して社会保険事務所に第3号の届出をするようになります。この手続きをすることにより、保険料は配偶者が加入している年金制度で負担することになります。
<b>希望で加入できる人 (第1号被保険者) (任意加入)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国に住所がある20歳以上65歳未満の日本国民</li> <li>・被用者年金制度の老齢(退職)年金受給者で60歳未満の人</li> <li>・60歳以上65歳未満の人で年金の資格期間を満たせなかった人(5年分以下の不足)または受給額を増やしたい人</li> <li>・65歳以上70歳未満の人で年金受給権が確保できていない人(ただし昭和30年4月1日以前に生まれた人が対象)</li> </ul>

- **保険料** 月額 **13,580円** (平成17年4月1日現在)

※付加年金受給希望者は、上記保険料に付加保険料として、400円上乘せ。

※保険料を前納する場合、割引があります。

- **免除制度**

年金保険料は2年以内なら、過去の分もさかのぼって納められますが、2年以上になりますと、時効となるのために、過去の分は納められなくなります。保険料を未納にしておくと、年金がもらえなくなったり、少なくなったりしますので、収入がなくどうしても保険料を納めることが困難な場合は、ご相談ください。

免除の種類	対象者	承認期間	保険料	年金額
法定免除	生活保護や障害年金を受給している方	生活保護や障害基礎年金の受給資格を得た月の前月分から、受給資格を喪失した月分まで。 ※すでに納付済の期間は含みません。	全額免除 ※10年以内の追納は可能ですが、追納時に若干の加算額が付く場合があります。	1/3カ月納付したものと して計算 ※追納すれば、通常の年金額に戻ります。
申請免除	市町村民税が非課税の方や、所得が一定以下の方。保険料を納付することが困難な特別な理由のある方（失業者、被災者）	役場で申請した月の前月分から、翌年の6月分まで。 ※すでに納付済の期間は含みません。	半額免除 全額免除 ※10年以内の追納は可能ですが、追納時に若干の加算額が付く場合があります。	半額免除は、2/3カ月納付 全額免除は、1/3カ月納付したものと して計算 ※追納すれば、通常の年金額に戻ります。 ※半額免除期間で半額保険料を納付しない期間は、未納期間となります。
学生納付特例制度	一定の所得以下の学生	役場で申請した月の前月分から翌年の3月分まで。 ※すでに納付済の期間は含みません。	全額免除 ※10年以内の追納は可能ですが、追納時に若干の加算額が付く場合があります。	年金を受ける資格期間には入りませんが、年金額の計算には入りません。
若年者納付猶予制度	一定の所得以下の若年者（20歳～29歳）	役場で申請した月の前月分から翌年の3月分まで。 ※すでに納付済の期間は含みません。	全額免除 ※10年以内の追納は可能ですが、追納時に若干の加算額が付く場合があります。	年金を受ける資格期間には入りませんが、年金額の計算には入りません。

## ●受けられる年金の種類について

老齢基礎年金	老齢基礎年金は、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が25年以上ある人が65歳になったときに受けられる年金です。 ただし、60歳から減額された年金の繰上げ支給や66歳から70歳までの希望する年齢から増額された年金の繰下げ支給を請求できます。
障害基礎年金	障害基礎年金は、加入者が病気やけがで障害状態になったときに支給されます。ただし、加入期間の3分の2以上（免除期間を含む）保険料を納めているかたに限ります。
遺族基礎年金	遺族基礎年金は、加入期間の3分の2以上（免除期間を含む）保険料を納めているかたが亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた子ども（18歳未満の子ども、または20歳未満の障害者）のいる奥さん、あるいは子どもに支給されます。
寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳になるまでの間支給します。
死亡一時金	第1号被保険者として、保険料を3年以上納めたかたが年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や、寡婦年金を選択しない場合に生計を同じくしていた遺族に支給されます

社会的、経済的に弱い立場にある障害者や老人等の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

●各種事業

事業名	給付対象者	切替年月日
乳 幼 児	【通院】出生から4歳に達する日の属する月の末日までの乳幼児 【入院】出生から就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日)までの乳幼児	な し
重度心身障害者(児)	身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1・2・3級の人 知的障害の程度が重度と判定された人 特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が1級の人	定期判定 毎年8月1日
65～69歳老人	低所得老人	
母子家庭	配偶者のない女子が18歳未満の児童を扶養しているとき、その母と児童 (父母のない児童についても、母子家庭の対象者として助成)	
父子家庭	配偶者のない男子が18歳未満の児童を扶養しているとき、その父と児童	
ひとり暮らし寡婦	母子および寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後もその状態が継続すると見込まれる65歳に達する日の属する月の末日を経過していない人	
ひとり暮らし高年齢寡婦	母子および寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後もその状態が継続すると見込まれる65歳に達した日の翌月から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない人	
重度心身障害老人	老人保健法第25条第1項に定める者のうち 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1・2・3級の人 知的障害の程度が重度と判定された人	
母子家庭老人	老人保健法第25条第1項に定める者のうち、母子家庭の母等の要件を満たす人	
父子家庭老人	老人保健法第25条第1項に定める者のうち、父子家庭の父等の要件を満たす人	
精神障害者(児)	精神障害者通院医療費公費負担(法第32条)患者票および精神障害者保健福祉手帳の1・2級の手帳の交付を受けた人	
精神障害老人	老人保健法第25条第1項に定める者のうち、精神障害者通院医療費公費負担(法第32条)患者票および精神障害者保健福祉手帳の1・2級の手帳の交付を受けた人	

●受給券・助成券の申請について

受給券・助成券の交付は、助成対象者としての要件を備えておられても、申請が行われなければ助成することができません。また、有効日は申請があった月を基準とします。

申請場所：住民課・秦荘サービス室

●受給券・助成券の有効期間および更新手続きについて

乳幼児以外の受給券・助成券の有効期間は、所得制限などによる対象者の見直しを行うため、毎年8月に更新しています。更新手続きが必要な人には、役場から通知します。

制 度	対 象 者	切替年月日
老 人 保 健	75歳以上の方(昭和7年9月30日以前生まれの保健受給者を含む) 65歳以上の方で法施行令第2条別表第1に定める程度の障害の状 態にある旨の当該市町村長の認定を受けた者	定期判定 毎年8月1日

## ◎手続きの方法

75歳の誕生日を迎えたら(誕生日の翌月から(1日生まれの方はその月から)開始)  
「老人保健法による医療の受給資格取得届」を提出します。

65歳以上で一定の障害がある場合  
申請し、認定を受けます。

## ◎医療機関に支払う費用

所得に応じてかかった医療費の1割または2割を負担します。  
1ヵ月(1日から末日)にかかった医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、  
超えた分が申請により高額医療費として支給されます。

## ◎入院した時の食事代

医療費とは別に、1日分として定められた額を入院日数分支払います。

## ◎高額の治療を長期間受ける必要があるとき

長期にわたり高額な医療費がかかる疾病で厚生労働省が指定するもの(人工透析が必要  
な慢性腎不全、血友病等)については、申請により交付される「特定疾病療養受療証」を医  
療機関の窓口に掲示すれば、毎月の自己負担限度額は、10,000円となります。

## ◎老人訪問看護を利用したとき

かかった費用の1割(一定以上所得者は2割)を負担します。

## ◎費用の一部が払い戻されるとき

次の様な場合、いったん全額自己負担した後で、申請して認められると、自己負担金を除  
いた金額が支給されます。

- \*やむを得ない場合で保険証、医療費受給証が使えなかった時
- \*医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代
- \*医師が必要と認めたマッサージ、はり、灸などの施術料

### ● 児童手当

#### ◎ 対 象 者

小学校第3学年修了前(9才到達後最初の3月31日)までの児童を養育している方

#### ◎ 支給額(月額)

第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子	10,000円
-----	--------	-----	--------	-----	---------

#### ◎ 支給時期

2月、6月、10月にそれぞれの前4カ月分が支給されます。

※支給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限があります。  
 ※転入された方で前住所地で手当を受給されていた場合でも、新たに請求をしていただく必要があります。  
 ※手当を受給されている方は、毎年6月に受給要件を確認するための現況届を提出していただきます。

### ● 児童扶養手当

#### ◎ 対 象 者

父親がいない家庭、父親が一定の障害の状態にある家庭等で18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を、監護または養育している方

#### ◎ 支給額(月額)

児童1人のとき	【全部支給される方】…41,880円 【一部支給される方】…41,870円から9,880円までの間で細かく設定されています。
児童2人のとき	5,000円加算
児童3人以上のとき	第3子以降1人につき3,000円加算

#### ◎ 支給時期

4月、8月、12月にそれぞれの前4カ月分が支給されます。

※支給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限などがあります。  
 ※手当の支給要件に該当するに至った日から5年が経過すると、手当の請求ができなくなります。ただし、平成15年4月1日時点で支給要件に該当してから5年を経過していない受給資格者は、請求することができます。  
 ※受給権の消滅事由(婚姻等)が発生した場合は、返還金が生じないよう速やかにお届けください。

### ● 特別児童扶養手当

障害者福祉の欄(63ページ)をご覧ください。

### ● 医療費助成制度

福祉医療の欄(60ページ)をご覧ください。

## ●母子寡婦福祉資金貸付

問合せ先 滋賀県湖東地域振興局地域健康福祉部  
健康福祉推進課 ☎21-0283

母子家庭や寡婦の方の自立の援助と児童の福祉を推進するために、無利子または低利子で資金の貸し付けを行っています。利用される方は、県地域振興局健康福祉推進課（健康福祉センター）または、社会福祉課、愛知川サービス室にご相談ください。

資金の種類	資金の内容
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、機械、材料等の購入資金
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等の購入資金
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な知識、技能を得るために必要な資金
就職支度資金	就職に必要な衣類、自動車などを購入するための資金
修学資金	お子さんが高校・大学などで修学するために必要な資金
就学支度資金	お子さんの入学に必要な資金
修業資金	お子さんが事業開始または就職するための技能、知識などを習得するために必要な資金
生活資金	技能習得期間中や療養資金の貸付を受けている期間中等の生活費の補給資金
住宅資金	住宅の建設、増築、改築、購入、補修などをするために必要な資金
転宅資金	住居の移転に際し、敷金、住宅の賃借などに必要な資金
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な資金
医療介護資金	医療保険や介護サービスの自己負担分に必要な資金

※各資金ごとに利率や貸付限度額などが異なります。

## 障害者福祉

問合せ先 健康福祉課 ☎37-8053 愛知川サービス室 ☎42-7693

### ●身体障害者手帳

申請に基づき、目や手・手足・内臓などに一定程度以上永続する障害がある方に、知事から身体障害者手帳が交付されます。この手帳は、障害の程度により1級から6級の区分があり、障害福祉施策を受けるための証明の役割を果たします。

### ●療育手帳

申請に基づき、滋賀県障害者更生相談所・彦根子ども家庭相談センターで知的障害者（児）の判定を受けた方に、知事から療育手帳が交付されます。この手帳は、障害の程度によりA、Bの区分があり、障害福祉施策を受けるための証明の役割を果たします。

### ●精神障害者保健福祉手帳

申請に基づき、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があり、法律等に定める障害等級（1級から3級の区分）に該当する方に、知事から精神障害者保健福祉手帳が交付されます。この手帳は、障害福祉施策を受けるための証明の役割を果たします。

### ●手 当

名 称	対 象 者	支 給 額	支 給 時 期	備 考
特別障害者手当	在宅で20歳以上の重度重複心身障害者 (常時特別の介護が必要な方) ※施設入所・入院中の方は対象外	月 額 26,520円	2月、5月、8月、11月にそれぞれの前3カ月分が支給されます。	所得制限あり
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障害児 ※施設入所中の方は対象外	月 額 14,430円		
特別児童扶養手当	身体または精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童の養育者	〈1級〉月額 50,900円 〈2級〉月額 33,900円	4月、8月、11月にそれぞれの前4カ月分が支給されます。	

## ●各種助成制度

※制度によっては、平成18年4月1日から開始になるものもありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

### 補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、補装具（補聴器、義肢、義足、車いすなど）の交付または修理を行います。（世帯の所得税額などに応じた負担金が必要です。）

### 日常生活用具の給付・貸与

在宅重度身体障害者および知的障害者に対して、日常生活用具の給付または貸与を行います。（世帯の所得税額などに応じた負担金が必要です。）

### 更生医療費の給付

身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害を軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療行為に要する費用を給付します。ただし、知事の指定した医療機関に限ります。（例、心臓疾患に関する手術、人工関節置換術、人工透析）  
なお、本人などの前年度の所得状況によって、自己負担額が決まります。

### 自動車運転免許の取得費の助成

身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方または障害が肢体不自由で自動車改造による運転訓練が必要な方が自動車運転免許を取得した場合、教習費の3分の2を助成します。（限度額10万円・所得制限があります。）

### 自動車改造費の助成

下肢・体幹・脳原性移動機能障害1・2級の方を乗せるために自動車の改造が必要な場合に、改造に要した経費を助成します。（限度額10万円・所得制限があります。）

### 住宅改造費の助成

肢体不自由・視覚障害1・2級の方、または知的障害重度の方が居住している住宅を生活しやすいようにするための改修や福祉機器の設置などの経費の一部を助成します。（限度額46万6千円・所得制限があります。）

【助成対象となる工事】…床段差の解消・洋式便器への取り換えなど

### 精神障害者通院医療費公費負担制度

法律に基づいて医療に要する費用の95%を公費で負担する制度です。このため、医療保険制度の種別に関わらず自己負担は5%となります。

対象となる医療は外来通院のほか、院外処方、訪問看護、精神科デイケアにも適用されます。

### 精神障害者医療費助成

精神障害の治療のための入院にかかる医療費の一部を助成することで、経済的な負担を軽減する制度です。助成の対象者は、①精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。②精神病棟に1年以上継続して入院している。③前年の町民税が非課税世帯であるなどの条件に該当する方です。助成費用は、医療費の一部負担金（付加給付は除く）の2分の1の額です。（ただし、月額5,000円を限度とします。）

## 精神障害者短期入所事業

在宅において精神障害者の介護などを行っている方が社会的な理由(病気や冠婚葬祭等)や私的理由(休養など)により一時的に在宅での生活が困難となった場合には、精神障害者生活訓練施設などに短期入所させることができます。

利用できる対象者は、①精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。②精神障害を支給の理由とした年金を受けている。③精神障害者医療制度を受けている、医師の意見書により精神障害者であると確認ができる。のいずれかに該当する方です。

利用者の負担は、飲食費、医療費、日常生活費などを負担していただきます。

## 障害者社会参加促進助成事業

障害児(者)が自らの障害を克服するための日常生活支援として交通手段の利用にかかる費用の一部を助成する制度です。

助成対象者は、在宅で生活されている方で次のいずれかに該当する方です。

- ・身体障害者手帳の1級～3級の方
- ・療育手帳の交付を受けておられる方
- ・精神保健福祉手帳の交付を受けておられる方

助成交通機関は次のいずれかの事業から1つを選択していただきます。

- ・タクシー運賃助成事業(年間14,400円)
- ・バス運賃助成事業(年間14,400円)
- ・近江鉄道運賃助成事業(年間14,400円)
- ・自動車燃料費助成事業(年間7,200円)

ただし、自動車燃料費助成事業を選択できる方は、身体障害者手帳1・2級、養育手帳最重度・重度、精神保健福祉手帳1級の所持者に限ります。

## 在宅重度障害児通学援助費助成支給

身体障害者手帳が1・2級の方、療育手帳が重度の方、身体障害者手帳が3級でかつ療育手帳が中度の方が通学するために、保護者などがバスステーションなどへ送迎する場合、その費用の一部を助成します。(送迎の形態により、助成金額は月額3千円もしくは1万円)

## 通院交通費助成(特定疾病療養者)支給

腎臓疾患による人工透析通院をしている身体障害者手帳の障害程度が1級の方に、通院にかかる交通費の一部を助成します。(限度額月額5千円)

## 重度障害児(者)介護用品支給

身体障害者手帳が1・2級の方または療育手帳が重度の方で20日以上自宅介護を受けておられる方に、紙おむつ購入の交付券を交付します。ただし、身体障害者補装具給付事業の対象者は除きます。(限度額月額5千円)

## 自動車税の減免

もっぱら障害者のために使用される自家用自動車を対象に、自動車購入時の所得税と自動車税または軽自動車税が減免されます。(障害程度・種別によっては制限があります。)

## その他助成制度等

- 航空運賃割引〔お問合せ:各航空運送業者〕
- JR旅客運賃割引〔お問合せ:JR窓口〕
- 有料道路交通料金割引〔お問合せ:各有料道路事業者〕
- NHK放送受信料の減免〔お問合せ:NHK〕
- 県立施設入場(館)料等の無料〔お問合せ:各施設〕、などがあります。

## ● 支援費制度

支援費制度とは、障害者自らサービスを選択し、サービス提供事業者と契約してサービスを利用する制度です。支援費制度を利用するためには申請が必要です。支援費制度の対象となる在宅サービス、施設サービスの内容は次のとおりです。

### ◎ 居宅生活支援（在宅サービス）

居宅サービス (ホームヘルプサービス)	家事援助、身体介護、外出介助についてヘルパーの派遣を受けられます。
デイサービス	入浴や食事、創作活動、機能訓練などを行うために、半日または1日単位で施設に通います。
短期入所 (ショートステイ)	介護をしている方が病気になったとき等、一時的に施設などに入所します。
地域生活援助 (グループホーム)	知的障害のある方が施設で共同生活します。

### ◎ 施設訓練等支援（施設サービス）

更生施設	日常生活に必要な治療や指導、訓練を受ける施設です。
授産施設	就労することが困難な障害者などが自立に必要な職業訓練を受ける施設です。
身体障害者療護施設	常時介護を必要とする身体障害者が必要な治療や養護を受ける施設です。
知的障害者通勤寮	就労している知的障害者が就労や日常生活に必要な援助、指導を受ける施設です。

※障害児には、施設訓練等支援はありません。

## ● 心身障害者扶養共済

障害者を扶養している人が死亡された後の障害者の生活の安定を図るために、扶養者が生存中に毎月掛金をし、残された障害者に対して終身年金を支給される制度です。

**加入対象者**… 65歳未満で、次の障害児を現に扶養している方

- ①知的障害者(児)
- ②身体障害者(児) 1～3級
- ③精神または身体に永続的な障害があり、①または②と同程度と認められる者

年金・弔意金・脱退一時金の支給があり、掛金は加入年齢によって異なります。また、世帯の所得状況によっては、減免もあります。

## ● 高齢者介護予防・生活支援事業

項目	事業の概要	利用できる方	負担額や助成金
ホームヘルパー派遣事業	日常生活を営むのに支障がある高齢者、精神障害者および難病患者等の家庭に対してホームヘルパーを派遣する。	介護保険対象とならない日常生活に支障がある65歳以上および概ね40歳～64歳の者で援助を必要とする方など。	利用料が必要です。
生きがい対応型デイサービス事業	概ね65歳以上の在宅の高齢者に各種サービスを提供することにより高齢者の自主的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上や相互交流を図る。	在宅の概ね自立している65歳以上の高齢者。※要介護認定において「要介護」と判定された方などは除く。	利用料が必要です。
食の自立支援事業	在宅の要介護高齢者および重度身体障害者等に対し、食の自立の観点から十分なアセスメントを行い、計画的かつ有機的に提供する配食サービスを実施する。また、サービスを受けることができる者の安否を確認し、食の自立と生活の健全化ならびに利用者等の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯で調理が困難な状況にある方など。	所得により利用者負担が必要です。
緊急通報システム	在宅のひとり暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全を確保するため利用者宅に緊急通報システムを設置する。	65歳以上の独居・高齢世帯で寝たきりまたは移動が不自由な方など。	取付は無料ですが、装置の維持管理に要する費用が必要です。
生活用具工房「微・助っ人」	障害の有無や年齢を問わず、より多くの人が暮らしやすくなるための道具を製作したり、今ある用具の調整をすることにより、自立した生活を支援する。ボランティアグループの協力により実施する。	日常生活を支える道具の製作や調整を希望する方	材料費実費
高齢者日常生活用具給付等事業	ひとり暮らし高齢者等の日常生活における自立の援助および利便を図るため、介護保険の給付の対象とならない日常生活用具を給付、貸与する。 対象品目 貸与：高齢者用電話 給付：自動消火器、電磁調理器、火災報知器	おおむね65歳以上の低所得者で、寝たきりやひとり暮らしの方など	所得により利用者負担が必要です。
高齢者住宅小規模改造助成事業	要介護高齢者が、在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するため、日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするための住宅改造に必要な経費を助成し、ねたきり予防、生活の助長、家族介護の軽減を図る。	以下の全てに該当する方 ①65歳以上の方 ②身体の障害などにより日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要な方 ③障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準の準寝たきり(ランクA)または寝たきり(ランクB、ランクC)に該当する方 ④県在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けていない方 ⑤本人ならびにその配偶者および扶養義務者の前年(1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあっては前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が改造助成を行う月の属する年の老齢福祉年金の所得制限限度額を超えない方	補助対象基準額は、50万円を限度とし、対象額の2/3を助成します。

項 目	事 業 の 概 要	利用できる方	負担額や助成金
家族介護慰労金支給事業	介護保険のサービスを利用しなかった方を介護している家族に、介護に対する慰労のため、慰労金を贈る。	要介護認定により、要介護4、5の認定を受けた住民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間介護サービスを受けなかった方を介護している家族。(1年以上町内に住所を有する方に限る)	100,000円支給する。
介護者激励金支給	在宅の40歳以上の要介護4、5の認定者および認知症者を介護する者に対し、介護者の労をねぎらうため激励金を支給する。	1ヵ月のうち20日以上、要介護4、5の認定者または、認知症者(認知症チェックシートで判定)を在宅で介護している家族。	5,000円 / 対象月
介護用品支給事業	在宅において要介護高齢者を介護している家族に対して、介護用品購入費用の一部を助成することにより、衛生的な生活と介護者の経済的負担軽減を図る。	要介護認定を受け、1ヵ月のうち20日以上自宅で介護している家族。ただし、家族介護用品支給事業の対象者は除きます。	月額5,000円、年額6万円を限度とし1枚1,000円分の交付券を交付します。交付券は、町の指定事業者のみで紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品に対して使用することができます。
家族介護用品支給事業	在宅において要介護高齢者を介護している家族に対して、介護用品購入費用の一部を助成することにより、衛生的な生活と介護者の経済的負担軽減を図る。	町民税非課税世帯で要介護4、5の認定を受けた方を在宅で介護している家族。	年額7万5,000円を限度とし1枚5,000円分の交付券を交付します。交付券は、町の指定事業者のみで紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等の介護用品に対して使用することができます。
長寿祝支給事業	永年にわたって地域社会の発展に貢献された高齢者に対し、長寿祝金・祝品を贈呈する。	毎年9月15日現在、町内に1年以上居住し、次の①から④に該当する方 ①満90歳になられた方 ②満100歳になられた方 ③町内の最高齢の方 ④満90歳以上の方 (①②は、1年前の9月16日を起算日とする。)	①30,000円 ②200,000円または油絵肖像画 ③50,000円 ④5,000円相当の祝い品 ※①②は、生涯に1回限りです。
高齢者外出支援助成事業	自ら自動車の運転ができない高齢の方が生きがいをもって積極的に社会参加をしていただくために、生活の行動範囲を広げるための交通費を一部助成します。	以下の全てに該当する方 ①満65歳以上の高齢者のみの世帯 ②自宅において生活しておられる方 ③自ら自動車の運転ができない方 ※愛荘町障害者社会参加促進助成事業を受けている方はご利用いただけません。	助成交通機関は次の3つの事業から1つを選択していただきます。 ①タクシー運賃助成事業 ②バス運賃助成事業 ③近江鉄道運賃助成事業 ※各事業とも年間7,200円分助成
高齢者通院支援助成事業	自ら自動車の運転ができない高齢の方が安心して生活できる環境を確保するために、慢性的な病気で定期的に医療機関へ通院するための交通費の一部を助成します。	以下の全てに該当する方 ①満65歳以上の高齢者のみの世帯または満70歳以上の昼間高齢者のみの世帯 ②自宅において生活しておられる方 ③自ら自動車の運転ができない方 ④慢性的な病気により月に1日以上通院が必要な方 ※愛荘町障害者社会参加促進助成事業を受けている方はご利用いただけません。	助成交通機関は次の3つの事業から1つを選択していただきます。 ①タクシー運賃助成事業 ②バス運賃助成事業 ③近江鉄道運賃助成事業 ※各事業とも年間14,400円分助成

## ● 高齢者の相談窓口

事業内容	
在宅介護支援センター	センターは、介護の必要な高齢者やその家族、ひとり暮らしで不安のある方などが高齢者のための相談窓口です。必要に応じてサービスの調整や情報提供を行います。来所、電話、訪問など、お気軽にご相談ください。 愛荘町在宅介護支援センター 秦荘 ☎37-2669 愛荘町愛知川在宅介護支援センター ☎42-7187

## 生活の福祉

問合せ先 社会福祉課 ☎37-8052 愛知川サービス室 ☎42-7693

## ● 生活保護

生活保護は、病気や障害などのために、日常生活が困難となり資産・各種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行います。

保護の種類	保護の範囲
*生活扶助	日常生活に必要な費用
*教育扶助	義務教育に必要な費用（教科書、学用品など）
*住宅扶助	住宅の維持に必要な費用、家賃など
*医療扶助	診療、治療費、薬代など
*介護扶助	介護保険に伴う費用
*出産扶助	出産に伴う費用
*生業扶助	生業費用、技能習得費用
*葬祭扶助	葬祭に必要な費用

## ● 生活福祉資金貸与・社会福祉協議会

低所得世帯や、高齢者、障害者のいる世帯への福祉援助を目的に、社会福祉協議会が窓口となって資金の貸付けを行います。

資金の種類	資金の内容
*更生資金	生業を営むための必要な資金
*障害者更生資金	障害を持った方が生業を営むために必要な資金
*福祉資金	結婚や出産、また障害を持った方の車の購入などに必要な資金
*住宅資金	住宅の増改築に必要な資金
*修学資金	高校、大学、専門学校などに入学するために必要な資金
*災害援助資金	災害を受けた方が自立更正するために必要な資金
*療養、介護資金	疾病などの療養及び介護サービスを受けるために必要な資金
*離職者支援資金	失業により生計維持が困難になった世帯に対し、再就職するまでの生活に必要な資金
*長期生活支援資金	不動産を担保として、現住居に住み続けながら自立をするための生活に必要な資金

## ● 愛荘町社会福祉協議会

社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会

えちがわ事務所 〒529-1313 愛知郡愛荘町市731番地 ☎42-7170  
はたしょう事務所 〒529-1234 愛知郡愛荘町安孫子1261番地1 ☎37-8063

## ● 介護保険制度

寝たきりや認知症などにより介護が必要となったときや、家事や身の回りのことなど日常生活に支援が必要となったときに、保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けられる制度です。

しかし、この制度を今後も持続可能な制度としていくために、介護保険の基本理念である高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」を基本に見直しがなされます。(平成17年10月に一部改正済)

### ◎ 介護保険の被保険者

- ◆ 第1号被保険者 65歳以上の方
- ◆ 第2号被保険者 40歳から64歳までの医療保険の加入者

### ◎ 介護保険料

#### ◆ 第1号被保険者

**【保険料額】** 平成17年度は、旧2町の保険料額です。平成18年度からの保険料額については、現在第3期介護保険事業計画策定委員会で検討中です。  
保険料は、平成18年4月より本人の所得などによって次の6つに分類されます。

保険料区分	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が課税年金額+合計所得額が年間80万円未満の者	基準額×0.5
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階対象者以外の者	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる者	基準額
第5段階	本人が住民税課税(所得200万円未満)	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税(所得200万円以上)	基準額×1.5

※ただし、平成18年3月までは第2段階の対象者の保険料率は基準額×0.75です。

**【納付の方法】** 原則、特別徴収(年金から直接徴収)により納付いただいておりますが、受給されている年金の種類や額・異動状況によっては普通徴収となる場合があります。

#### 普通徴収の対象となる方

- ・老齢(退職)年金が年額18万円(月額1.5万円)未満の方
- ・遺族年金、障害年金、老齢福祉年金のみの受給の方  
(平成18年10月からは遺族年金、障害年金も特別徴収の対象になります。)
- ・年度途中で65歳になった方、他の市町村から転入してきた方
- ・年金の現況届など各種届の提出ができていない方

#### 普通徴収の納付方法は

町より送付します納付書により指定金融機関、愛知川庁舎出納室または秦荘庁舎出納係へ納付してください。

※税制改正(平成17年)により保険料区分が変更になる方は2年間の経過措置が設けられます。

#### ◆ 第2号被保険者

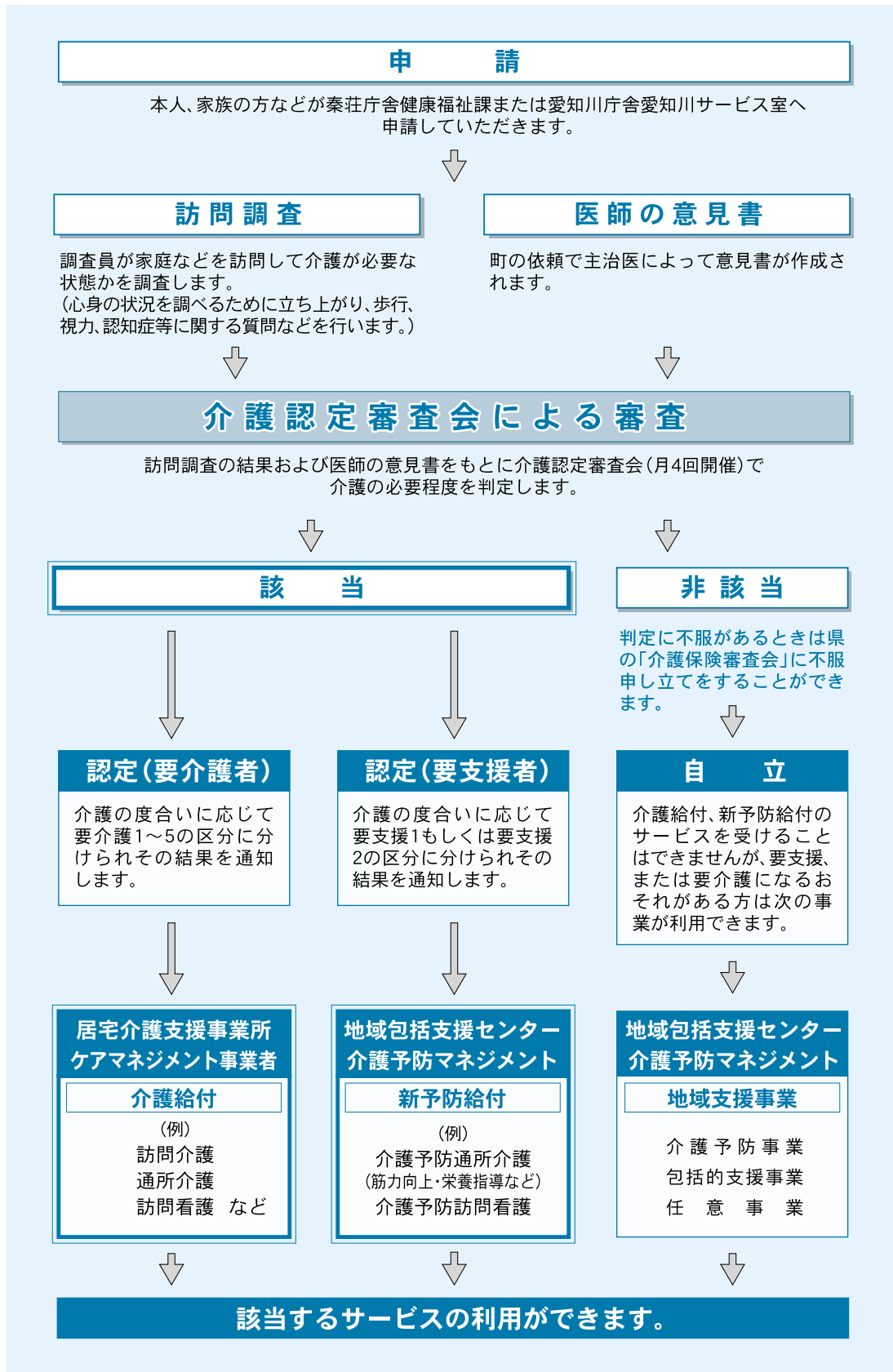
**【保険料額】** 加入されている医療保険の保険料に上乗せして徴収されています。

**【納付の方法】** 加入されている医療保険者により納付方法は異なります。  
詳しくは加入されている医療保険者にお問い合わせください。

※保険料を滞納された場合は、介護サービスなどにかかる費用を全額自己負担していただくことがありますのでご注意ください。

## ● 介護保険サービスを受けるための手続き

介護サービス等を受けるには申請をしていただき、介護または支援が必要であると認定されなければなりません。



※平成18年4月改正によるもので、国が示した一般的な形態であるため、現在策定中の愛荘町介護保険事業計画の内容により変更となる場合があります。

## ●利用できる介護給付サービス（平成18年4月1日から実施予定）

### ◎在宅サービス

- 【訪問系サービス】 ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問入浴介護  
・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
- 【通所系サービス】 ・通所介護 ・通所リハビリテーション
- 【短期入所系】 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護
- 【その他】 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入所者生活介護  
・福祉用具貸与
- 【福祉用具販売】 ・年額100,000円以内
- 【住宅改修費の支給】 ・原則生涯200,000円まで（事前に申請が必要です）

### ◎施設サービス

- 【介護老人福祉施設】 日常生活を送るために全面的な介護が必要で、自宅での介護が困難な方のための施設です。（特別養護老人ホーム）
- 【介護老人保健施設】 在宅への復帰を目指してリハビリテーションなどを必要とする方のための施設です。（老人保健施設）
- 【介護療養型医療施設】 病状は安定していますが、長期の療養を必要とする方のための施設です。（療養病床など）

## ●利用できる新予防給付サービス（平成18年4月1日から実施予定）

### ◎介護予防サービス

- 【訪問系サービス】 ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問看護  
・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問リハビリテーション  
・介護予防居宅療養管理指導
- 【通所系サービス】 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション
- 【短期入所系】 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護
- 【その他】 ・介護予防認知症対応型共同生活介護  
・介護予防特定施設入所者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与
- 【福祉用具販売】 ・年額100,000円以内
- 【住宅改修費の支給】 ・原則生涯200,000円まで（事前に申請が必要です）

※上記以外に主として通所系サービスとして「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」のサービスが導入されることが検討されています。

## ● 地域支援事業とは (平成18年4月1日から実施予定)

要支援・要介護状態になる前からの介護予防(現在の老人保健事業、介護予防・地域支援  
合い事業及び在宅介護支援センター事業を再編したもの)を推進します。

※本事業は、国が示した一般的な形態であるため、現在策定中の愛荘町介護保険事業計画の内容により  
変更となる場合があります。

### ◎介護予防事業

- ① 介護予防特定高齢者施策 \*特定高齢者とは、要支援・要介護になるおそれのある方です。
  - ・特定高齢者把握事業
  - ・通所型介護予防事業
  - ・訪問型介護予防事業
  - ・介護予防特定高齢者施策評価事業
- ② 介護予防一般高齢者施策 \*一般高齢者とは、全高齢者が対象
  - ・介護予防普及啓発事業
  - ・地域介護予防活動支援事業
  - ・介護予防一般高齢者施策評価事業

### ◎包括的支援事業

- ① 介護予防ケアマネジメント事業
- ② 総合相談支援事業／権利擁護事業
- ③ 包括的・継続的マネジメント事業

### ◎任意事業

- ① 介護給付等費用適正化事業
- ② 家族介護支援事業
  - ・家族介護教室
  - ・認知症高齢者見守り事業
  - ・家族介護継続支援事業
- ③ その他事業
  - ・成年後見制度利用支援事業
  - ・福祉用具、住宅改修支援事業
  - ・地域自立生活支援事業

## ● 所得の低い方には次の施策が設けられています。

### ◎負担限度額の認定

【対象者】 保険料区分の第1段階から第3段階の方です。

(平成18年3月までは第1段階と第2段階の方が対象となります)

【内容】 介護保険3施設における「居住費」(滞在費)「食費」の利用者負担について  
負担の限度を認定します。

### ◎社会福祉法人による利用者負担軽減制度

### ◎旧措置入所者の負担軽減

## ● 転出されるときには

65歳以上の方(40歳～64歳までの認定者を含む)の転出の手続きは次のとおりです。

- ・現在交付しております介護保険被保険者証をご持参ください。
- ・要支援、要介護の認定を受けている方は、新しい住所地で引き続き認定を継続していただくために受給者資格証明書を発行しますので、転入先の市町村に提出してください。

## 母と子の健康（母子保健）

### ● 妊娠したとき

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
母子健康手帳	妊 婦	母子健康手帳をお渡しします。 (妊娠届出書をご持参ください)	秦荘保健センター 愛知川保健センター	母子健康手帳は、妊娠初期から、小学校入学までの、母子に関する健康の記録となります。
妊婦健康診査		妊婦健康診査等の受診票をお渡しします。		母子健康手帳交付時にお渡しします。
妊婦相談 および 家庭訪問		妊娠・出産・栄養・生活についての相談や家庭訪問	秦荘保健センター 愛知川保健センター 訪問は各家庭	随時

### ● 子どもが生まれたとき

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
産婦および 新生児へ 相談や家庭訪問	産 婦 および 新生児	発育・発達相談、母乳相談、育児相談、 保健事業や予防接種の紹介	秦荘保健センター 愛知川保健センター 訪問は各家庭	随時

### ● 子どもの健康教室など

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
離乳食教室	4~10ヵ月児 (健康診査と 同時開催)	離乳食相談、調理見学、試食など	秦荘保健センター 愛知川保健センター	町広報紙・健康カレンダーなどに掲載
親子教室	乳幼児と 保護者	子育てについてのお話しおよび親子遊び	秦荘保健センター 愛知川保健センター	
子育てサークル	就学前児と 保護者	親子遊びや親同士の交流の場	秦荘保健センター 愛知川保健センター 福祉センター愛の郷 愛知川公民館等	

### ● 子どもの健康診査

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
4ヵ月児健診	3~4ヵ月児	身体計測、問診、相談(発達、育児、栄養等)医師による診察、離乳食講習	秦荘保健センター 愛知川保健センター	町広報紙・健康カレンダーなどに掲載
7ヵ月児相談	5~7ヵ月児	身体計測、問診、相談(発達、育児、栄養等)離乳食相談、応急手当講習		
10ヵ月児健診	8~10ヵ月児	身体計測、問診、相談(発達、育児、栄養等)医師による診察、離乳食相談、聴力検査		
1歳6ヵ月児健診 歯科健診	1歳6ヵ月児	身体計測、問診、相談(発達、育児、栄養等)、)医師による診察、歯科診察、ブラッシング指導およびフッ素塗布		
2歳6ヵ月児相談 歯科相談	2歳6ヵ月児	身体計測、問診、相談(発達、育児、栄養等)ブラッシング指導およびフッ素塗布、親子遊び		
3歳6ヵ月児健診 歯科健診	3歳6ヵ月児	身体計測、問診、相談(発達、育児、栄養等)医師による診察、歯科診察、ブラッシング指導およびフッ素塗布、尿検査、視力検査		

## 予防接種一覧

予防接種は、かかりつけの医師と相談し、体調をみながら受けましょう。  
乳幼児・児童の予防接種にかかる費用負担はありません。(高齢者個別接種のみ個人負担あり)  
集団接種の実施日時等、詳しくは町広報紙・健康カレンダー等でお知らせします。

### ●乳幼児集団接種 (秦荘保健センター・愛知川保健センターで実施)

種 別	対象年齢	接種方法	備 考
ポ リ オ	3ヵ月～7歳6ヵ月未満児	6週間以上あけて2回投与	
B C G	3ヵ月～6ヵ月未満児 (4ヵ月健診と同時実施)	1回接種	

### ●乳幼児個別接種 (町内指定医療機関で実施)

種 別	対象年齢	接種方法	備 考
三 種 混 合 ・ジフテリア ・百日咳 ・破傷風	3ヵ月～7歳6ヵ月未満児	初回接種 3～8週間の間隔で3回接種 追加接種 初回3回終了後、 1～1年半の間に1回接種	
麻しん(はしか)	1歳～7歳6ヵ月未満児	1回接種(12ヵ月～15ヵ月の間に接種するのが望ましい。)	※平成18年4月から麻しん風しん混合ワクチンの導入に伴い内容の一部変更があります。
風しん(三日はしか)	1歳～7歳6ヵ月未満児	1回接種	
日 本 脳 炎	3歳～7歳6ヵ月未満児 (第1期)	1～4週間の間隔で2回接種 その翌年に追加1回接種	※平成17年5月厚生労働省通達により当分の間中止

### ●児童集団接種 (町内各小学校で実施)

種 別	対象年齢	接種方法	備 考
二 種 混 合 ・ジフテリア ・破傷風	小学6年生	1回接種	
日 本 脳 炎	小学4年生(第2期)	1回接種	※平成17年5月厚生労働省通達により当分の間中止

### ●高齢者個別接種 (町内指定医療機関で実施)

種 別	対象年齢	接種方法	備 考
インフルエンザ	・65歳以上 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する場合	1回接種	個人負担…1,000円

## 基本健康診査および各種検診

自分の体の健康チェックと健康管理のため受診しましょう。

種 別	対象年齢	検査内容	備 考
基本健康診査	30歳以上	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（肝機能検査、痛風検査、脂質検査、糖尿病検査、貧血検査）、心電図検査、眼底検査、内科診察	30歳から69歳 集団健診 個人負担…1,100円 70歳以上 医療機関 個人負担…無 料
肝炎ウイルス検査	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳	血液検査（B・C型肝炎ウイルス検査）	集団検診…無 料 （平成18年度で最終）
胃がん検診	30歳以上	胃部エックス線撮影	集団検診 個人負担…900円
大腸がん検診	30歳以上	便潜血検査2日法	集団検診 個人負担…500円
子宮がん検診	20歳以上の女性	視診、細胞診	集団検診（子宮頸部がん検診） 個人負担…600円 医療機関 個人負担 子宮頸部がん検診…1,700円 子宮頸部体部がん検診…2,500円
乳がん検診	40歳以上の女性	視触診、マンモグラフィ（乳房エックス線） 2年に1回の検診	集団検診 個人負担…700円
結核健診	65歳以上	胸部エックス線撮影	集団健診…無 料 （各集落巡回）
骨粗しょう症検診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳	骨量測定	集団検診 個人負担…600円 （子宮・乳がん検診と同時実施）

※詳細は町広報紙・健康カレンダーなどに掲載します。

## 教室・その他事業

生活習慣病の予防と健康に関する知識の普及を図るため、医師、保健師、栄養士等による教室を開催します。

なお、各事業は年度により実施内容や実施場所を変更する場合があります。

種 別	対象者	内 容	実施場所
各種健康教室	健康づくりに 関心のある方	生活習慣病予防・骨粗しょう症予防 などについての学習会	秦荘保健センター 愛知川保健センター
介護予防教室	高齢者	認知症や転倒予防など介護予防に 関する学習会	秦荘保健センター 愛知川保健センター けんこうプール

※詳細は町広報紙などに掲載します。

## 保育園

保育園は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育ができない児童を保護者に代わって保育をするところです。

### ●入所の基準

保育園へ入所できる児童は、保護者が次のいずれかの事情にある場合で、かつ、同居の親族が、児童を保育することができない場合です。

- ①児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合。
- ②児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合。
- ③死亡、行方不明、拘禁などの理由により保護者がいない家庭の場合。
- ④保護者が出産の前後、病気、負傷、心身の障害などにより、その児童の保育ができない場合。
- ⑤その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人があるため、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。
- ⑥火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
- ⑦上記に類する状態にあると町長が認めた場合。

### ●保育時間

「保育園一覧(79ページ)」をご参照ください。

### ●保育料

児童の年齢および世帯の所得にかかる課税状況により決定されます。同時に2人以上の児童が入所している場合は、階層によりどちらかの児童の保育料が2分の1になり、3人目以降の児童の保育料は10分の1になります。

### ●保育料徴収基準額表（月額）

※平成18年度から適用

階層区分	3歳児未満	3歳児	4歳以上児	階層区分の定義
第1階層	0円	0円	0円	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)
第2階層	4,200円	2,700円	2,700円	町民税非課税世帯
第3階層	10,200円	8,200円	8,200円	均等割の額のみ(所得割のない世帯)
第4階層	13,800円	11,000円	11,000円	所得割の額のある世帯
第5階層	19,000円	16,000円	16,000円	所得税額が32,000円未満
第6階層	29,200円	26,200円	26,200円	所得税額が32,000円以上64,000円未満
第7階層	39,000円	33,000円	28,000円	所得税額が64,000円以上112,000円未満
第8階層	44,200円	36,600円	32,000円	所得税額が112,000円以上160,000円未満
第9階層	48,600円	36,600円	33,000円	所得税額が160,000円以上408,000円未満
第10階層	56,100円	36,600円	33,000円	所得税額が408,000円以上

## ●延長保育

※詳細は、社会福祉課 ☎37-8052または愛知川サービス室 ☎42-7693にお問い合わせください。

実施施設	実施時間(平日)	実施時間(土曜日)	延長保育利用料
秦川保育園	7:30~19:00	7:30~13:00	無料
秦川愛児園	7:30~19:00	7:30~13:00	
八木荘保育園	7:30~18:30	7:30~13:00	
つくし保育園	7:30~18:00	7:30~12:00	
ゆたか保育園	7:30~18:00	7:30~12:00	
愛知川保育園	7:30~18:00	7:30~12:00	

## ●一時保育(スポット保育)

保護者の勤務形態の多様化や急病・育児疲れの解消などのため、一時的に保育を希望される場合に支援を行います。

### ◎対象者

就学前児童で、次のいずれかに該当する場合

- ① 保護者の傷病、災害、事故、出産、看病、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急・一時的に家庭における保育が困難となる場合
- ② 保護者の育児疲れの解消や保護者の就労、勤務形態等により、家庭における保育が緊急・一時的に困難となる場合

### ◎実施施設

秦川保育園 愛荘町蚊野2560番地 ☎0749-37-3582

秦川愛児園 愛荘町目加田628番地2 ☎0749-37-2037

八木荘保育園 愛荘町島川483番地 ☎0749-42-5082

### ◎実施日および実施時間

上記の実施施設の開所日で、各保育園の保育時間内です。事前に園へお問い合わせください。

### ◎一時保育料 (全額保護者負担)

上記実施時間内において 0から3歳未満…3,500円/1日  
 3から5歳……………3,000円/1日  
 半日の場合は全年齢 2,000円

## ●入所申し込み

4月1日の入所募集 (毎年10月頃)	町広報紙、防災行政無線、町ホームページなどで お知らせします。
年度途中から 入所を希望される場合	社会福祉課 ☎37-8052 にお問い合わせください。

## ●保育園一覧

名 称	所在地・ 電話番号	入所 定員	受け入れ 体 制	通常保育時間 延長保育時間
秦川保育園	蚊野2560番地 ☎0749-37-3582	90人	産休明けより	(月～金) 7:30～19:00 (土) 7:30～13:00
秦川愛児園	目加田628番地2 ☎0749-37-2037	45人	産休明けより	通常 (月～金) 8:00～16:00 (土) 8:00～12:00
				延長 (月～金) 7:30～19:00 (土) 7:30～13:00
八木荘保育園	島川483番地 ☎0749-42-5082	60人	産休明けより	通常 (月～金) 8:00～16:00 (土) 8:00～11:30
				延長 (月～金) 7:30～18:30 (土) 7:30～13:00
つくし保育園	川原702番地1 ☎0749-42-5475	60人	離乳食終了後	通常 (月～金) 8:30～16:30 (土) 8:30～12:00
				延長 (月～金) 7:30～18:00 (土) 7:30～12:00
ゆたか保育園	東円堂1530番地 ☎0749-42-5323	60人	離乳食終了後	通常 (月～金) 8:30～16:30 (土) 8:30～12:00
				延長 (月～金) 7:30～18:00 (土) 7:30～12:00
愛知川保育園	愛知川1558番地 ☎0749-42-6370	60人	離乳食終了後	通常 (月～金) 8:30～16:30 (土) 8:30～12:00
				延長 (月～金) 7:30～18:00 (土) 7:30～12:00

## 学童保育所

問合せ先 それぞれの地域担当課にお問い合わせください。

保護者の就労などにより放課後の家庭保育が困難な児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援します。

### ● 放課後保育・長期休業期間中保育

#### 1. 秦荘地域

※ 問合せ先 社会福祉課 ☎ 37-8052

##### 放課後保育

名 称	開設場所・連絡先	開所時間	対象者
秦川 保育園	蚊野2560番地 ☎0749-37-3582	【月～金】 下校時～18:00	秦荘東小学校・秦荘西小学校に 就学する1年生から3年生
秦川 愛児園	目加田628番地2 ☎0749-37-2037	【月～金】 下校時～18:00	
八木荘保育園	島川483番地 ☎0749-42-5082	【月～金】 下校時～18:00	
<b>負担金</b>	月額 3,000円 (2人目から1/2) ※その他飲食物代等別途必要		

##### 長期休業期間中保育

名 称	開設場所・連絡先	開所時間	負担金	対象者
町指定施設	町指定施設	夏季 【月～金】 8:30～18:00	20,000円 (2人目から1/2)	秦荘東小学校・ 秦荘西小学校に 就学する1年生 から3年生の児 童とその児童の 兄、姉で4年生の 児童
		冬季 【月～金】 8:30～18:00	3,000円 (2人目から1/2)	
		学年 年末 【月～金】 8:30～18:00	5,000円 (2人目から1/2)	

#### 2. 愛知川地域

※ 問合せ先 学校教育課 ☎ 37-8057

名 称	開設場所・連絡先	開所時間	対象者
愛知川小学校区 学童保育所	沓掛480番地 ☎0749-42-6469	【月～金】10:00～19:00 【土】10:00～19:00 【夏季】10:00～19:00	愛知川小学校 に就学する 1年生から3年生 ※保護者が希望する 場合6年生まで可
愛知川東小学校区 学童保育所	豊満573番地 ☎0749-42-7223	【冬季】10:00～19:00 【学年末】10:00～19:00	愛知川東小学校 に就学する 1年生から3年生 ※保護者が希望する 場合6年生まで可
<b>保育料</b>	<b>【入所料】</b> 7,000円 ※同時入所の2人目から5,000円 <b>【保育料】</b> 1・2・5・6・9・10・11・12月… 月額10,000円 3・4・7月… 月額14,000円 8月… 月額18,000円 <b>【一時預かりに係る保育料】</b> 半日 1,500円 1日 3,000円 ※2人目以降の入所児童については、月額3,000円を減額することができる。		

### ● チャイルドシート購入補助

子育て支援の一環として、チャイルドシートの購入者に、一定の要件を設けて予算の範囲内で補助金を交付します。詳しくは、総務課または秦荘サービス室までお問い合わせください。

対象者の条件	(1) 町内に居住していること (2) 設置時に満6歳未満の幼児などを現に養育していること。
補助金額	乳幼児など1人に対し1回を限度として、購入金額の3分の1以内で1万円を限度

## 民生委員児童委員

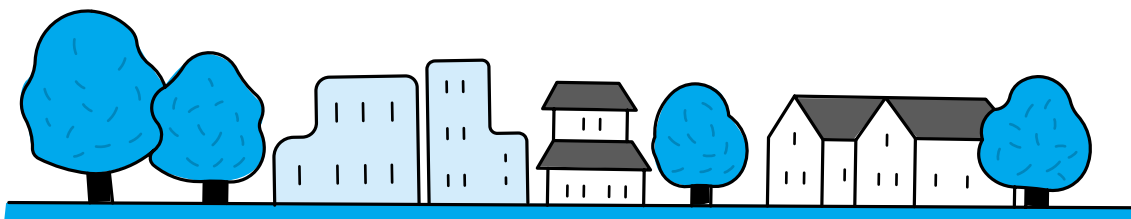
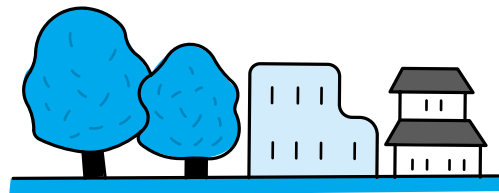
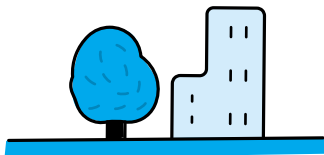
問合せ先 社会福祉課 ☎ 37-8052 愛知川サービス室 ☎ 42-7693

### ● 民生委員児童委員

地域には、住民の方からの様々な相談に応じ支援を行う民生委員児童委員がいます。また、児童福祉を専門的に活動している主任児童委員もいます。

民生委員児童委員・主任児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密が他に漏れることはありませんのでお気軽にご相談ください。

詳しくは、社会福祉課または愛知川サービス室にお問い合わせください。



ごみの処理は従来どおりリバースセンターおよび愛知郡清掃センターで処理しますので原則的に変更がありません。

マナーを守って、ごみの減量化、リサイクルにご協力をお願いします。

ごみの収集日、出し方等については「ごみカレンダー」で確認してください。

### ●家庭ごみの正しい出し方の基本的事項

- ◎ 燃えるごみ、燃えないごみなどは決められた収集日、収集場所にそれぞれ指定袋に入れて出してください。
- ◎ 分別をきちんと行い、指定ごみ袋には必ず名前を書いて出してください。  
ごみ出しは指定時間を守ってください。  
重さは片手で持って負担のかからない重さで出してください。
- ◎ 回収するごみは、日常の家庭生活から出るごみだけであり店舗や事業所から出るごみは出せません。
- ◎ 一度に多量のごみが出るときは、リバースセンターおよび愛知郡清掃センターに直接持ち込んでください。  
(許可書が必要な場合がありますのでご注意ください)

### ●ごみ収集所に搬入できるもの

区 分		主なもの	備 考
燃えるごみ		生ごみ類、紙くず類、木くず類、衣類、プラスチック、ゴム類	生ごみを出す場合は、十分に水を切って出してください。 シャンプーの容器などは中身を出してキャップを取り除いてください。
燃えないごみ		塩化ビニール、キャップ類 (資源にならないもの)	小型電化製品は「粗大ごみ」扱いになります。
ワレモノ類		蛍光灯、電球等、化粧びん、農薬びん、板ガラス、ガラス食器、鏡等	専用コンテナに入れてください。 割らないでコンテナに入れてください。
ガレキ		茶わん類、皿、スレート、瓦類	専用コンテナに入れてください。
金 属	金属類	ジュース、缶詰、スプレー缶、一斗かん等	スプレー缶は必ず穴をあけて出してください。 ジュース缶等は中身を洗ってください。
	アルミ缶	ビール、ジュース缶等	各種団体、自治会等でも回収されます。
びん類		ジュース、ドリンク、洋酒、のみ薬などの飲食用のびん	キャップを取り、中身を出し切ってきれいに水洗いをして出してください。 無色透明、青緑、茶、黒色に分別して出してください。
ペットボトル		ジュース、ドリンク、醤油など飲食用でPET 1 マークがついているペットボトル	キャップおよびラベルを取り、中身を出し切って、きれいに水洗いをして出してください。

\*燃えるごみ、燃えないごみは指定袋からはみ出さないように入れて出してください。

## ●町指定ごみ袋

可燃ごみ袋	家庭系	10枚	200円
	家庭系(小)	10枚	100円
	事業系	10枚	300円
不燃ごみ袋	家庭系	10枚	200円

## ●ごみの直接搬入

従来どおりです。指定日以外にごみを排出したい場合や、多量に排出する場合は、それぞれの処理施設へ直接搬入してください。

搬入日等については「ごみカレンダー」で確認してください。

## ●燃えるごみ・布団・カーペット類の搬入

搬入先	リバースセンター [ 東近江市平柳町3-1 ☎0749-45-0366 ]		
業務時間	【月～金】 9:00～16:30	休 み	土・日・祝祭日・年末年始
搬入手続	燃えるごみは、直接搬入してください。布団・カーペットは搬入確認書が必要ですので、住民課および秦荘サービス室で印鑑を持参のうえ事前予約をしてください。		
料 金	搬入するごみの重量により計算されますので、搬入後に受付で料金をお支払いください。		

- ※ 必ず指定ごみ袋に入れてください。
- ※ ごみは、長さ50cm以内に切ってください。
- ※ 金属類は必ず取り外してください。
- ※ ふとん・カーペットは切らずに搬入できます。(持ち込める日が決まっています。)

## ●燃えないごみ・ガレキ・灰・ガラス類の搬入

搬入先	愛知郡清掃センター [ 東近江市小八木町22-2 ☎0749-45-1416 ]
業務時間	【第3日曜日と搬入指定日】 9:00～11:30
搬入手続	搬入確認書が必要ですので、住民課および秦荘サービス室で印鑑を持参のうえ事前予約をしてください。
料 金	搬入するごみの重量により計算されますので、搬入後に受付で料金をお支払いください。

- ※ 必ず指定ごみ袋に入れてください。(直接搬入の場合指定ごみ袋不要)
- ※ ごみは、長さ50cm以内に切ってください。

## ●家庭用生ごみ処理機購入補助

家庭から出る生ごみの自家処理およびごみの減量化の推進を図るため、生ごみ処理機などを設置した家庭に対し、町から予算の範囲内で補助金を支給します。

詳しくは、住民課および秦荘サービス室にお問い合わせください。

- ◎設置する処理機(本体)1台について、その購入額の1/2を限度として補助  
1台について、3万円が補助限度額(町民で1世帯1台まで補助)

- ◎町では処理機の斡旋はしていません。

## 資源回収

問合せ先 住民課 ☎42-7692 秦荘サービス室 ☎37-8050

資源回収をすることで、可燃ごみの減量化を図り、また、生活に密着したリサイクル活動を推進することで、処理施設への負担を軽減する。

**回収品目** 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着、廃食油

※上記以外に秦荘地区のみ「乾電池・ペットボトル・牛乳パック」を回収します。  
詳しくは、「ごみカレンダー」をご覧ください。か、住民課および秦荘サービス室までお問い合わせください。

## 上水道

問合せ先 愛知郡広域行政組合水道事務所 ☎46-0168

上水道に関するお問い合わせは、従来どおり愛知郡広域行政組合水道事務所にお願  
いします。

愛知郡広域行政組合水道事務所 [ 東近江市鯉江町1676 ☎46-0168 ]

## し尿のくみとり

問合せ先 住民課 ☎42-7692 秦荘サービス室 ☎37-8050

し尿の汲み取りを希望される方は、直接収集許可業者へご連絡ください。

(秦荘地区) (有)アイケン ☎0749-37-2075・3053

(愛知川地区) 愛知川衛生社 ☎0749-42-2437

地域により収集許可業者が異なりますので、分からない場合は住民課および秦荘サ  
ービス室までお問い合わせください。

## 飼い犬の管理

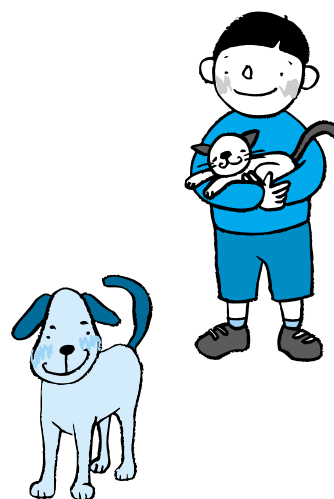
問合せ先 住民課 ☎42-7692 秦荘サービス室 ☎37-8050

### ●飼い犬の登録

生後91日以上の犬は、生涯に一度登録しなければなりません。登録は役場、または動物病  
院などで行ってください。登録すると、「犬の鑑札」が交付されますので、犬の所有者は必ず  
首輪につけてください。

### ●登録内容の変更

登録した犬が死亡したり、飼い主の氏名や住  
所が変わったときは、速やかに町に届け出てく  
ださい。



## ●狂犬病予防接種

### 【狂犬病】

狂犬病は、イギリス・オセアニア・北欧等の一部を除いて世界各国において発生し、国際交流がさかんな現代、いつ、ウイルスが日本へ侵入し、狂犬病が発生するかもしれません。万が一の侵入にそなえ、犬の登録・狂犬病の予防注射が法律により義務付けられています。

◎狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の所有者は狂犬病の予防注射を毎年1回受けなければなりません。

◎予防注射は町の広報等により日時や場所をお知らせしますので、最寄りの会場で受けてください。また、動物病院でも随時受けることができます。

◎予防注射済みの犬には「注射済票」が交付されますので、「犬の鑑札」と同様に首輪につけてください。

## ●犬の適正な飼育

- ①動物の習性等を正しく理解し、その健康および安全を保持し適正に飼ってください。
- ②最後まで責任を持って飼ってください。
- ③犬（猫）の繁殖制限に努めてください。
- ④散歩をさせるときにロープを放さず、他人に脅威をあたえないようにしましょう。  
また、フンの後始末を必ずしてください。
- ⑤逃げたり、迷子になったりした場合、自分で責任を持って収容してください。

## ●犬の死体処理(火葬)にかかる補助制度

犬の死体処理(火葬)にかかる費用の1/2を限度として補助。(登録が済まされている犬)犬1匹につき15,000円が補助限度額。

## 斎 場

斎場に関するお問い合わせは、従来どおり愛知郡広域行政組合にお願いします。

愛知郡広域行政組合 [東近江市小八木町16]  
総務課 ☎0749-45-1416 【平日】  
消防本部 ☎0749-45-4119 【土・日・祝祭日】

休 館 日	1月1日
利 用 時 間	【火葬室】午前9時から午後3時まで 【待合室】午前9時から午後3時まで
火葬点火時間	1日4体(午前、午後各2体ずつ)
火 葬 受 付	愛知郡広域行政組合 【平 日】 総 務 課 午前8時30分から午後5時15分まで 【土・日・祝祭日】 消防本部 午前8時30分から午後5時15分まで

■平成18年2月13日から料金および納付方法が次のようになります。

### ● 納付方法

口座振替または納入通知書により、各金融機関および出納室へ毎月納付をお願いします。  
口座振替の詳細はP54ページをご覧ください。

### ● 使用料

下水道の維持管理には多額の費用がかかります。  
下水道使用料は、下水道施設の清掃・修理、終末処理場で汚水を処理する費用などに充てられています。

#### 公共下水道使用料 (旧秦荘町)

(税込)

基本料金	人員	料金	汚水ます管理料金	公共汚水ます	315円
	10人以下	1,260円		排水料金	増設汚水ます
	11人～30人	2,835円	汚水料		料 金
	31人～50人	4,410円	その他の排水	1 m <sup>3</sup> あたり	73.5円
	51人～100人	7,560円			
	101人～200人	10,710円			
	201人以上	15,435円			

#### 備考

- 「家庭排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水(その他の排水は除く。)および一般家庭から公共下水道に排除される汚水をいう。
- 「その他の排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分(町長が認める公共または公益(収益事業を行う部門を除く。)の関係施設から排除される汚水を除く。)をいう。  
例：公共汚水ます1ヵ所設置の場合(5人家族の場合)  
基本料金1,260円+汚水ます管理料315円+(家族数5人×7m<sup>3</sup>×排水料金73.5円)≒4,140円(10円未満切り捨て)  
(1人あたり1ヵ月7m<sup>3</sup>として計算します。)

#### 公共下水道使用料 (旧愛知川町)

(税込)

区分	基本料金		超過料金	
	排水量	料 金	排水量	料金(1m <sup>3</sup> につき)
一般排水	10m <sup>3</sup> まで	1,260円	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで	136.5円
			31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで	147円
			51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	157.5円
			101m <sup>3</sup> 以上	168円
特定排水			751m <sup>3</sup> 以上	220.5円

#### 備考

- 「一般排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水(特定排水は除く。)および一般家庭から公共下水道に排除される汚水をいう。
- 「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分(町長が認める公共または公益(収益事業を行う部門を除く。)の関係施設から排除される汚水を除く。)をいう。
- 汚水量の決定
  - ①使用水に上水道だけを使用されている場合は、上水道の使用水量を汚水量とします。
  - ②使用水に上水道以外(井戸水等)だけを使用されている場合は、1人あたり1ヵ月8m<sup>3</sup>として認定します。
  - ③使用水に上水道とそれ以外を併用している場合は、①②のどちらか多い数量で汚水量を決定します。  
※旧秦荘町と旧愛知川町とは下水道使用料が異なりますが、平成21年を目途に統一します。

例：1ヵ月に35m<sup>3</sup>を使用した場合

基本料金1,260円+(136.5円×30m<sup>3</sup>)+(147円×5m<sup>3</sup>)≒4,725円

## ● 受益者負(分)担金

下水道が整備された区域の土地の所有者や権利者のみなさんには、受益者負(分)担金として下水道建設費の一部を納めていただきます。下水道使用の有無は問いません。

### 受益者負(分)担金の計算方法

納めていただく負(分)担金は、1平方メートル当たり460円で、土地の面積に応じて計算します。

### 支払方法

支払方法は、分割納付と、一括納付があります。

分割納付は、1年分を4期(7月、9月、12月、3月)に分割し、5年間の20回にして納付していただく方法と、一括納付は、5年～1年分を一括で納付していただく方法があります。

一括納付の場合には前納報奨金制度があります。

### 一括納付報奨金

一括納付する期間	一括納付金額に乗ずる率
1年	100分の4
2年	100分の9
3年	100分の14
4年	100分の19
5年	100分の24

## ● 排水設備工事

あなたの住む地域に公共下水道が完成して供用開始の告示がされますと、ご家庭の排水設備を公共下水道に接続する工事をくみ取り便所は3年以内に、それ以外の排水(台所・風呂等)は速やかに行っていただくことになります。下水道が完成しても、みなさんに利用していただかなければ価値がないものになってしまいます。地域の環境をよくするため、水洗化の推進についてのご協力をお願いします。

## ● 指定工事店

下水道への接続工事は、必ず排水設備指定工事店で行ってください。指定工事店は、基準に合った完全な設備をつくるために必要な技術を習得しており、町に対する手続きの代行するなど、安心して工事を任せることができるよう町が指定しているものです。指定工事店以外で工事をされますと、検査が受けられず、工事のやり直しをしていただくことになります。

※ 詳しくは、下水道課または秦荘サービス室にお問い合わせください。

## ● 融資斡旋制度

下水道供用開始が公示された区域内で、公示された日から3年以内に排水設備工事を行うために資金が必要な方は、その工事費に応じて金融機関を通じて融資が受けられます。この融資を受けるためには、町税や下水道受益者負担金を滞納していないことなどの条件があります。

融資限度額	100万円
融資利率	年3.0%
償還期間	60ヵ月(5年)以内

● 道路・河川の境界

道路・河川に接する土地の測量や境界付近の造成または掘削等をする場合は、境界確認が必要です。境界を確定したいときは、道路・河川の管理者に申請書を出してください。

境界確定あれこれ	問合せ先
・町道・法定外公共物（里道・普通河川）等の私有地に接する土地の境界確定をしたいとき	建設課、秦荘サービス室
・国道・県道・一般河川・砂防河川等に接する土地の境界確定をしたいとき	湖東地域振興局 建設管理部 管理調整課 ☎0749-27-2243

※地域振興局の事務分担により問合せ先が変わります。

● 道路・河川の占用

道路や河川は、大切な公共の財産であり、私的に使用することは、法律や条例で禁止されています。道路や河川を使用したり、地下に管等を埋設する場合は、道路占用・河川占用等の許可が必要となりますので、占用許可を受けていない方は、申請手続きをお願いします。

占用あれこれ	問合せ先
①道路を掘削し地下埋設を引き込むとき ②道路の法面を埋めて出入口をつくるとき ③水路等を横断して出入口（橋等の構造物）をつくるとき ④道路を一時的に使用するとき	建設課、秦荘サービス室 東近江警察署（道路使用の場合のみ） ☎0748-24-0110

※上記の①～③の申請のうち、国道・県道・1級河川・砂防河川等については、湖東地域振興局 建設管理部へ

## 建築物・工作物の新築等

問合せ先 建設課 ☎42-7694 秦荘サービス室 ☎37-8050

- 建築物の新築、増築、改築、移転をするとき…………… 確認申請書
- 工作物の新築をするとき…………… 確認申請書
- 建築物や工作物等を新築、除去したりするとき
  - ・建築物の解体 床面積の合計10㎡をこえるもの …… 建築物除却届
  - ・建築物の新築・増築 床面積の合計10㎡をこえるもの …… 建築工事届
  - ・建築物の解体 床面積の合計80㎡以上 …… リサイクル法届出書
  - ・建築物の新築・増築等 床面積の合計500㎡以上 …… リサイクル法届出書
  - ・建築物の修繕・模様替 請負代金1億円以上 …… リサイクル法届出書
  - ・その他の工作物等の工事 請負代金500万円以上 …… リサイクル法届出書
- 建築物の新築・増築で床面積2,000㎡以上 …… ハートビル法届出書  
…………… 省エネ法届出書
- 建築物の耐震診断…………… 補助制度があります

## 町営住宅

問合せ先 建設課 ☎42-7694

愛荘町内には、旧愛知川町営住宅があります。公営住宅の入居は、低所得者等で住宅に困っていることが明らかな方が対象です。  
入居基準等詳しいことは、建設課までお問い合わせください。

## 開発行為にかかる規制

問合せ先 建設課 ☎42-7694

土地の開発には次のとおり規制があります。

このようなとき	内 容	問合せ先
都市計画区域内の土地を開発するとき	1,000㎡以上…町の指導要綱に基づく協議が必要です。 3,000㎡以上…知事の許可が必要です。	建 設 課
都市計画区域外の土地を開発するとき	1,000㎡以上…町の指導要綱に基づく協議が必要です。 10,000㎡以上…知事の許可が必要です。	

## 農林業

### ●農業委員会

農業委員会は公職選挙法による選挙で選ばれた委員、農業団体の推薦する委員、学識を有する委員で構成されています。

農業委員会の活動は、農地法や農業経営基盤強化促進法を中心とする農地の権利移動、優良農地の保全確保と担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消の取り組み、また農業振興業務として担い手の確保・育成を中心に地域農業の振興を図っています。

### ●農地について

#### ○農地の売買や貸し借りについて(3条)

農地の所有権を移転(売買・交換・贈与など)や賃借(賃貸借・使用貸借など)を行う場合には、事前に農業委員会または県知事の許可が必要です。

#### ○農地の転用について(4条・5条)

自分の農地を転用(宅地や駐車場等の農地以外に利用)する場合や、転用することを目的に所有権移転(売買・交換・贈与など)や賃借する場合には、事前に農業委員会を通じ、県知事の許可が必要です。

#### ○農地の利用調整

農業委員会は、認定農業者から農地の利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農地の所有者から利用権の設定等のあっせんの申し出に基づき認定農業者に対して安心して農地の貸し借りが行えるよう調整に努めています。

### ●農林業の振興

大切な食糧を生産する農地(田・畑・果樹園等)や自然緑地帯としての森林は、景観形成をはじめとした多面的機能を有しており、将来にわたって計画的に管理育成をしていく必要があります。

今後の農林業政策は各種計画等に、行政・農林業従事者・地域・関係機関がいかなる分担を担うかを調整しながら盛り込み、地域の特色ある作物等のブランド化や地産地消の取り組みを進めます。

### ●需給調整(米の生産調整)

平成16年度から始まった「米政策改革大綱」は、平成22年に「米づくりの本来あるべき姿」を実現することを目標に、需給調整については、平成19年度から農業者・農業者団体が自主的、主体的に取り組むこととなります。稲作等農産物は、両町で策定された「水田農業ビジョン」を柱に、近江米の品質向上を視野に入れ、需要に見合った量の米が生産されることを目指しています。

## 農業者年金

### ●農業者年金

農業者年金制度は、食料・農業・農村基本法の理念に即して、農業者の老後年金生活の安定と福祉の向上に加え、農業者年金事業を通じて農業の担い手を確保するという政策年金です。

#### ◎農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方であればどなたでも加入できます。農業者年金制度の詳しい内容や加入の申し込みについては東びわこ農業協同組合または農業委員会にご相談ください。

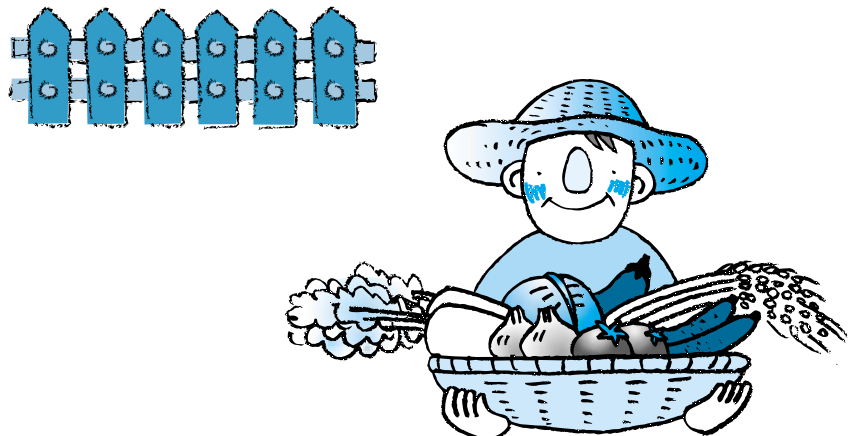
### ●農業者年金の現況届

農業者年金の現況届は、年金受給者の受給資格を確認するためのもので、農業者年金基金から毎年5月下旬に送付されます。この現況届は、6月中に受給者本人等が署名して、農業委員会に提出するものです。

## 農業制度資金による融資

農業制度資金は、農業経営の改善や経営規模の拡大などに必要な資金で、国や県の農業施策に基づいて融資される低利・長期償還に設定された資金です。また、農業制度資金による融資を受けた場合、県・市から利子補給補助金が受けられます。

利用を希望される方は、農林商工課、愛知川サービス室および東びわこ農業協同組合、湖東地域振興局農産普及課にご相談ください。



## 各種制度（農林水産振興関係）

### 農村整備事業

#### ●町補助金および地元負担金

##### ◎国及び県の補助がある場合の町補助率および地元負担率

事業の種類	国・県補助率	町負担率	地元負担率
ほ場整備	77.5%	工事費の10%	国、県、町補助を差引いた残額
かんがい	55%	工事費の10%	国、県、町補助を差引いた残額
ため池整備	70%	地元負担を差引いた残額	工事費の15%
農道整備	60%	地元負担を差引いた残額	工事費の10%
調査設計	60%	40%	—

##### ◎県のみ補助がある場合の町補助率および地元負担率

事業の種類	県補助率	町負担率	地元負担率
ほ場整備	30%	工事費の10%	県、町補助を差引いた残額
かんがい	30%	工事費の10%	県、町補助を差引いた残額
ため池整備	60%	地元負担を差引いた残額	工事費の15%
農道整備	30%	地元負担を差引いた残額	工事費の10%
調査設計	50%	50%	—

※愛知川沿岸土地改良区が行う事業の負担は、愛知川沿岸土地改良区の制定する各種事業負担割合による。

#### ●その他単独事業補助金

事業の種類	町負担率	地元負担率	土地改良区
補完工事（軽微な補修）	—	50%	50%
井戸跡復旧	50%	—	50%
維持補修（資材費）	50%	—	50%
ほ場整備事業未施行地区の集落が行う農道整備に対する資材支給	100%	—	—

## 土地改良（地域用水機能増進事業）

永源寺ダム受益地域の農業振興地域内の集落および集落周辺における地域用水機能増進活動を補完する施設などの改修工事を行います。

### ◎補助率および負担率

国庫補助率	県補助率	町補助率	地元負担率
50%	25%	15%	10%

## 集落営農関係補助

### ●補助基準

事業の種類	補助基準	補助率
集落営農ビジョンがない集落	・営農組合の設立 (集落の耕作者の2/3以上の同意が必要) 導入機械は県基準による	1/3以内
集落営農ビジョンがある集落	集落の耕作面積に応じて補助 導入機械は県基準による	1/3以内
特定農業団体になることが 確実な集落営農組織	・集落営農ステップアップ促進事業 ※ 集落営農ステップアップ実践事業(ハード事業) は、まず集落営農ステップアップ推進事 業(ソフト事業、県補助1/2)の達成が必 要条件となる	1/6以内 (県費1/3)
町長から集落営農改善計画の 認定を受けた営農団体等	平成16年度～平成18年度(ハード事業) ・みんなでがんばる集落営農実践事業 ※	1/6以内 (県費1/3)

### ●補助対象

農業機械・建物(格納庫、作業所等)  
新規・更新は問わないが集落の経営面積により、導入機械は県基準による。

### ●補助金限度額

農業機械 250万円  
建物関係 500万円

### ●対象範囲

集落営農組織

## 【事業の説明】

### ※集落営農ステップアップ促進事業

米政策改革の実現を目指し、集落営農をさらにすすめるとともに、担い手として位置付けられる「特定農業団体」等へのステップアップの加速化を図るため、農用地利用規定の作成、法人化計画の作成、特定農業団体の設立および集落営農組織の経営改善計画の策定等を行うソフト事業と、特定農業団体として、営農活動を実施するのに必要となる機械・施設の整備を行うハード事業に取り組む集落に対し助成する。

### ※みんなががんばる集落営農実践事業

集落営農を機軸として、担い手の育成、生産コストの一層の低減、環境と調和した農業生産や特色ある米づくり等の取り組みを推進し、滋賀ならではの農業を展開するため、「集落営農改善計画」の作成「集落営農マネージャー」および「農業排水指導員」の設置、集落営農をPRするCI活動の実施および濁水防止推進看板の設置を行うソフト事業と、「集落営農改善計画」に基づき次の事業『環境調和型農業推進型実践事業』『特色ある米づくり推進型実践事業』、『条件整備型実践事業』のハード事業に取り組む集落に対し助成する。

## 商工業

### ●中小企業融資制度（小口簡易資金）

滋賀県内で事業を営む小規模企業者に対し簡易低利の融資を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先	愛荘町役場農林商工課	☎ 37-8051
	愛荘町役場愛知川サービス室	☎ 42-7693
	愛荘町秦荘商工会	☎ 37-3951
	愛荘町愛知川商工会	☎ 42-2719

### ●勤労者互助会事業

中小企業で働く方の福祉の向上と生活の安定のため、彦根市、犬上郡、愛知郡の中小企業の事業主と従業員が共に力を合わせて、個々の事業所では困難な各種福利事業・貸付事業・共済金給付事業などを行っています。

問合せ先	彦根地域勤労者互助会	☎ 0749-27-6787
------	------------	----------------

### ●地場産業育成事業補助

町の地場産業である近江上布などの麻織物の振興・育成のため、関係団体である滋賀県麻織物工業協同組合および湖東繊維工業協同組合に対して、研究開発にかかる育成事業補助金を交付しています。

## 悠久の時の流れを今に伝える

### 歴史のまち、愛荘町。

琵琶湖・近江湖東三山のまん中のお寺「金剛輪寺」など、古来より鈴鹿山系からの清水の恩恵を受け数々の歴史が生み出されてきた愛荘町。

いにしえより宿場町「愛知川宿」を中心に栄えた商業地とそれを取り囲む農村集落により形成されてきた愛荘町。

水と土の温もりに心落ち着く趣き豊かで、心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまちです。

#### ○金剛輪寺

長い参道を千体のお地藏様に迎えられて訪れるのが、湖東三山まん中にある松峰山金剛輪寺。天平13年(741年)聖武天皇の勅願により、行基菩薩が開かれました。本堂の大悲閣は檜皮葺、入母屋の室町前期を代表する和様建築として国宝に指定され、さらに三重塔や木造十一面観音像など13の文化財が国の重文指定されています。国名勝明壽院庭園は、「石楠の庭」の名のごとく、春はシャクナゲの花が咲き乱れ、秋には血染めのもみじと呼ばれる深紅の紅葉が境内一面に錦を広げます。

#### ○国民宿舎金剛輪寺荘

金剛輪寺のそばにあり、西明寺・百済寺からも近く、庭園や国宝巡りの休憩、食事、宿泊などに最適です。ゲートボール場・テニスコート・県立アーチェリー場などが利用でき、四季折々の料理も魅力の一つです。

#### ○愛荘町立歴史文化博物館

愛荘町立歴史文化博物館は、金剛輪寺を中心にした仏教美術、この地域の開発の基礎を築いた渡来系古代豪族「依智秦氏」、そして当地方の歴史文化などを映像機器や模型などを用いコーナーごとにわかりやすく紹介しています。

#### ○手おりの里金剛苑

伝統的工芸品、近江上布・秦荘紬の資料の保存および展示ならびに家蚕・天蚕の飼育など技術技法の伝承活動を行っています。また、伝統工芸士の指導により、正藍染や絣織りが体験できます。

#### ○目賀田城跡

戦国期、佐々木六角氏の重臣として活躍した目賀田氏が築城したと伝えられています。目賀田氏は本能寺の変で明智光秀に加担したことで豊臣秀吉に知行を没収され、一族は離散しました。当地は、メカタ姓発祥の地と言われています。

#### ○堅井之大宮

堅井之大宮春祭は、毎年4月に行われます。九つの集落それぞれが、工夫をこらした山車を用意し、祭り衣装の若衆が、堅井の杜をめざして引きます。祭りのハイライトである山車の宮入は、大きなかけ声とともに山車を引き回し、五穀豊穡を祈願します。雅やかな衣装も見どころです。

#### ○依智秦氏の里古墳公園

往時には三百基にもおよぶ渡来系豪族「依智秦氏」ゆかりの大古墳群が当地には遺存しましたが、戦後の開墾でその多くが消滅しました。現在は公園内に十基が保存され、石室の内部構造などが見学できます。

## ○矢取地藏

昔、安孫子庄と隣郷押立保との間に水争いが起こり、敵数百人が安孫子地先に押し寄せました。検非違使平諸道の父が率いる手勢は、弓を射つくしてしまいます。窮地に陥った諸道の父が氏寺の地藏尊を一心に念じたところ、小法師が現れ、戦場の矢を拾い集めて諸道の兵に配り与えたのです。これにより諸道勢は勝利します。お礼参りに行くと、地藏尊の顔には敵の矢が立っており、血が流れていたといいます。小法師は地藏尊の御化身だったのです。これが矢取地藏尊の伝説で、金剛輪寺の北西にある仏心寺にまつられています。

## ○宇曾川渓谷・宇曾川ダム

宇曾川渓谷には、自然との共生を考慮して作られた、宇曾川ロックフィルダムがあり、ダムの上からは湖東平野が一望できます。やさしく流れる清流と山の息吹のハーモニーは、心やすらぐオアシスです。

## ○近江特産・やまいもの里

旧秦荘町のやまいもは、約300年前の伊勢神宮参りのおみやげが長年にわたり選別され、現在のテコ状のいもになりました。原産地は中国の雲南地方。紀元前2000年、神農皇帝の時に薬用として栽培されたという記録があります。

## ○郷土の偉人館・西澤眞藏記念館

近江商人として大きな成功をおさめた眞藏。その後、愛知県の枝下用水の開削工事に関わりますが、濃尾地震や度重なる洪水などによりその工事は困難を極めます。しかしこの困難に、眞藏は全財産を投じたうえに膨大な借金を背負いながら、その後の人生をすべて賭けて執念で工事を継続、完成させました。今日でも枝下用水流域の人々の眞藏に対する感謝の念は厚く、豊田市内には顕彰神社が多数築かれています。

## ○豊満神社

一般に「旗神さん」・「御旗さん」という呼び名で親しまれています。境内の竹を旗ざおにすると戦いに勝つと言われているため、源頼朝をはじめ多くの武将がこの竹を使ったと伝えられています。また鎌倉時代後期に建立された四脚門は入母屋造り檜皮こけら葺きで国の重要文化財に指定されています。

## ○宝満寺

親鸞聖人お手植えの紅梅が有名です。愛知川が氾濫して渡ることができなくなったとき、親鸞聖人はここに仮宿を持たれました。その時に植えられたと伝えられているのがこの紅梅で、毎年多くの人々がこの梅を見に訪れます。また、聖人直筆の掛け軸が寺宝として保存されています。

## ○八幡神社

社伝によれば、聖徳太子が物部守屋との戦で身の安全を祈願された際、神託により当社に身を潜められました。無事、難を免れることができたため報賽の田園を奉納され、それ以来皇室の尊崇があったといわれています。春祭りには鯰魚を献じ、秋祭りには赤蕪を神供する古例があります。本殿は県の有形文化財に指定されています。

## ○愛荘町立愛知川びんてまりの館

全国でも数カ所でしか作られていないびん細工手まり。心ある人にはまるく（家族円満）中がよく（仲良く）見えるなどと、新築祝いや嫁入り道具などに喜ばれています。愛知川地域に古くから伝わるこの不思議で美しい工芸品の魅力を紹介しています。

## ○愛知川駅コミュニティハウス(るーぶる愛知川)

いにしへの宿場町の機能を現代の旅人に向けて果すことを目的に、近江鉄道「愛知川駅」の新駅舎として誕生しました。愛知川の風情・風土を、びん細工手まりなどの伝統工芸品や観光情報、郷土物産、建物のクラシカルな雰囲気を通じて感じていただける、旅の基点にふさわしいスペースです。また、人が集う空間をめざし、町の小さな美術館として著名な作家の作品を、3週間ごとに展示しています。駅前には「びん細工手まり」をかたどった郵便ポストが設置されています。

## ○大隴神社

大隴神社は古くは大領(だいろ)神社と呼ばれていました。大領とは古代の郡役所の長官のことで、ここには代々の郡役所長官が奉祀されています。境内を包み込んでいる静けさが心に染み入る神社です。

## ○中山道「愛知川宿」

江戸時代、中山道の宿場町として栄えた愛知川宿。本陣、脇本陣が各1軒、問屋場3軒、旅籠28軒の中くらの規模宿場でした。街道沿いにある竹平楼には、明治天皇が北陸東山道御巡幸の際にお小休された御座所が当時のまま保存されています。部屋の間取りや建て方が特徴的で、素材の良さは建築後、約120年たってもくるいがないほどです。明治天皇の御座所ということで、戦前までは史蹟として扱われましたが戦後になって解除され、現在は国の登録有形文化財に指定され、大切に保存されています。

## ○近江上布伝統産業会館

鎌倉時代に京都の職人が移り住み、その技術を伝えたといわれている近江上布は、長い歴史の中で培われた高い技術により「細綴絹のごとし」の高級麻織物としての評価を得ています。昭和52年には、国の伝統的工芸品に指定されました。このようにこの地で麻織物が発展した理由は、愛知川の水が良質かつ豊かであり、湿度が高いことで糸が切れにくく麻織りに適していたことがあげられます。また近江商人の活躍も抜きには語れません。

近江上布伝統産業会館は、麻織物に関する貴重な資料や、現在の製品に至るまでの歴史がわかるよう展示されています。

## ○愛知郡役所

立派な木造二階建ての洋館は、昔、愛知郡役所だった建物です。明治12年、当時の愛知川村に置かれた郡役所は様々な変遷を重ね、大正11年に現在の建物ができました。しかし、翌12年に四十数年におよんだ郡制に終止符が打たれ、大正15年には郡役所も廃止となりました。当時の面影を残し湖東地方の中心として栄えていた往年を思わせる堂々とした風格です。

## ○御幸橋(むちん橋)

文政12年(1829)愛知川の庄屋であった成宮弥次右衛門らが資金を出し合い、彦根藩に願い出て天保2年(1831)に架けられた「無賃橋」は多くの旅人から喜ばれたといわれています。歌川広重の版画「木曾海道六拾九次之内恵智川」にも「はし銭いらす むちんはし」と付されている。明治11年明治天皇の御巡幸にあたり、車馬の渡れる橋として無賃橋の後身である御幸橋が架けられました。現在の橋は、昭和36年国道8号の新設とともに、これまでの橋よりやや下流に架橋され、周囲の風景はすっかり変わってしまいましたが、今も昔も交通の要衝地であることは同じです。

## ○祇園神社

その昔、無賃橋創設のころこの地に移った祇園社は、無賃橋の神、中山道交通安全、河川愛知川の保護の神として奉られています。毎年7月中旬に行われる祇園納涼祭花火大会は、神々への感謝の気持ちを捧げる行事で、江戸時代から続いています。

## ○御崎神社

愛知川河川沿いある御崎神社では、毎年5月4日に先祖供養のために火祭りが行われます。高さ5メートルの大かがりに火がつけられると、十数メートルの火柱となって燃え上がります。この勇壮な祭りは県下でもかなり有名で、当日の夜には近隣の町より多くの観光者が訪れます。

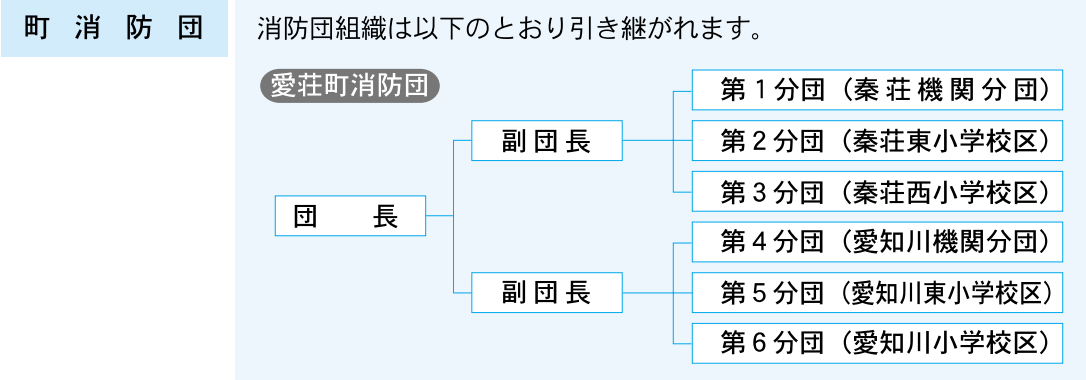
## ○ポケットパーク

中山道沿いの一角に、宿場町愛知川の姿を紹介した「ポケットパーク」があります。成宮家に伝わる「愛知河架橋絵巻」絵図、歌川広重の「木曾海道六拾九次之内恵智川」絵図、「無賃橋の由来」が陶板で紹介されています。また、明治4年に作られたものと同じ型の郵便ポストが置かれており、他のポストと同様に集荷されます。

# 消防・防災

## 消 防

**常 備 消 防** 従来どおり愛知郡広域行政組合消防本部とします。  
 愛知郡広域行政組合消防本部  
 滋賀県東近江市小八木町16番地 ☎ 45-4119(代表)



## 防 火 ◎火災・救急の場合

愛荘町から119番(携帯電話を含む)をかけると東近江市小八木町にある愛知郡広域行政組合消防本部の通信指令室につながります。場所が確認できた時点で消防車、救急車は出場します。あわてずに状況等をはっきり通報してください。

### ◆一般電話から119番通報する

**火災の場合**

消防本部の問いかけ	通報者の通報内容例
消防119番。火事ですか、救急車ですか。	火事です。
場所はどこですか。	〇〇町香之庄518番地、えち太郎です。
近くに何か、目標となる物がありますか。	スーパーえちの横です。
どのような状況ですか。何が燃えていますか。	2階が燃えています。
負傷された人、逃げ遅れた人はいませんか。	いないと思います。
あなたのお名前、電話番号は。	愛知太郎、45-4119です。
はい、わかりました。	

**救急の場合**

消防本部の問いかけ	通報者の通報内容例
消防119番火事ですか、救急車ですか。	救急車です。
どうしましたか。	交通事故です。【「はさまれている」等、できるだけ内容を具体的に言ってください。】
場所はどこですか。	〇〇町長野、国道8号線です。
近くに何か目標物がありますか。	喫茶工子の前です。
あなたのお名前、電話番号は。	愛知太郎、45-4119です。
はい、わかりました。	

## ◆携帯電話から119番するときの注意点

- ◎運転中は必ず安全な場所に停車してから通報してください。
- ◎再確認するため消防本部から電話をかけなおす場合がありますので、消防隊、救急隊が到着するまで電源を切らないでください。
- ◎近くに一般電話がある場合は、できるだけ一般電話での通報をお願いします。場所の確認や出場をより早くできます。

携帯電話は中継局の関係により、他の消防本部につながる場合があります。その場合は、愛知郡広域行政組合消防本部通信指令室へ転送されます。

## 救急以外で医師の診察を受けたいとき

### 医療機関診療時間外

愛知郡広域行政組合消防本部救急医療情報案内  
☎ 45-3799(みなきゅうきゅう)  
にお問い合わせください。

### 休日

在宅当番医制があります。  
愛知郡広域行政組合消防本部救急医療情報案内  
☎ 45-3799(みなきゅうきゅう)  
にお問い合わせください。

## 防 災

問合せ先 総務課 ☎ 42-7680 秦荘サービス室 ☎ 37-8050

### ●防災対策

地震や台風などによる災害が予測されるときや発生したときは、町役場内に「災害対策本部」を設置し、被害を最小限にとどめるための情報収集、被害調査、災害復旧などにあたります。しかしながら、災害の規模によっては個々の要望に対応することが難しくなりますので、地域で協力し合い、消火活動や救助活動に当りましょう。

災害はいつ起こるかわかりません。非常時に備え、普段から防災用品の準備・点検を行い、災害が起きたときの対応や避難場所について各家庭で確認をするなどの心構えが大切です。

## ●防災行政無線(戸別受信機)申請手続き

防災行政無線は、災害時の初期対応に大きな力を発揮するだけでなく災害発生が予想される場合に、気象の予警報、地震発生時にはその震度情報をはじめ、県の防災情報システムや雨量情報などの活用により町民の皆さまにお伝えできるものです。

また、災害時のみならず、平常時には一般行政のお知らせをはじめ、自治会のお知らせなどコミュニティの推進にも幅広く活用していただけます。

防災無線サイレン信号の種類		
項 目	パターン(秒)	
	吹鳴時間	停止時間
火災・災害予防	30	6
火災・災害発生	3	2
大 災 害	45	15

防災無線定時放送	
7:00～	時報・朝のお知らせ
12:00～	時報・昼のお知らせ
17:00～	時報 (ただし、5月1日から9月30日 までは、18:00～)
19:30～	夜のお知らせ

※こんなときは役場へ届出をお願いします。

- ・ 町内に転入されたとき(戸別受信機貸与)
- ・ 他の自治会に転居されたとき(戸別受信機交換)
- ・ 家族全員が町外へ転出されたとき(戸別受信機返還)
- ・ 戸別受信機の破損もしくは異常が見られるとき

## ●災害に備えよう

### ① 家族 1 人ひとりの役割分担

日常の予防対策上の役割と災害時の役割の両方について決めましょう。寝たきりの高齢者、病人、小さな子どもがいる場合は、だれが保護を担当するかをあらかじめ決めておきましょう。

### ② 家屋の危険箇所チェック

家の内外をチェックして危険箇所を確認しましょう。放置できない危険箇所については、修理や補強をしておきましょう。

### ③ 家具などの安全な配置と転倒防止対策

家具の配置換えによって家の中に安全なスペースをつくれないう工夫をしましょう。また、家具の転倒や落下を防ぐために固定金具等で固定しましょう。

### ④ 災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認をしましょう。

### ⑤ 非常持ち出し品のチェックと入れ替えや補充をしましょう。

家族構成を考えながら必要な品がそろっているかチェックしましょう。定期的に新しい物と取り替えましょう。(使用期限のある非常食、水、乾電池等)

防災行政無線(戸別受信機)・線携帯ラジオ・救急医薬品・非常食・懐中電灯・貴重品など

## ●安否確認などの連絡に

### NTT災害伝言ダイヤル「171」のかけ方

大きな災害発生時にはNTTの災害用伝言ダイヤルサービスが稼働します。事前契約などはいっさい不要です。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡などに活用できます。

災害伝言ダイヤルサービスの開始はテレビ・ラジオなどで通知されます。

#### 伝言の録音方法

「171」をダイヤル  
(ガイダンスが流れます)



「1」をダイヤル



ガイダンスに従って  
市外局番からダイヤルしてください。

(〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇

被災地の方はご自宅の電話番号を、  
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を



伝言を入れる(30秒以内)

#### 伝言の再生方法

「171」をダイヤル  
(ガイダンスが流れます)



「2」をダイヤル



ガイダンスに従って  
市外局番からダイヤルしてください。

(〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇

被災地の方はご自宅の電話番号を、  
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を



伝言を聞く

## ●災害見舞金交付内規による支給

町内で発生した災害に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)および災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の適用を受けない町民の被災者に対して必要に応じて次の被災見舞金を支給します。

ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りではありません。

種類	被災の程度	金額	
被災見舞金	死亡	1人につき	10万円
	負傷入院者	1人につき	3万円
	住家の全壊、全焼、流出	1世帯につき	3万円
	住家の半壊、半焼	1世帯につき	2万円
	住家の床上浸水	1世帯につき	2万円
	住家の一部損壊	1世帯につき	1万円

※災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による被害が生じることをいいます。

※被災の程度については、滋賀県災害救助保護計画の被害認定基準に基づき決定されます。

# 交通・防犯・消費者生活相談

## 交通・防犯について

交通や防犯に関する相談については、駐在所もしくは総務課または秦荘サービス室へご相談ください。

東近江警察署秦荘東警察官駐在所	☎0749-37-2061
東近江警察署秦荘西警察官駐在所	☎0749-42-4121
東近江警察署	☎0748-24-0110
東近江警察署愛知川警部交番	☎0749-42-2025

### ●事件・事故の場合

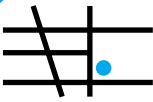
110番をかけると、警察官が次の要領でお聞きしますので、落ち着いて、正確に、はっきりと話してください。

事件ですか？  
事故ですか？



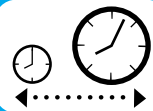
「どろぼう被害にあった」、「交通事故が発生した」などと事件なのか、事故なのかを簡単にお話してください。

場所はどこですか？



「市町村名」、「番地」、「目標物」など事件や事故が発生した場所をお話してください。

何分前に  
発生しましたか？



「今から●分くらい前」、「●時〇分頃」などと事件や事故の発生がいつ頃の出来事なのかをお話してください。

犯人を見ましたか？



「犯人の人数」、「年格好」、「服装」、「凶器の種類」、「逃げた方向や乗り物」などをお話してください。

住所とお名前、  
電話番号は？



あなたの住所とお名前、自宅の電話番号、又はお使いの携帯電話番号をお話してください。

### ●警察の相談ダイヤル #9110

県警察では、各種相談、照会、案内および警察への要望を専門に受け付ける警察総合相談電話を開設しています。

事件や事故以外の緊急を要しないときは、110番ではなく #9110 を利用してください。

◆プッシュ回線、携帯電話、PHSでは… #9110 (警察本部) 24時間受付

◆ダイヤル回線では…………… ☎0748-24-0110 (東近江警察署) 24時間受付

…………… ☎0749-42-2025 (東近江警察署愛知川交番)  
留守の場合もあります。

## ●カーブミラー・道路照明の設置について

カーブミラー・道路照明の設置を希望される場合は、自治会長さんにご相談ください。  
なお、カーブミラーの破損等を見つけられた場合は、建設課または秦荘サービス室までご連絡ください。

## ETCの補助

項目	内容	問合せ先
ETC車載器購入補助事業	町内に6ヵ月以上住民登録をしている住民を対象に、機器購入費用、セットアップ費用の一部補助 ◎補助限度額：1万円 ◎補助率：1/3	総務課(愛知川庁舎) ☎42-7680 秦荘サービス室(秦荘庁舎) ☎37-8050

## 消費生活相談

問合せ先 総務課 ☎42-7680 秦荘サービス室 ☎37-8050

県立消費生活センターでは、消費者の利益の擁護および増進を図るため、消費生活に関するご相談や苦情などをお聞きし解決するためのお手伝いをしています。  
「心配だなあ」「こまったなあ」と思ったら、お気軽にご相談ください。  
秘密は厳守いたします。

悪徳商法のトラブル・多重債務トラブルなど

滋賀県立消費生活センター 彦根市元町4-1 ☎0749-23-0999



●滋賀県市町村交通災害共済

交通災害共済制度は、国内の一般通路上で、自動車、バイク、自転車、身体障害者用車いす等の車両により死亡またはけが(自損行為を含む)をしたときに災害見舞金が支給されます。

【申 込 方 法】 毎年2月ごろに各家庭に申込書を配布しますので、掛金(1人500円)を添えて金融機関(滋賀銀行・びわこ銀行・滋賀中央信用金庫・東びわこ農協)でお申し込みください。

【請 求 方 法】 愛荘町総務課または秦荘サービス室の窓口へ次の書類を持参のうえ、交通事故発生日から1年以内に請求してください。

- ① 加入者証(申込時にお渡しします)
  - ② 交通事故証明書  
(自動車安全運転センター都道府県事務所長の発行する証明書)
  - ③ 医師の診断書  
(治療実日数のわかるもの。死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書)
  - ④ 戸籍謄本(死亡の場合のみ)
  - ⑤ 印鑑
  - ⑥ 請求者名義の通帳  
(口座振込される場合は、口座番号がわかるものが必要)
- ※ ②③④はコピーでもかまいません。

【災害見舞金の額】

等級	災害見舞金	災害の程度
1 級	1,000,000円	死 亡
2 級	800,000円	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級の区分の第1級各号に該当する障害、即ち両目が失明したもの、両上肢の用を全廃したもの、両下肢の用を全廃したものなど
3 級	120,000円	医師の治療を要した期間が181日以上で、かつこの間の治療実日数(「入院治療日数および通院治療日数以下同じ)が、121以上の傷害
4 級	70,000円	医師の治療を要した期間が91日以上で、かつこの間の治療実日数が61以上の傷害
5 級	30,000円	医師の治療を要した期間が31日以上で、かつこの間の治療実日数が21以上の傷害
6 級	15,000円	医師の治療を要した期間が8日以上で、かつこの間の治療実日数が5以上の傷害
7 級	10,000円	医師の治療実日数が5日未満の傷害

### ●入園するとき

幼稚園に入園できる幼児は、町内に居住している4歳児（2年保育）5歳児（1年保育）の幼児です。入園についての詳細は、各幼稚園か学校教育課もしくは教育委員会愛知川分室にお問い合わせください。

#### 【入園申し込み】

4月1日の入園募集 (毎年10月頃)	町広報紙、防災行政無線、町ホームページなどでお知らせします。
年度途中から 入園を希望される場合	各幼稚園か学校教育課もしくは教育委員会愛知川分室へお問い合わせください。

#### 【幼稚園使用料】

公立幼稚園の使用料は、下記のとおりです。

区 分	公立幼稚園	備 考
使用料(月額)	6,000円	給食費、教材費等は別途
入園手数料	なし	

### ●入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した入学通知書を送付します。

次の場合は、学校教育課へご連絡ください。

- ・入学通知書が届かないとき
- ・入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき
- ・入学通知書の記載内容に誤りがあるとき
- ・国立、県立、私立の学校に入学するとき
- ・心身に障害のある場合や病弱により、入学先の変更、または延期をしたいとき

### ●就学時健康診断

小学校へ入学する前年の10月～11月に健康診断を行います。健康診断の実施日の1ヵ月ほど前に保護者へ通知します。

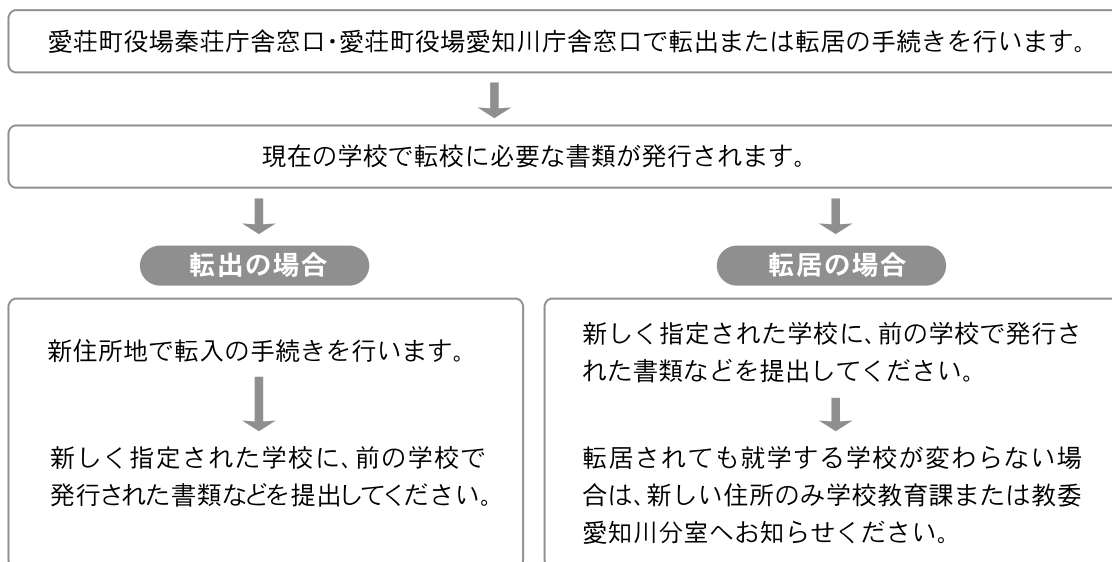
## ●転出・転居するとき

愛荘町役場秦荘庁舎、愛知川庁舎窓口で住所異動(転出・転居)の手続きをした後、在学している学校に転校の申し込みをすると転校に必要な書類(①在学証明書・②教科書給与証明書)が発行されます。

転出する場合は、新所在地で転入の手続きをした後、新しく指定された学校へ①および②の書類を提出してください。

転居する場合は、転居の届出をした後、新しく指定された学校へ①および②の書類を提出してください。

## ●手続きの流れ



## ●就学援助制度

### 援 助

経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して学用品、給食費などを援助します。

## ●幼稚園就園奨励費補助

町立幼稚園に通園する満4歳および5歳の幼児を持つ家庭に対し、当該幼稚園の設置者がその家庭の町民税の課税状況に応じ保育料の免除を行います。

## ●小・中学校防犯対策事業

町内の児童・生徒の防犯・交通安全意識の高揚を図り、増加する犯罪・交通事故から次代を担う子どもたちを守るために、小学生には防犯ブザーを支給し、中学生には通学用ヘルメット購入費用の一部を助成する。

小学生・・・入学時に防犯ブザーを支給する。

中学生・・・入学時に通学用ヘルメットの購入費の一部を助成する

◎補助限度額：1,200円

◎補助率：1/2

## ●町内の幼稚園・小学校・中学校一覧

### 【幼稚園】

名称	所在地	電話番号
愛荘町立秦荘幼稚園	愛荘町安孫子642番地	37-3696
愛荘町立愛知川幼稚園	愛荘町市1736番地	42-2110

### 【小学校】

名称	所在地	電話番号
愛荘町立秦荘東小学校	愛荘町東出25番地	37-2004
愛荘町立秦荘西小学校	愛荘町島川1162番地	42-2244
愛荘町立愛知川小学校	愛荘町沓掛480番地	42-2037
愛荘町立愛知川東小学校	愛荘町豊満573番地	42-2307

### 【中学校】

名称	所在地	電話番号
愛荘町立秦荘中学校	愛荘町安孫子730番地	37-2005
愛荘町立愛知中学校	愛荘町市779番地	42-2162

## 国内姉妹都市

問合せ先 広報広聴課 ☎42-7681

- 【国内姉妹都市】 那珂川町(2005年度10月 旧馬頭町、旧小川町が市町村合併により誕生)  
【人口】 約2万人  
【面積】 192.84km<sup>2</sup>

## 海外姉妹都市

問合せ先 広報広聴課 ☎42-7681

- 【国内姉妹都市】 アメリカ合衆国ウィスコンシン州ウエストバンド市  
【人口】 約3万人  
【面積】 67km<sup>2</sup>

## ●交流事業助成

### 〔海外〕

- ・中学生海外派遣研修事業  
一律150,000円を参加負担金とする。

### 〔国内外研修事業参加補助金制度〕

- ・国外研修事業に参加する場合  
一律50,000円を補助。
- ・国内研修事業に参加する場合  
一律30,000円を補助。

## 町議会・選挙

### 町議会

問合せ先 議会事務局 ☎42-7670

#### ●議員の定数

議会議員の定数および任期の取り扱いについて、2町の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用せず、新町設置の日から50日以内に選挙し、町長選挙との同日選挙となっています。愛荘町の議会議員の定数は、16人です。

#### ●議会の傍聴

議会の傍聴および請願や陳情についての詳細は、議会事務局にお問い合わせください。

### 選挙

問合せ先 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎42-7680

区 分	内 容
選挙人名簿の登録資格は	投票をするためには、選挙人名簿に登録される必要があります。 次の①②の条件を満たせば、選挙人名簿に登録されます。 ①愛荘町の区域内に住所を有する20歳以上の日本国民 ②住民票が作成された日(転入者は、転入届をした日)から、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方 ※合併時は、合併前の秦荘町・愛知川町の住民基本台帳を継承します。 外国に住む日本国民も申請により、一定要件を満たせば、衆・参議院議員選挙(比例代表に限る。)で投票するための在外選挙人名簿に登録されます。
選挙人名簿の登録時期は	年4回(3、6、9、12月)および選挙のときに登録され、名簿の縦覧が行われます。
投票の方法は	選挙の日時や投票所等については、町広報や投票所入場整理券によりお知らせします。なお、投票日までに愛荘町から転出された方は、選挙の種類によっては投票できないことがあります。
投票日に投票できない方は	投票日にやむを得ず、投票に行けない方は、期日前投票ができます。また、大幹機能等に重度の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方で、一定の条件に当てはまる方や介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である方は、自宅から郵便による投票ができます。(郵便投票証明書の申請・交付が必要です。)

# 愛荘町 暮らしのガイドブック



## 編集・発行

平成18年1月20日

秦荘町・愛知川町合併協議会

TEL.0749-42-7671

※合併後(平成18年2月13日以降)のお問い合わせは

総務課

TEL.0749-42-7680